

点検・評価報告書

(2020 年度大学評価申請用)

二松学舎大学

目次

序章	1
第1章 理念・目的	3
第2章 内部質保証	9
第3章 教育研究組織	17
第4章 教育課程・学習成果	22
第5章 学生の受け入れ	45
第6章 教員・教員組織	57
第7章 学生支援	69
第8章 教育研究等環境	86
第9章 社会連携・社会貢献	97
第10章 大学運営・財務	
第1節 大学運営	100
第2節 財務	110
終章	114

序 章

1. 二松学舎大学における自己点検・評価の経緯

本学は、大学基準協会への維持会員加盟申請のため、1996（平成 8）年 8 月に自己点検評価報告書を作成し、適格であるとの評価を得て、1997（平成 9）年に大学基準協会に維持会員校として加盟した。

この申請に先立ち、1994（平成 6）年 7 月に自己点検・評価検討委員会を設置し、実施体制及び自己点検・評価項目を決定し、さらに、同委員会の後継として実際に自己点検・評価を運営・統括する実施委員会を組織した。1995（平成 7）年度から、実質的な点検・評価作業を開始している。その後、1996（平成 8）年に「二松学舎大学の自己点検・評価に関する規程」を制定・施行し、制度的な自己点検・評価活動を開始した。以降、定期的に「二松学舎大学の現状と課題」を発行し、本学の教育研究活動をデータ等としてまとめた「二松学舎大学年報」を毎年度発行している。

2010（平成 22）年度には「二松学舎大学の自己点検・評価に関する規程」を発展的に改正し、「二松学舎大学の自己点検・評価及びファカルティ・ディベロップメントに関する規程」として、自己点検・評価及びファカルティ・ディベロップメント等について包括的に実施する体制を整え、現在に至っている。

その間、2004（平成 16）年度からは、全ての国公立大学が文部科学省認定の大学評価機関による評価を受けることが義務化され、制度化された。本学は、2006（平成 18）年度に第 1 期となる相互評価を受け、2007（平成 19）年 3 月 13 日付けで、大学基準に適合していると認定された。その後、2013（平成 25）年度には第 2 期となる前回の認証評価を受審し、2014（平成 26）年 3 月 11 日付けで、2021 年（令和 3 年）3 月 31 日までを認定期間として、大学基準に適合していると認定された。

2. 前回の認証評価以降、改善・向上に向けた取り組み

2013（平成 25）年度に受審した前回の認証評価では、適合の認定を受けた際、「長所として特記すべき事項」として 4 項目が評価された一方で、「努力課題」として 10 項目について指摘を受けた。

主なものとしては「大学院設置の目的への本学固有の理念・目的の反映」、「学部卒業年次生に対する 1 年間に登録できる単位の適切な上限設定」、「研究科における学位論文審査基準の明示」、「学部における推薦入学者数の是正」等である。これらの指摘に対しては、指摘内容に対応した改善を図っており、2017（平成 29）年 7 月までに改善報告書を提出している。

これら指摘事項への対応のほか、ユニバーサル段階に入ったと指摘されて久しい高等教育について、近年の累次の中央教育審議会答申等により謳われている「高等教育改革」や「高大接続改革」等に対応するため、本学において取り組むべき課題事項も少なからず認識された。特に単位制度の実質化や組織的 FD 活動等を中心として、改善・向上に向けた取り組みを行ってきたが、これらの詳細については本章で述べることにしたい。

3. 第3期認証評価の受審に当たって

今回の認証評価でも、これまでの認証評価と同様、各学部・研究科等における自己点検・評価においてまとめられた報告書が基盤となって、最終的な報告書がまとめられている。

これらの報告書を材料として、大学全体としての自己点検・評価を行うこととなる訳だが、特に今回の自己点検・評価では、「全学的視点」ということを強く意識しながら最終的に大学全体としての報告書をまとめた。

この最終的に行う全学的視点での自己点検・評価の作業は、自己点検・評価実施委員会委員長である副学長を始めとする教職員がワーキンググループを編成し、教職協働の体制で行った。その過程において、各学部・研究科や事務組織等における取り組みに関し、多くの長所や特色を改めて確認できたこと、改善に向けて取り組むべき課題が明らかになったこと、そしてそれらの事項を共有できたことが、大きな成果であったとも考えている。

この報告書は、今回ワーキンググループで共有できた事項を、全学的にも共有すべき意義のあるものとしてまとめられたと考えている。

こうした本学の取り組み内容の詳細について、以下に続く本章を中心に検証願いたい。

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容。

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性。

<人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容>

二松学舎大学は、創立者三島中洲が、漢学を教授することにより東洋学の確立と新時代を担う国家有為の人材の育成を目指し、「己ヲ修メ人ヲ治メ一世ニ有用ナル人物ヲ養成スルニ在リ」（「二松学舎規則」教旨）を建学の精神として、明治10（1877）年に漢学塾二松学舎を創設したことに始まる。

この建学の精神を受け継ぎ、学校法人二松学舎寄附行為第3条に「この法人は三島毅の創立した二松学舎の事業を維持拡張するために主として東洋の学芸文化を研究教授し以て世界文化に貢献することを目的とする。」と本法人の目的を定めている（根拠資料：1-1）。

なお、本学創立135周年に当たる2012年には、本法人の中長期計画である「N' 2020 Plan」を策定・公表しているが、その際、建学の精神を再確認し、現代の社会情勢等を勘案してこの理念の現代的解釈を行い、これに基づく育成すべき人材像を公表している（根拠資料：1-2, p.6【ウェブ】）。さらに、創立140周年に当たる2017年に策定した「N' 2030 Plan」策定時には、急激に進展してきた知的基盤社会に対応すべく、将来の社会情勢を勘案してこの現代的解釈に修正を加え、今後の社会状況に即して必要とされる人材像を明確化して、本学が育成すべきより具体的な人材像を明示した。「N' 2030 Plan」では、修正を加えた建学の精神の現代的解釈による育成すべき人材像を「日本に根ざした道徳心を基に、良質な知識と英語・中国語等語学力を身に付け、我が国の歴史と文化を理解し、かかる知識を背景として、より良き社会を実現する目標を持って、グローバルに活動する逞しい人材」としている（根拠資料：1-3, p.20【ウェブ】）。

大学及び大学院の目的は、この建学の精神を受けて、二松学舎大学学則及び二松学舎大学大学院学則に、それぞれ次のように定めている。いずれも「東洋の精神による人格の陶冶を旨とした教授研究」を基本的な考え方としており、大学の理念・目的と連関している。

二松学舎大学学則 第1条（目的及び使命）

本大学は、東洋の精神による人格の陶冶を旨とし、学校教育法に基づき、広く一般の基礎教養に関する学術と、更に深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的および応用的能力を展開させるとともに、世界文化の進展に寄与し、国家社会に貢献する国際性豊かな有為の人物を養成することを使命とする（根拠資料：1-4【ウェブ】）。

二松学舎大学大学院学則 第1条（目的）

本大学院は、東洋の精神による人格の陶冶を旨とし、学部の教育の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする（根拠資料：1-5【ウェブ】）。

〈大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性〉

本学では、如上の建学の精神を踏まえ、学部・研究科ごとに教育研究上の目的を、学則及び大学院学則において定めている。

学部については二松学舎大学学則第1条の2第1項及び第2項において、研究科については二松学舎大学大学院学則第4条の2第1項及び第2項において、それぞれ次のとおり定めている。

〈文学部〉

二松学舎大学学則第1条の2第1項（根拠資料：1-4【ウェブ】）

文学部は、国文学科、中国文学科、都市文化デザイン学科の3学科を設け、国文学・中国文学・語学・文化学及び表現力や情報発信力等の素養を身につけ、さらに日本文化、東洋文化の本質を身につけた、異文化に対する深い理解を備えた真の国際人を育成し、教育界をはじめ産業界など、社会のあらゆる分野で活躍する優れた人材を養成することを目的とする。

〈国際政治経済学部〉

二松学舎大学学則第1条の2第2項（根拠資料：1-4【ウェブ】）

国際政治経済学部は、国際政治経済学科及び国際経営学科の2学科を設け、政治・経済・法律・文化などの国際政治経済事象を融合した教育研究や、企業経営を巡る諸領域についての教育研究を行う学部とし、東アジア諸地域に関する政治経済の実態やグローバル社会における企業経営の諸課題等を把握させ、外国語運用能力を涵養し、国際的、学際的視野に立って国際政治経済及び国際経営を学問的に考究でき、かつ国際政治経済に関する豊富な実践的知識を修得した国際社会に貢献する有為な人材を養成することを目的とする。

〈文学研究科〉

二松学舎大学大学院学則第4条の2第1項（根拠資料：1-5【ウェブ】）

文学研究科は、国文学及び中国学の2専攻を設け、東アジア地域の学術・文化の研究を推進し、その蘊奥を授けて研究後継者の育成を図り、学界・教育界・国際社会に通用する優れた人材を養成することを目的とする。前期課程のみの修了者に対しては、高度な専門的学識を有する教員・職業人の養成を図り、生涯教育の一環としてより豊かな教養の場を社会に提供する。

〈国際政治経済学研究科〉

二松学舎大学大学院学則第4条の2第2項（根拠資料：1-5【ウェブ】）

国際政治経済学研究科は、学際的で総合的な国際政治経済学の諸分野の実践的な教育研究を通じて、主としてアジア太平洋地域の政治・経済・法・社会等の実情に通暁し、現代社会の各方面において活躍しうる高度な専門的職業人を養成することを目的とする。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示。 評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表。

<設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示>

本学の建学の理念や目的については、前述のとおり、学校法人二松学舎寄附行為第3条、二松学舎大学学則第1条、二松学舎大学大学院学則第1条において、明示している。

また、学部及び研究科の目的については、二松学舎大学学則第1条の2、二松学舎大学大学院学則第4条の2において、明示している。

<教職員、学生、社会に対する大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表>

大学の理念・目的については、本学ホームページ（根拠資料：1-6【ウェブ】、1-7【ウェブ】）の他、大学案内パンフレット「VISION」（根拠資料：1-8, p. 8【ウェブ】）に掲載し、教職員・学生はもとより、広く社会に公表している。

また、教職員及び学生に対しては、各学部・各研究科の『履修要項』（根拠資料：1-9-① p. 1、1-9-② p. 1、1-9-③ p. 1、1-9-④ p. 1）、全学部1年次の必修科目で、自校教育の浸透を含め大学での学修方法等を理解するために作成した「基礎ゼミナール共通テキスト」（根拠資料：1-10, p. 9）及び毎年度発行の学生生活ガイドブック「CAMPUS LIFE」（根拠資料：1-11, p. 4）等に掲載し、周知している。

さらに、教職員に対しては、全教職員が利用する学内グループウェアのトップページに建学の理念を常時掲出（根拠資料：1-12）し、同グループウェアのアーカイブに学則を含めた本学規程集を格納しており（根拠資料：1-13）、随時確認・参照できるようにするなどして、周知している。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

＜将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定＞

大学の理念・目的を達成するために策定した本学の中・長期計画については、学校法人二松学舎が平成 17（2005）年度に策定した「21 世紀の二松学舎像を策定するマスタープラン（第 1 次）」（根拠資料：1-14【ウェブ】）に始まり、平成 21（2009）年度にはこのマスタープランに修正を加えた「21 世紀の二松学舎像を策定する新マスタープラン」（根拠資料：1-15【ウェブ】）を策定した。この新マスタープランは、第 1 次マスタープランに比べ、全学一丸となって計画を推進する「行動計画」の色合いをより持たせたものである。これらの計画は 5 ヶ年計画として中期的な展望のもと策定されたものである。以降、変化する社会情勢等を勘案しつつ周期的に中・長期計画に見直しを重ねながら、諸課題への対応を計画的に推進してきた。

平成 24（2012）年度には創立 135 周年を機に、10 年後、20 年後の本学のあるべき姿を長期ビジョンとして纏めることとなり、前述のマスタープランに掲げた計画を引き継ぐ形で、学校法人二松学舎の長期ビジョン「N' 2020 Plan」を策定した（根拠資料：1-2【ウェブ】）。また、長期計画である同 Plan を具現化するための具体的計画として「アクションプラン」を策定し（根拠資料：1-16【ウェブ】）、教育研究面、経営面や財務基盤整備面等の具体的諸課題等の解決・推進に向けて長期ビジョンの具現化を図っている。

なお、「N' 2020 Plan」では、次の「5 つの基本理念」と「改革の 5 本柱」を設定している

○5 つの基本理念（根拠資料：1-2, p.3【ウェブ】）

- ①建学の精神に基づく「二松学舎憲章」の制定
- ②大学・高等学校・中学校における教育内容の質的向上の徹底
- ③全構成員が参加する「学舎創造」への意識改革、教育・研究の自治概念の尊重
- ④ガバナンスとコンプライアンスの徹底
- ⑤情報公開と透明性、USR（大学の社会的責任）の徹底

○改革の 5 本柱（根拠資料：1-2, p.6【ウェブ】）

- ①長期ビジョンの基本フレームワークと「二松学舎憲章」
- ②2020 年における教育の方向性と充実策
- ③包括的學生・生徒支援体制の構築
- ④キャンパス整備
- ⑤財政、人事・評価制度、組織、戦略的広報体制等

さらに、平成 29（2017）年度には、創立 140 周年を機に、急激な知識基盤社会の進展を背景として、「N' 2020 Plan」に修正を加えた長期ビジョンである「N' 2030 Plan」（根拠資料：1-3【ウェブ】）を策定し、現在は同 Plan 及びこれに基づくアクションプランに基づき、計画を推進している。

「N' 2030 Plan」は、「N' 2020 Plan」の基本方針である「5 つの基本理念」と「建学の精神に基づく人材育成方針」、「基本フレームワーク」は引き継ぎながら、役員、教職員、卒業生、学生・生徒、父母、取引先等のステークホルダーから「将来の二松学舎像について

の意見や提言」をアンケートにより募り、それらを反映させる形で策定したものである。アンケートでは「2030年での教育の在り方を展望すべき」との意見を基に、「N' 2020 Plan」で策定した建学の精神の現代的解釈に一部修正を加え、「日本に根ざした道徳心を基に、良質な知識と英語・中国語等語学力を身に付け、我が国の歴史と文化を理解し、かかる知識を背景として、より良き社会を実現する目標を持って、グローバルに活動する逞しい人材」を2030年に育成する二松学舎生の基本目標とした。この人材育成実現のため、学力の3要素である「知識・スキル・人間性」の三位一体の教育を行うために必要なカリキュラムをデザインする「2030年型教育」を構築することを目標としている（根拠資料：1-3, p. 21【ウェブ】）。これを受けて、現在、2022年度から導入予定の新カリキュラムを構築すべく、学長のもとに新カリキュラム編成のためのワーキンググループを設置して、各学部教員及び事務職員が教職協働で新カリキュラムの検討を行っている（根拠資料：1-17）。

なお、「N' 2030 Plan」の進捗管理は、前述の「アクションプラン」の進捗管理のための委員会である「アクションプラン推進管理委員会」により行っている。同委員会の構成は、常任理事を委員長とし、大学からは、学長、副学長、各学部長、学務局長、各センター長、附属中学・高等学校からは各学校長、法人からは各常任理事、事務局長、そして事務職員からは、大学改革推進部長、教学事務部長、総務・人事部長、企画・財務部副部長兼企画・財務課長により組織され、原則として毎月1回開催している（根拠資料：1-18）。

さらに、計画の進捗管理を合理的に行うため、約30余りの指標を「KPI (Key Performance Indicator)」として設定し、進捗状況を視覚化するため「KPI Dashboard」を作成してKPIを一覧化し、各指標の達成度を一目で把握できるようにしている（根拠資料：1-3, p. 22～p. 23【ウェブ】）。また、このダッシュボードは、全教職員が利用しているグループウェア上に常時掲出しており、全教職員がいつでも確認できる仕組みとしており、学内の課題共有化に寄与している（根拠資料：1-19）。

（2）長所・特色

2005年度以降、中・長期計画を策定し、その実現に向けて計画的な取り組みを行っている。策定した中・長期計画は、変わりゆく社会の状況、進展するグローバル化、高等教育改革の動向等を勘案して定期的な見直しを重ねており、現在は、「N' 2030 Plan」を基に、「アクションプラン」やKPIに基づく適切な進捗管理を行いながら計画を進めている。

（3）問題点

建学の精神はすなわち大学の理念であり、これは明確に示されているが、多様なステークホルダーに向けて今後はこれをより分かりやすく具体的なものとするよう工夫し、明示するよう努める。

（4）まとめ

創業者三島中洲の建学の精神は、学校法人二松学舎寄附行為、二松学舎大学学則、二松学舎大学大学院学則に反映され、大学の理念・目的として、各学部・研究科の教育研究上の目的として、それぞれ適切に設定され、明示されている。

そして、これらの理念や教育研究上の目的は、ホームページや大学案内パンフレットに

において社会やステークホルダーに向けて広く公表されており、学生や教職員に向けては、履修要項、学生生活ガイドブック「CAMPUS LIFE」を始めとする各種媒体において周知されている。

また、これらの目的を実現するための中・長期計画が策定され、適切な進捗管理のもと、計画的な取り組みが行われている。

今後は、多様なステークホルダーや社会に向けて、本学の理念が理解されるよう積極的に発信していく。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

本学の内部質保証に関する基本的な考え方及び全学的な方針・手続き等は、「二松学舎大学の自己点検・評価及びファカルティ・ディベロップメントに関する規程」に定められ、本学の教育研究水準の向上を図り、社会的使命を達成するため、教育研究活動等について自己点検・評価（ファカルティ・ディベロップメント活動を含む。以下、「FD活動」という。）を推進することとされている（根拠資料：2-1, 第1条）。

この推進主体は、学長が行う全学的な意思決定に先立ち、学長を補佐する機関として全学に関する重要事項等を審議する大学運営会議が担い、その円滑な自己点検・評価及びFD活動を実施するため、大学運営会議の下に、自己点検・評価実施委員会及び必要に応じて各個別項目点検委員会を設け、具体的な自己点検・評価作業を行わせている。本学の内部質保証の推進体制においては、自己点検・評価実施委員会が大学運営会議を経て自己点検・評価に係る基本計画を策定し、基本計画に沿って各部署ごとに自己点検・評価を実行させる機関であり、大学運営会議は、当該委員会からの自己点検・評価結果の報告を受け、教育研究サービスの質保証とその改善に向けた指示や、具体的な改善方策等を指示する機関として位置づけられている（根拠資料：2-1, 第3・5条）。

こうした内部質保証の全学的な責任部署と推進体制、自己点検・評価の取組み等の方法や内容、学内諸組織との役割分担、実施体制の整備状況を概念的に取りまとめたのが「内部質保証システム体系図」（根拠資料：2-2）である。この体系図は、2019年6月19日の自己点検・評価実施委員会を経て大学運営会議で承認され、教授会等の会議や学内グループウェアで教職員に広く伝達されている（根拠資料：2-3, 議題1、2-4, 議題6）。

また、大学運営会議では、2020年度認証評価受審に向けての自己点検・評価を行うに当たり、自己点検・評価の実施体制の基本計画や各学部・研究科が担う大学基準ごとの自己点検・評価の分野、項目等の設定を行い、基本計画に沿って各学部・研究科が実施することを定めた（根拠資料：2-5, 議題3）。学部長または研究科長はそれらを取りまとめた上で学部・研究科の自己点検・評価会議で検討し、自らの問題点の確認や改善に向けた原案の提案等を含め、自己点検・評価実施委員会を経て大学運営会議に報告することとなっている（根拠資料：2-4, 議題6、2-6, 議題1）。

大学運営会議は、二松学舎大学の管理運営に関する規程において、「その他全学に関する重要事項で、学長が大学運営会議での審議が必要なものと判断した事項」を審議することとなっており、教育課程の編成に関する全学的な方針の策定、検証、評価等を行うことを

常例としている（根拠資料：2-7, 第4条）。

大学運営会議では、教育課程の編成に係る全学的な企画・設計を行うとともに、自己点検・評価実施委員会が計画した自己点検・評価に係る基本計画に沿って行われる「二松学舎大学年報」作成や学生による授業アンケート、学生による実態満足度調査、アセスメントテストであるPROG（Progress Report On Generic skills）の結果等を踏まえ、教育研究サービスの質保証の状況を確認し、具体的な改善方策等を指示している。さらに2017年度からはIR推進室を設け、その客観資料に基づく分析結果や提言を踏まえた指示を行い、質保証の充実を図っている（根拠資料：2-4, 報告4、2-8【ウェブ】）。

また、こうした大学運営会議及び自己点検・評価実施委員会を中心としたPDCAサイクルの運用プロセスが前出の体系図に表現されている（根拠資料：2-3, 議題1、2-4, 議題6）。

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備

評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成

本学の教育研究水準の向上を図り、社会的使命を達成するため、全学にわたる教育研究活動等について自己点検・評価に責任を負う主体は、「二松学舎大学の自己点検・評価及びファカルティ・ディベロップメントに関する規程」第3条に大学運営会議が所管すると定めている。この大学運営会議は、大学運営の円滑化を図るため、学長が行う全学的な意思決定に先立ち、全学に関する重要事項を審議する機関と定められており（学則第9条の2）、その下に自己点検・評価実施委員会を置いて本学の自己点検・評価が運用される体制を構築している。いわば内部質保証の充実を重視し、学長自らがリーダーシップを発揮して内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織が整備されているかたちである。また、「二松学舎大学の自己点検・評価及びファカルティ・ディベロップメントに関する規程」第4条には、理事長、学長及び関係部門の責任者は、自己点検・評価の結果に基づき、必要な改善と長期計画への反映に努めなければならないと定められており、法人・大学一体となって計画的にPDCAサイクルを運用することとされている（根拠資料：2-1, 第4条、1-4, 第9条の2、2-9）。

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織である大学運営会議のメンバーについては、「二松学舎大学の管理運営に関する規程」第3条に、学長、副学長、大学院研究科長、学部長、図書館長、研究所長、学務局長、事務局長を以って組織すると定められている。このように、大学執行部及び研究科・学部責任者、法人事務局責任者を以って構成されており、会議体の責任の下に適切性を持ち実効性ある内部質保証が実現される体制となっている。また、自己点検・評価実施委員会のメンバーについても「副学長、学務局長、事務局長、各学部教授会及び各研究科委員会選出の委員それぞれ1人」となっており、学部・研究科との実効的な連携を図り、全学的な取り組みが実現される人員配置となっている（根拠資料：2-7, 第3条、2-1, 第7条）。

点検・評価項目③：方針及び手続きに基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方
評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み
評価の視点3：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
評価の視点5：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応
評価の視点6：点検・評価における客観性、妥当性の確保

本学の「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程の編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」（以下、「3つの方針」という。）は、2014年度から作成・公表されている。2016年3月末に公表された中央教育審議会大学分科会大学教育部会の『「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン』を受け、2016年度の大学運営会議において本学の3つの方針の検証・見直しを行った。大学運営会議における検討作業に当たっては、3つのポリシー策定のための全学にわたる基本的な考え方として「本学としての三つのポリシー策定に関する考え方」を取りまとめ、この考え方に基づいて現行の3つのポリシーを策定した（根拠資料：2-10-①～④【ウェブ】、2-11、議題1、2-12、議題1）。

この「本学としての3つのポリシー策定に関する考え方」には、3つのポリシーの「策定単位」、「ポリシーの表記等の考え方」が明示されており、特に「ポリシーの表記等の考え方」では、大学に体系的で組織的な教育活動を展開することや学生の能動的・主体的な学修を促す取組を充実すること、が求められていることを踏まえ、留意点を次のとおり示している。

《ポリシーの表記等の考え方》

- ① 最も基本となる学位授与方針（DP）は、学生にとっての目標であると同時に、教職員にとっては学生の能力判定の指針となる。

学生が卒業時に身に付けている能力を明確に読み取ることができるようにするために、次のア～オを基本原則として表記する。

ア. 学生を主語とする。

イ. 文末には行為動詞を用いる。

ウ. 一つの文章に複数の行為動詞をなるべく使用しない。

エ. DPに掲げる学生が身に付けるべき能力は、「学力の3要素」を念頭に置き、現行の高等学校学習指導要領の評価区分（観点別学習状況の評価）を意識して、身に付けるべき能力の領域を次の4領域に区分して、領域ごとに能力を箇条書きで整理する。

《身に付けるべき能力の4領域》

「知識・理解」「技能・表現」「思考・判断」「関心・意欲・態度」の4領域

オ. 文末の行為動詞は、「習得する」「身に付ける」といった未来形ではなく、「習得している」「身に付けている」といった卒業段階で達成された状況を示す未来完了形で記載する。

- ② 各ポリシーに掲げる能力や方法等は、できるだけ具体的に表記する。

大学や学部のポリシーは、複数の学科等に共通する内容としなければならないため、抽象的にならざるを得ない部分があるが、できるだけ具体的なものにする。

学科のポリシーに関しては、過度に細分化しないことを前提とするが、できるだけ具体的な表記とする。

- ③ 各ポリシーの文章表記は、高校生や学生が十分理解できるよう、なるべく平易な表現とする。

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組みは、全学の自己点検・評価の推進を所管する大学運営会議とその下に設けられた自己点検・評価実施委員会を中心に行われている。大学運営会議は、学長を最高責任者に、副学長、学部長・研究科長、学務局長、事務局長等をその構成員としており、同会議の統括・指示の下に全部署・全委員会が連携・協力して自己点検・評価を実施する体制となっている（根拠資料：2-7, 第3条、2-1, 第7・10条）。大学運営会議では、本学が文系学部2学部の比較的小規模な大学であることを踏まえ、大学全体レベルでの自己点検・評価を重点に、前述のとおり自己点検・評価実施委員会が計画した「二松学舎大学年報」作成や学生による授業アンケート、学生による実態満足度調査、アセスメントテストであるPROG (Progress Report On Generic skills) の結果等を通して、教育研究サービスの質保証の状況を確認し、具体的な改善方策等を指示するかたちで取り組んでいる（根拠資料：2-4, 報告4、2-8, p. 2・p. 3【ウェブ】）。

学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施については、大学運営会議の下に設けられた自己点検・評価実施委員会の委員長に、自己点検・評価担当副学長を配置している。また、学部・研究科から選出された自己点検・評価実施委員会委員がそれぞれの所属における点検・評価を主導するかたちで組織的に自己点検・評価に取り組む体制としている。自己点検・評価実施委員会では、毎年度、翌年度における活動計画を審議・決定したうえで定期的に点検・評価を行っているが、その活動計画に設定されている「二松学舎大学年報」作成作業のほか、学生による授業アンケート、学生による実態満足度調査、PROGの結果やその分析結果の審議等を通して毎年度定期的に点検・評価を実施している（根拠資料：2-6, 報告3、2-13, 審議3、2-3, 報告1）。

こうした点検・評価において、学修者（学生）が本学の教育研究サービスや学力の向上度合いをどのように受け止めているか、各種アンケート調査の分析を基に検証するとともに、改善する事項がないか審議し、学習成果の向上等に向けて取り組んでいる（根拠資料：2-4, 報告4）。このほか、例えば学生による授業アンケート活用要領を定め、学生からの指摘により学務局長と当該科目担当教員との意見交換を行う仕組みを構築するなど教育の充実等に寄与している（根拠資料：2-14, 議題5、2-15, 議題4）。

学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施については、本学の長期計画であるN' 2030プランとそれに基づくアクションプランに掲げられた課題の進捗管理のほか、自己点検評価実施委員会における審議やその上部機関で

ある大学運営会議の審議・検討を踏まえた大学運営会議からの指示に基づき、全部署・全委員会が連携・協力して改善・向上を図ることとしている（根拠資料：2-1, 第7条・第10条、1-4, 第1条の3）。

2017年度の文学部・都市文化デザイン学科、2018年度の国際政治経済学部・国際経営学科の開設以降、文部科学省からの「設置計画履行状況等調査等報告書」の提出を行っているが、いずれも指摘事項はなく、適切に設置計画を履行している。

大学基準協会による、第2期の大学評価の際の指摘事項については、2017（平成29）年7月に「改善報告書」を提出し、翌2018（平成30）年5月に「改善報告書検討結果（二松学舎大学）」を受理した。大学基準協会からは、〔1〕概評において、「努力課題10項目の改善報告」については、「これらの努力課題を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んできたことが確認できた。」との評価を受け、〔2〕今後の改善経過について再度報告を求める事項は「なし」との旨が表明されていた（根拠資料：2-16）。引き続き一層の努力が望まれるとされた努力課題4つのうち、大学院学則の教育研究上の目的が、学校教育法における大学院の目的と同じである点については、本学固有の理念・目的を表現するよう研究科長を中心に検討し、2018年3月に大学院学則の変更を行い、解消されている（根拠資料：1-5, 第1条【ウェブ】）。

このほかの課題についても、2020年度入試において卒業生教員・子女特別推薦入試枠を廃止するなど各学部・研究科、図書館等において改善に向けた検討を続けている（根拠資料：2-17, 議題4）。

2017年4月には大学運営会議の事務担当を務める大学改革推進部の下にIR推進室を置き、大学の機関データ収集とともに各種アンケート調査の分析結果を踏まえた大学の内部質保証の状況確認や課題等を大学運営会議及び自己点検・評価実施委員会に対し定期的に報告させている。これにより、客観データによる内部質保証の状況確認・検証を行うとともに、必要な改善策を審議・検討し、必要に応じ各学部・研究科レベルでの改善策や全学レベルでの改善策を講じる取り組みがなされている（根拠資料：2-18, 第7条の2、2-19, p. 9、2-20, 報告8、2-21, 報告3・4、2-22, 議題9）。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点3：公表する情報の適切な更新

教育研究活動については、本学ホームページに「情報公開」のバナーを設け、「学校教育法施行規則」第172条の2に基づく「教育情報の公表」として、本学ホームページにおいて、法令により定められている事項について公表している。

（根拠資料：2-23【ウェブ】）。

なお、本学は教職課程を設置していることから、教育職員免許法施行規則第22条の6に基づく「教員の養成の状況についての情報の公表」も、本学ホームページにて実施してい

る。

(根拠資料：2-24【ウェブ】)。

自己点検・評価結果については、本学の自己点検・評価活動の結果である「二松学舎大学年報」を、2004（平成16）年度から2017（平成29）年度まで冊子公表し、文部科学省のほか全国の大学に送付・公表している。

また、第2期認証評価における自己点検・評価報告書についても、本学ホームページの「大学の取り組み」の中で「(公財)大学基準協会による相互評価ならびに認証評価結果」とともに本学の自己点検評価結果（「点検・評価報告書（二松学舎大学）」）を公表している（根拠資料：2-25【ウェブ】、2-26【ウェブ】）。

このほか、法人及び大学の財務関係資料については、本学ホームページに法人ホームページをリンクさせ公表している（根拠資料：2-27【ウェブ】）。

教育情報の更新については、大学改革推進課が大学全体の運営状況を俯瞰しながら、変更があった際には各担当部署と連携し速やかに更新を行っている（根拠資料：2-28【ウェブ】、2-23【ウェブ】）。また、日本私立学校振興・共済事業団が運営する「大学ポートレート」でも公表し、定期的に内容の見直し・点検を行っている。このほか、大学教育情報の公開は、情報の得やすさに配慮し、ホームページを重点に行うこととし、大学・法人で組織する広報運営委員会の下部組織として、大学ホームページ及び各学部学科ホームページの編集等を専門に検討する会議体を設けるなど、学生・保護者、社会一般に広く理解されやすいホームページの構築に取り組んでいる（根拠資料：2-29, 報告3、2-30）。

「二松学舎大学年報」をはじめとする公表物については、各データ作成部署が責任を持って作成しているほか、大学改革推進課の担当者が学校基本調査や統計データ間の整合性チェックを行い、情報の正確性・信頼性を担保するよう努めている。

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表については、大学改革推進課が毎年、学校基本調査や法人決算作業の時期である5～6月に定期的に更新依頼を行うほか、広報運営委員会及び大学ホームページ編集会議が大学ホームページや学部学科ホームページに係る運用状況を管理している（根拠資料：2-31-①, 2. ⑦, 2-31-②, 2. ②）。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性

評価の視点2：適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

自己点検・評価実施委員会では、大学基準協会における第2期認証評価結果における努力課題への対応策を取りまとめて「指摘事項（努力課題）への対応」を作成し進捗管理を行うとともに、改善努力を図ることとした（根拠資料：2-32, 議題1）。自己点検・評価実施委員会及び大学運営会議の数次に及ぶ進捗管理と改善指示の結果、2017年7月に改善報告書を提出し、2018年5月に再度報告を求める事項はない旨の通知を受けた。その後も概評

で指摘された事項について検討を重ね、学則変更を行うなど改善努力に取り組んでいる（根拠資料：2-16、2-33, 議題 1）。

大学を含めた法人全体においては、長期ビジョン N' 2030Plan を策定し、二松学舎大学の教育改革の中に「少人数教育を基本とし、幾つかの分野で世界的にも高いレベルの教育研究活動を行う」、「高いレベルの教育研究活動を支える教授陣を揃え、施設面等でも十分なサポートを行う」、「教育体制の充実を通じて卒業時までには学力を一段と向上させる」といった目標を掲げている。同時にこれらの目標に対する KPI 指標を設け、その達成度を可視化・管理しながら改善事項についてのアクションプランを設定し、毎月のアクションプラン推進・管理委員会での検討の下に法人・大学組織一体となってその進捗状況を点検し、改善に取り組んでいる。さらに、こうした取り組みの成果に外部評価を加えるよう格付投資情報センターからの格付取得のためのレビューを年 1 回行い、自己点検に客観性を持たせる取り組みを行っている。

また、大学組織の自律的な自己点検・評価は、前出体系図に概念整理される大学運営会議と自己点検・評価実施委員会を中心とする PDCA サイクルの下で、毎年度の「二松学舎大学年報」作成や学生による授業アンケート、学生による実態満足度調査、PROG テストの結果分析等による検証と改善指示のサイクル・プロセスを運用することによって本学の質保証の充実を図ってきている。特に大学運営会議における教育の企画・設計、運用においては、学外者の意見・評価を取り入れ、開かれた大学として教育研究活動等に反映させることを目的に「二松学舎大学教育評議員会に関する規程」を制定し、学長の諮問機関としての教育評議員会を通じた意見交換を定期的に行っている（根拠資料：2-34、2-35）。こうした法人・大学の重層的 PDCA サイクル運用と外部機関・外部性の活用といった取り組みにより、内部質保証システムの改善・向上が図られるとともに、全学的な PDCA サイクルの適切性、有効性が担保されるよう取り組んでいる。

大学運営会議及び自己点検・評価実施委員会では、毎年度大学の機関としてのデータ収集である「二松学舎大学年報」（根拠資料：2-6, 議題 4）のデータ収集・作成を行うとともに、「学生による授業アンケート」（根拠資料：2-13, 議題 3）及び「学生による実態満足度調査」（根拠資料：2-3, 報告 1）の授業評価選択項目又は選択項目の集計結果と自由記述欄のチェック、PROG テストの結果に基づくアセスメントを行っている。これらの客観的なデータに基づく分析結果を定期的に自己点検・評価実施委員会を経て大学運営会議における審議・検討に付し、本学における教育研究サービスの質保証の状況確認を行うとともに、具体的な改善方策等を指示している（根拠資料：2-4, 報告 4、2-36, 報告会①）。

大学運営会議及び自己点検・評価実施委員会では、客観的なデータに基づく分析結果を踏まえた改善策等を審議し、例えば次のような改善指示を行ってきている。

- ① 授業外学修時間は増えてはいるものの、なお低水準にとどまっていることを踏まえ、シラバスの記載内容において課外学習の記載内容等を充実させることなどを指示。
- ② 学生同士の共同した学びやコンピテンシーの弱さを踏まえ、グループワークやペアワークの積極的活用、上級生が初年次生を指導する履修相談制度の導入等を指示。
- ③ 学修成果の把握方法の充実と効果的施策の検討。
- ④ 1 科目入試の見直し。

このように、定期的な分析結果の審議・検討を通じ、教育研究サービスの質保証の状況

確認を行うとともに、その改善に向けた検討指示や具体的な改善方策等を指示し、学部・研究科、各部局室等での改善策の検討・実行、客観的なデータに基づく分析結果を踏まえ、現状評価と更なる改善を図る PDCA サイクルが運用される体制となっている(根拠資料:2-20, 報告 7~9、2-21, 報告 3・4、2-22, 議題 9、2-37, 報告 3、2-38, 議題 10)。

(2) 長所・特色

第2期認証評価受審後、長期ビジョン N' 2030Plan を策定するとともに、大学の教育改革の目標に対する KPI 指標を設け、その達成度を可視化・管理しながら改善事項についてのアクションプランを設定し、法人・大学組織一体となってその進捗状況を点検するとともに、改善に取り組む制度を採り入れている。さらに、学長の意思決定を補佐する大学運営会議と自己点検・評価実施委員会を中心とする PDCA サイクルの下で、客観的なデータに基づく検証と改善指示のサイクル・プロセスを運用することによって、学長ガバナンスの効いた本学の質保証の充実を図ってきていることが長所である。

また、こうした取り組みの成果に外部有識者からなる教育評議員会の意見も取り入れ、大学の運営や教育改革に社会的評価、ステークホルダーとの接続を担保し得る仕組みを構築しているところに特色がある。

(3) 問題点

大学基準協会第2期認証評価結果における努力課題への対応を、計画的な解消を図るべく継続している。

(4) 全体のまとめ

本学では、「現状説明」で記述したように、学長を補佐する機関である大学運営会議と自己点検・評価実施委員会の活動に基づく PDCA サイクルによって、大学全体として内部質保証の恒常的・継続的な充実及び向上に取り組んでいる。

特に3つの方針に基づく教育の質保証が図られているか、自己点検・評価実施委員会の活動計画の下に行われる「二松学舎大学年報」作成作業や各種アンケート調査、アセスメントテスト結果及びその分析内容といった客観的なデータ等を基に点検・評価を実施し、改善に結びつけていることが長所として挙げられる。さらに、こうした活動を広く社会に説明していくために積極的な情報公開に努めているほか、ステークホルダーの意見を取り入れた取り組みもなされている。

一方で「問題点」に挙げた残された課題もあり、引き続き学長のリーダーシップの下で、大学の教育改革、内部質保証の充実に取り組んで行く。

第3章 教育研究組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科または課程）構成及び研究科（研究科または専攻）構成との適合性

評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

<大学の理念・目的と学部構成及び研究科構成との適合性>

本学を構成する、学部・学科ならびに大学院研究科・専攻、そして附属機関等の設置状況は、教育研究上の基本組織のとおりである(大学基礎データ表1)。

大学の教育研究組織は、建学の理念を踏まえ、「学則」第1条に定める「東洋の精神による人格の陶冶を旨とし、……世界文化の進展に寄与し、国家社会に貢献する国際性豊かな有為の人物を養成することを使命とする。」に沿って、以下のように展開されている。

文学部は、1877年に創設された「漢学塾二松学舎」をその母体としている。1928年に旧制の「二松学舎専門学校」が設立され、漢学と国文学を基盤としながら主に国語科教員の養成を行い、1949年には新制大学として二松学舎大学に移行した。この時、文学部の下に「国文学科」及び「中国文学科」を設置し、その後暫くの間は、この1学部2学科体制で教育研究活動を展開してきた。その後、21世紀に入り、知識基盤社会の到来やグローバル化の潮流により、社会の構造や人々の価値観が大きく変化し、各種メディアの進化や新たなツールの創出等による表現方法の多様化の進展などの社会的変化を背景として、学びの多様性に応えるため、2017年度に「都市文化デザイン学科」を開設し、3学科体制となった。現在、国文学科の入学定員は300人、中国文学科の入学定員は90人、都市文化デザイン学科の入学定員は50人である(根拠資料：1-4, 第2条【ウェブ】)。

国際政治経済学部は、1991年に、当時の多様に変化する社会のニーズに応え、国際的、学際的視野に立った政治、経済、法律の実践的知識の習得により、国際社会に貢献する人材の育成を目指して設立された学部であり、開設当初は国際政治経済学科1学科の学部としてスタートした。その後、21世紀に入り顕著になってきたグローバル化の潮流は、その勢いを更に増して、社会の構造や価値観を大きく変化させ、経済やビジネスの世界にも大きな影響を及ぼし、国際社会の変化に素早く対応できる企業経営の在り方が問われる社会を迎えた。こうした社会背景のもと、2018年度には新たに「国際経営学科」を開設し2学科体制となった。現在、国際政治経済学科の入学定員は160人、国際経営学科の入学定員は80人である(根拠資料：1-4, 第2条【ウェブ】)。

大学院の教育研究組織は、建学の理念を踏まえ、「大学院学則」第1条に定める「東洋の精神による人格の陶冶を旨とし、学部の教育の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。」

に沿って、以下のように展開されている。

大学院文学研究科は、1966年に設置され、国文学及び中国学の2専攻からなる。東アジア地域の学術・文化の研究を推進し、その蘊奥を授けて研究後継者の育成を図り、学界・教育界・国際社会に通用する優れた人材を養成することを目的としている（根拠資料：1-5、第4条の2【ウェブ】）。両専攻とも、博士前期課程・後期課程を設置しており、昼夜開講制を実施している（根拠資料：1-5、第8条【ウェブ】、1-9-③、P.56第4条）。

国際政治経済学研究科は、2001年に、創立10周年を迎えた国際政治経済学部を基礎として開設した。専攻を分かつことなく国際政治経済学専攻の1専攻としている（根拠資料：1-5、第4条【ウェブ】）。学部の理念を継承しつつ、学際的で総合的な国際政治経済学の諸分野の実践的な教育研究を通じて、主としてアジア太平洋地域の政治・経済・法・社会等の実情に通曉し、現代社会の各方面において活躍しうる高度な専門的職業人を養成することを目的とした修士課程である。（根拠資料：1-5、第4条の2【ウェブ】）。

これら学部・研究科の構成は、大学の理念・目的に適合したものであり、設置状況は適切である。

<大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性>

附置研究所として、東アジア学術総合研究所が設置されており、二松学舎大学東アジア学術総合研究所規程第1条に「二松学舎大学に東アジア学術総合研究所を置く。東アジア学術総合研究所は、日本を含む東アジアの領域を中心としつつ、他地域をも含めたグローバルかつ総合的な研究を推進し、学術の発展に寄与することを目的とする。」と定めている。設置の概要は次のとおりである。

同研究所は、1969年に設置した東洋学研究所、1978年に設置した陽明学研究所、さらに2002年に設置した国際漢字文献資料センターを統合して、2004年に設置された。2012年には、2004年に採択された21世紀COEプログラム（「日本漢文学研究の世界的拠点の構築」）の継続事業である日本漢文教育研究プログラムを研究所の事業として位置づけた（根拠資料：3-1、第13条）。また、2015年に採択された私立大学戦略的研究基盤形成支援事業「近代日本の「知」の形成と漢学」の推進についても研究所の事業として位置づけている（根拠資料：3-2-①、3-2-②、3-2-③）。

また、上記の附置研究所のほか、大学の目的中に掲げる「国家社会に貢献する国際性豊かな有為の人物を養成すること」に対応するため、次の各センターを設置している。

○国際交流センター

国際交流センターは、1995年に開設された。

二松学舎大学国際交流センター規程第2条に「本学におけるグローバル化の推進並びに本学の教育及び学術研究の充実発展のために、外国の高等教育機関等と学術・文化の交流を推進することを目的とする。」と定めている（根拠資料：3-3、第2条）。

○キャリアセンター

キャリアセンターは、2002年に開設された。

二松学舎大学キャリアセンター規程第2条に「本学学生（大学院生を含む）のキャリア

教育及び就職活動を支援するため、キャリア教育・就職に関する事項を審議し、各学部及び関係部門と協力してその業務を執行することを目的とする。」と定めている（根拠資料：3-4, 第2条）。

○教職課程センター

教員養成については、本学が旧専門学校時代から現在までの長きにわたり継続して取り組んでいる事業であり、これまで、国語科をはじめとする中等教育の教員養成に努めている。こうした背景から、教員養成に関する支援については時代の流れによるニーズ変化、中央教育審議会答申等の指摘事項や関係法規の改正等を受けて、都度、学内の支援体制についても見直しが行われてきている。

本学で最初の教職支援を担う組織は、2002年に開設された教育開発センターであり、主に教育に関する情報収集などを行い、本学学生や本学を卒業した現職教員への情報提供等を目的としたものであった（根拠資料：3-5, P. 4）。2010年にはこれを改組し、教職志望学生の支援、教育実践に関する総合的な研究調査、研修等を行い、広く教育界に貢献することを目的として教職支援センターを設置した。その後、2019年度からの教育職員免許法等の改正に伴う教職課程の再課程認定に伴い、名称を教職課程センターへと改めている（根拠資料：3-6）。

二松学舎大学教職課程センター規程第2条に「両学部と密接に連携して教員養成の質を全学的に高めるとともに、すべての教員が教員養成に携わっているという自覚の醸成と、これまで以上に教科と教職の架橋を推進して教職を志望する学生の要望に応えるべく支援することを目的とする。併せて教育実践に関する総合的な研究調査及び研修等を行うことで広く教育界に貢献し、及び本学卒業生教員との連携による本学と卒業生教員とのネットワークを構築することを目的とする。」と定めている（根拠資料：3-6, 第2条）。

<教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮>

本学の教育研究組織の構成については前述のとおりであるが、これらの組織においては、中央教育審議会の答申等に示される社会的要請等に端を発する各種の高等教育改革事案や、社会情勢や国際情勢等の状況等を勘案して、改革に取り組んでいる。

本章において先にも述べているが、各学部においては、21世紀に入り、知識基盤社会の到来やグローバル化の潮流により、社会の構造や人々の価値観が大きく変化していることをうけ、これに伴う新たな教育研究分野が必要になると判断し、学科を新設している。文学部においては、こうした社会情勢の中、各種メディアの進化や新たなツールの創出等による表現方法の多様化の進展などの社会的変化を背景として、学びの多様性に応えるため、2017年度に「都市文化デザイン学科」を開設した（根拠資料：3-7）。

また、国際政治経済学部においては、グローバル化の潮流による社会の構造や価値観の大きな変化が及ぼした経済やビジネスの世界への大きな影響により、国際社会の変化に素早く対応できる企業経営の在り方が問われる社会を迎えたことを背景として、2018年度には「国際経営学科」を新設した（根拠資料：3-8）。

このように、社会の変化等に対する新たな学問分野の必要性等を意識して、教育研究組織の在り方に配慮している。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価
評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価>

教育研究組織の適切性についての点検を行うには、建学の精神及び学部における教育研究上の目的に照らして、各学部等が行う教育研究活動の妥当性等についての検証を行う必要がある。これに関しては、「学生の実態・満足度調査」の結果等に基づき、自己点検・評価実施委員会や大学運営会議で分析・検討を行い、その結果はリーフレット等の形態でまとめられ、学内で共有されている（根拠資料：3-9【ウェブ】、3-10）。

教育研究組織の適切性についての具体的検討は、理事長のもとに設置された「学部学科改編企画会議」が行っている。この会議の構成員は、理事長を座長とし、大学からは学長、副学長、各学部長、各研究科長、学務局長が、法人からは常任理事、事務局長が、事務職員からは大学改革推進部長、教学事務部長、総務・人事部長である（根拠資料：3-11）。

同会議では、前述のようなデータの分析結果、中央教育審議会答申等により提示された高等教育改革に関する動向や社会の情勢等を勘案し、さらに、必要に応じて外部コンサルタント業者からの調査結果等の情報を参考としながら、教育研究組織の構成やカリキュラム内容等について継続的に検討を行い、これまでに各種の組織改編等を行っている。

また、地域社会から本学の教育研究活動に対する指摘や要望等を受けて、それを取り入れ、より良い教育研究の展開と地域社会への貢献等のため、東京都千代田区及び千葉県柏市とそれぞれ地域連携協議会を開催しており、これらの協議会での要望等も、教育研究活動の改善に活用するようにしている（根拠資料：3-12、3-13）

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

学部学科改編企画会議による教育研究組織の適切性についての点検・評価の結果に基づく改善・向上については、具体的な例を挙げれば、前述したように、文学部については2017年度に行った「都市文化デザイン学科」の開設や、これに伴い同年度に行われた「国文学科の入学定員の見直し（増員）」及び「中国文学科の入学定員の見直し（減員）」が挙げられ、国際政治経済学部については、2018年度に行った「国際政治経済学部国際経営学科」の開設や、これに伴い同年度に行われた「国際政治経済学科の入学定員の見直し（減員）」が挙げられる。さらに、現在、同会議では文学部における更なる新学科の開設について検討を行っているところである。

なお、今後のグローバル化や情報化の進展に加え、AI や IoT、ビッグデータ等第四次産業革命の進展等を背景に、将来的に求められることとなる能力等を修得するため、長期計画であるN2030 Planに基づく2030年型教育の構築に向けて、現在、2022年度からの導入を予定して、学部における全学共通の考え方にに基づき「学力の3要素」を念頭に置いた新カリキュラムの策定を進めている。これについては、第4章で簡単に述べる。

(2) 長所・特色

社会の情勢や中央教育審議会答申等の高等教育改革の動向等を勘案し、各種データやその分析結果及び地域連携協議会等での外部の意見等に基づく自己点検・評価を行い、教育研究組織の改編やカリキュラムの改編に結び付けている。

(3) 問題点

新学科の設置や、既存学部・学科の新カリキュラムの見直しの検討は、同時並行で行われることとなる。

このため、新学科と既存学科のカリキュラムの調整や教職課程科目との調整も行いながらカリキュラムを構築する必要があるなど、複雑な調整や慎重な作業が必要となる。さらに、現行カリキュラムと新カリキュラムの移行期間への対応など、多岐にわたる業務が必要であり、学生に不利益が生じることのないよう遺漏なく対応する必要がある。また、作業量等に関して教職員に掛る負担への配慮も必要である。

(4) 全体のまとめ

学部・研究科、附置研究所、センター等の教育研究組織の設置状況は、大学の理念・目的に照らし、その実現のために適切であると言える。近年では、社会構造や人々の価値観の変化、各種メディアの進化や表現方法の多様化、グローバル化の潮流などを勘案した学びの多様化に対応するため、文学部に都市文化デザイン学科、国際政治経済学部国際経営学科を設置するなど、新たな学びの動向や社会のニーズ等に配慮した教育研究組織に改編している。さらに、今後、文学部への新学科の更なる設置も検討が始まっている。

教育研究組織の適切性に関し、既存の学部・研究科についての点検・評価は、「学生の実態・満足度調査」等の結果を参考にしながら自己点検・評価実施委員会や大学運営会議で行っている。また、将来的な学部学科構成やカリキュラムの在り方等については、学部学科改編企画会議において、客観的なデータや中央教育審議会答申等の動向を勘案し、社会からの要請も反映した自己点検・評価も概ね適切に行われており、その結果、上記新学科の設置や2022年度からを予定している新カリキュラムの導入など、点検・評価結果に基づく改善等について、着実に成果を挙げてきている。これらの体制により、教育研究組織の適切性についての自己点検・評価についても、概ね適切に行われていると言える。

なお、今後予定されている新学科の設置と既存学科における新カリキュラムの導入という両作業を進めるに当たっては、学生に不利益が生じることのないよう、より良い教育研究組織の構成等を目指し、遺漏のないよう作業を進める必要がある。

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

<学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与の方針の適切な設定及び公表>

3つの方針自体は、2012（平成24）年度から公表しているが、2017（平成29）年4月の学校教育法施行規則の改正施行に伴い、2016（平成28）年度に学部における3つの方針を全学的に見直し、2017（平成29）年4月から現行方針を公表している。

この見直しを行う際、3つの方針の策定に関する全学的な基本方針を定め、各学部等はこの基本方針に基づき3つの方針を策定しているが、3つの方針の策定に関する全学的な基本方針を定めたことについては第2章で述べたとおりである（根拠資料：2-10-①～④【ウェブ】、2-11、2-12）。

学位授与方針は、大学・学部・学科ごとにそれぞれ定めている（根拠資料：4-1-①・②【ウェブ】）。同方針は、本学での教育課程を経て身に付く能力について、学生やステークホルダーが理解しやすいよう、「学力の3要素」を念頭に置き、2016年度当時の高等学校学習指導要領による評価区分（観点別学習状況の評価）を意識して、身に付けるべき能力の領域を「知識・理解」「技能・表現」「思考・判断」「関心・意欲・態度」の4領域に区分し、領域ごとに身に付けるべき能力を箇条書きで整理する形をとっており、学修成果を明確に示している。

また、大学院の学位授与方針は、研究科ごとの課程の単位でそれぞれ定めている（根拠資料：1-9-③・④）。

例として、学部については文学部、研究科については国際政治経済学研究科の学位授与方針を以下に示す。

なお、文学部の各学科、国際政治経済学部、文学研究科については上記根拠資料による。

《文学部》

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

二松学舎大学文学部は、国文学科、中国文学科、都市文化デザイン学科の3学科を設け、「国語力」を素養として、教育界をはじめ産業界など、社会のあらゆる分野で活躍できる真の国際人を育てることを教育研究上の目的とし、次のような人材の育成に努めます。

《育成する人材像》

- 日本文学・中国文学・語学・文化学等に関する十分な教養を身につけている。
- 身につけた教養に基づく表現力や情報発信力等を備えている。
- 日本文化や東洋文化の本質及び異文化に対する深い理解を身につけている。

この目的に応じたものとして、本学部では、所定の単位を取得し、以下の4領域それぞれについて一つ以上の能力を身につけた者に対して卒業を認定し、学位〔学士（文学）〕を授与します。

〔知識・理解〕

- ①文学やその研究方法に関する基本的な知識を修得している。
- ②文化領域全般に関する基本的な知識を修得している。

〔技能・表現〕

- ③文学や文化に関する広い知識に基づく多様な表現力を身につけている。
- ④日本語・中国語・韓国語について、十分な語学力を身につけている。

〔思考・判断〕

- ⑤表現に対する批評意識を持ち、多様な価値観を尊重することができる。

〔関心・意欲・態度〕

- ⑥社会生活における問題点を見だし、課題の設定とそれを解決しようとする意欲を持っている。
- ⑦文化や表現に関して修得した専門知識及び技術を生かし、さまざまな社会貢献に力を尽くそうとする豊かな人間性を持っている。

《国際政治経済学研究科》

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

本学国際政治経済学研究科は、学際的で総合的な国際政治経済学の諸分野の実践的な教育研究を通じて、主としてアジア太平洋地域の政治・経済・法・社会等の実情に通暁し、現代社会の各方面において活躍しうる高度な専門的職業人を養成することを教育研究上の目的としています。

この目的に応じたものとして、本研究科では、所定の単位を修得し、以下のような能力を身につけた者に対して課程修了を認定し、学位を授与します。

- ①国際政治経済学の専攻分野における研究能力と高度に専門的な知識を修得している。
- ②アジア太平洋諸地域を中心に現代世界の諸問題を、学際的に解明する能力を高めることで、社会人としての高い職業能力を有している。
- ③理論のみならず実践的知識を修得することで、国際的に貢献できる人材としての能力を有している。

学部・研究科のこれらの方針については、入学時に全学生に配付している履修要項に掲載して学生に周知しているほか、本学ホームページ、大学案内パンフレットにおいて広く社会に公表している（根拠資料：1-9-①, p. 2-p. 3、1-9-②, p. 3-p. 4、1-9-③, p. 2、1-9-④, p. 2、2-10-①～④【ウェブ】、4-1-①・②【ウェブ】、1-8【ウェブ】 p. 37、p. 54-p. 55）。

なお、本学では2022年度から新カリキュラムの導入を予定しており、現在、全学的体制で検討を進めているところである。これに伴い、学位授与方針も新たに設定することとなる。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表

- ・ 教育課程の体系、教育内容
- ・ 教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

<教育課程の編成・実施方針の設定及び公表>

教育課程の編成・実施の方針は、授与する学位ごとに定めている。このため、文学部は学部として、国際政治経済学部は学科ごとに、研究科は課程ごとにそれぞれ策定している。

学部の教育課程の編成・実施方針は、学位授与の方針に掲げた能力を修得するために、どのような教育課程が置かれているのかが理解しやすいように次のように整理されている。

学部では、カリキュラム上に専攻分野の区分として複数の「専攻」を設けている。学生はいずれか一つの「専攻」を自身で選択し、その専攻分野を中心とした学修を行うこととなる。このため、教育課程の編成・実施の方針では、まず最初に自身の主たる専攻分野となる「専攻」について明示し、この専攻に応じて専攻科目が展開されていることを明確にしている。

また、順序立った体系的な教育課程を編成するために所定の科目群を設け、科目群ごとに「教育課程における当該科目区分の位置付け」「当該科目区分に配置している授業科目の履修学年」「当該科目区分の学修により身につく能力等」をそれぞれ明示して、体系的な順次性、学位授与の方針に掲げた能力との関連性を明確にしている。

研究科の教育課程に編成・実施方針については、学位授与方針に掲げた能力を修得するために、所定の科目区分を設けた体系的な教育課程を編成すること、研究指導に基づく論文作成を行うこと等を明示している。

これらの教育課程の編成・実施の方針は、入学時に全学生に配付している履修要項や、本学ホームページ、大学案内パンフレットにおいて広く社会に公表している（根拠資料：1-9-①, p. 4-p. 7, 1-9-②, p. 11-p. 17, 1-9-③, p. 2, 1-9-④, p. 2, 2-10-③・④【ウェブ】、1-8【ウェブ】 p. 37, p. 54-p. 55）。

<教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性>

学部の教育課程の編成・実施方針では、前述のとおり「教育課程における当該科目区分の位置付け」「当該科目区分に配置している授業科目の履修学年」「当該科目区分の学修により身につく能力等」をそれぞれ明示している。特に、「当該科目区分の学修により身につく能力等」部分には、学位授与方針に掲げた能力等を構成するために必要な能力等が明示されており、これによって学位授与方針との関連性を持たせている（根拠資料：2-10-③・④【ウェブ】）。

研究科の教育課程の編成・実施方針については、学位授与方針に掲げた能力を修得させるための教育課程について、その編成の考え方を明示している（根拠資料：4-1-①・②【ウェブ】）。

なお、学部については、各授業科目と学位授与の方針との関連表を作成し、どの授業科目がどのような知識や能力等が身に付くのかを明示しており、教育課程の編成・実施方針を補完している（根拠資料:1-9-①, p. 33-p. 38、1-9-②, p. 5-p. 10）。

なお、先にも述べたとおり、本学では2022年度から新カリキュラムの導入を予定しており、現在、全学的体制で検討を進めているところである。これに伴い、教育課程の編成・実施方針も新たに設定することとなる。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・ 教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・ 教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・ 単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・ 個々の授業科目の内容及び方法
- ・ 授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・ 各学位課程にふさわしい教育内容の設定

< 学士課程 >

初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等

< 修士課程、博士課程 >

コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等

評価の視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

< 各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置 >

適切に教育課程を編成するため、学部では教務委員会等が中心となって検討を行っている。各学部の教育課程編成に関する事項、授業科目の履修に関する事項、授業の総括的計画に関する事項等については各学部の教務委員会が審議を行い（根拠資料:4-2-①, 第6条、4-2-②, 第6条）、全学にわたる教務に関する事項、教務に関する各学部間の調整に関する事項、総合科目のカリキュラムに関する事項等については全学教務委員会が審議を行っている（根拠資料:4-3, 第6条）。特に、語学教育の授業科目の展開については、英語、中国語、韓国語を担当する専任・非常勤教員により具体的授業運営が検討され、その内容は、教務委員会で行う教育課程の審議の際に反映される。また、教職課程等の資格課程については、教職課程等カリキュラム運営委員会が審議を行っている（根拠資料:4-4）。

さらに、教育課程に関する全学的な事項については、全学教務委員会及び教職課程等カリキュラム運営委員会での審議を経て、大学運営会議で決定することとしており、学長の下で教育課程を適切に編成・運営する体制を整えている。

研究科の教育課程については、各専攻に置かれる専攻会議、各研究科に置かれる専攻主任会議において、審議を行っている（根拠資料：2-7, 第31条・第34条）。

なお、適切に教育課程を編成するための具体的事項については、以下のとおりである。

○教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性

教育課程は、教育研究上の目的を達成するため、学位授与方針に掲げた能力が修得できるよう編成している。

学部の教育課程の編成・実施方針では、カリキュラム上の専攻区分として、各学科に専攻を設け、専攻分野に応じた専攻科目を配当することを明示している。

学生は、各専攻の中から自身の主専攻となるいずれか一つの専攻を選択して専攻領域を深く学修し、それに応じた教養や知識、豊かな人間性を養うこととしている。

また、同方針では、順序立った体系的な教育課程を編成するため、適切な各科目群を設け、本学教育課程における各科目群の位置付けを明確化している。それぞれの科目群の位置付けに対応した豊富な授業科目を配置しており、教育課程の編成・実施方針と実際の教育課程は整合している（根拠資料：1-9-①, p. 39-p. 104、1-9-②, p. 43-p. 78）。

研究科の教育課程の編成・実施方針では、学位授与方針に掲げた能力を修得するために、所定の科目区分を設けた体系的な教育課程を編成すること、研究指導に基づく論文作成を行うこと等を明示している。それぞれの科目群に対応した豊富な授業科目を配置しており、教育課程の編成・実施方針と教育課程は整合している（根拠資料：1-9-③, p. 19-p. 37、資料1-9-④, p. 22-p. 26）。

○教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮

教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性を明確にするため、学部については前述のとおりカリキュラム上の専攻区分としての専攻と、各科目群を設けている。学問分野の性格上、各科目群の名称は学部によって異なっているが、科目群の位置付けの考え方は、各学部とも同様であり、各学部においてそれぞれ次の科目群を設けている。

【専攻】

- 〔文学部〕
- ・国文学科 : 国文学専攻、映像・演劇・メディア専攻、日本語学専攻、日本文化専攻、比較文学・文化専攻
 - ・中国文学科 : 中国文学専攻、日本漢学専攻、中国語専攻、書道専攻、韓国語専攻、比較文学・文化専攻
 - ・都市文化デザイン学科 : 文化デザイン専攻、都市・メディア専攻、グローバルコミュニケーション専攻

- 〔国際政治経済学部〕
- ・国際政治経済学科 : 国際政治専攻、国際経済専攻、法行政専攻
 - ・国際経営学科 : 国際経営専攻

【科目群】

- 〔文学部〕

文学部共通科目、学科共通科目、専攻科目、ゼミナール、卒業研究、総合科目、自由選択科目

〔国際政治経済学部〕

基礎科目、専門教養科目、外国語科目、専攻基礎科目、専攻発展科目、他専攻科目、ゼミナール、総合科目、自由科目

※他専攻科目は国際政治経済学部のみ。

※科目区分中、文学部の「専攻科目」、国際政治経済学部の「専攻基礎科目」「専攻発展科目」「他専攻科目」は、各学部には「専攻」の分野に応じた授業科目が配置されている。

基本的には、初年次教育は1年次に、基礎的な科目については1・2年次に、専門的な科目については3・4年次に履修するような教育課程となっている。

教育課程における各科目群の位置付けや配当年次について、文学部を例に挙げて示す。

◇文学部共通科目

高校までの学習から大学での学習に円滑に移行するために用意された初年次教育としての科目や、大学生として学習するために求められる基本となる内容を学ぶ科目を配置する科目群。

所属する学科を問わず、文学部のすべての学生が共通に学ぶ科目で、1・2年次に履修する。

◇学科共通科目

自身が所属する学科（国文学科、中国文学科又は都市文化デザイン学科）での学びの基礎となる科目を配置する科目群。

学科ごとに置かれる基礎専門科目として、入門や概論、語学の科目を配置し、国文学、中国文学又は都市文化デザイン学を学ぶ上での基礎的な知識や、外国語の読解・会話の基本的技術を身につけるための科目を配置する。

所属する当該学科のすべての学生が共通に学ぶ科目で、1・2年次に履修する。

◇専攻科目

各学科の専門教育の中心となる科目群で、専攻科目Ⅰと専攻科目Ⅱに分かれており、専門的な知識や研究方法、実技による技能の体得、高度な語学力等を学修するための科目群。

専攻科目Ⅰでは専門的な知識等を修得し、専攻科目Ⅱでは専門性をより発展させた学問を修得する。

専攻科目Ⅰは2・3年次に履修し、専攻科目Ⅱは3・4年次に履修する。

◇ゼミナール

文学部での学修の核になる科目で、原則として同一教員のもとで同一の研究テーマについて2年間指導を受け、専門性をより高度に発展・応用させた学問を修得するためのもので、3・4年次に履修する必修科目。

◇卒業研究

文学部での学びの集大成として位置づける科目で、専門研究・技能の発展・高度化や

応用力を高めるものであり、4年次の必修科目。

◇総合科目

文学部の専門分野の枠にとらわれず、「人間と社会」「歴史と文化」「科学と情報」「言語とコミュニケーション」「健康とスポーツ」の各分野の科目が配置されている。幅広い知識を修得することにより、各学科及び専攻研究に対する多角的な視野を構築するための科目群で、1年次から4年次の間に履修する。

◇自由選択科目

他専攻に配当される科目等を履修することにより、専攻研究の裾野を広げて、客観性や多角的視点を構築するためのもので、1年次から4年次の間に履修する。

以上のように、教育課程編成の順次性及び体系性を明確化するための専攻及び科目群を設けており、授業科目を履修する学生が、自身が履修する授業科目の意味合いを理解しながら学修することができるようになっている。

また、授業科目の順次性・体系性を表す仕組みとして、各授業科目の難易度や分野等を示すため、授業科目ごとにシラバスナンバーを付している(科目ナンバリング)(根拠資料:4-5, p. 22)。

研究科については、教育課程上に体系的に設けた各科目群の授業科目を履修することと併せ、指導教員による研究指導を受けることにより、研究活動を進めることとなるが、授業科目を履修するに当たっては、指導教員による指導を受けて各自の研究分野に必要な科目を履修することとしている(根拠資料:1-9-③, p. 57, 第10条、1-9-④, p. 17, 第12条)。これにより、順次性・体系性に配慮した履修ができるようになっている。

○単位制度の趣旨に沿った単位の設定

本学では、単位の設定に関しては、大学設置基準の規定に準拠し、学則第26条で次のように規定している。

(単位の計算方法)

第26条 各授業科目の単位は、45時間の学修を必要とする授業内容をもって1単位とすることを標準とし、当該授業による教育方法、教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
- 二 実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。
- 三 卒業研究等については、その学修の成果を評価するものとし、所定の単位を与える。

本学では Semester 制をとっており、ほぼすべての授業科目が1 Semester (半年)で完結する。ただし、一部の授業科目については、その性質から通年で履修となる。

学年暦上、1 Semester については15週の授業、通年科目は30週の授業が設定されており、講義科目及び演習科目については、原則として、Semester 科目が2単位、通年科目が4単位の設定である。また、実技科目については、Semester 科目が1単位の設定であ

る。なお、講義科目・演習科目にかかわらず、一部の基礎的内容の授業科目については、セメスター科目で1単位、通年科目で2単位としているものもある。

授業形式によって単位の設定が異なっていることに対し、単位制度の実質化を図る一環として、学生に対して単位制度の考え方を周知している。学生全員に配付している履修要項に記載（根拠資料:1-9-①, p. 8、1-9-②, p. 18）しているほか、1年次生必修の基礎ゼミナールの共通テキストには、新入生に分かりやすいように単位制度を説明し、大学の授業は予習復習が前提となっている旨を周知している（根拠資料:1-10, p. 17）。

また、単位制度の趣旨に基づき、学生が事前事後学修に適切に取り組むことができるよう、シラバスにおいて各授業科目のすべての回について事前・事後学修内容を明示できる様式としている（根拠資料:4-6-①～④）。

○個々の授業科目の内容及び方法

個々の授業科目の内容及び方法については、当該授業科目の授業形式（講義・演習等）に則り、各授業科目の担当教員がそれぞれ実施している。

すべての授業科目はシラバスにおいて学位授与方針との関連性が示されており、また、当該授業科目の内容及びそれに応じた授業形式（講義・演習）も明示されている（根拠資料:4-6-①～④、4-5, p. 22-p. 23）。また、多くの授業科目において、アクティブ・ラーニングの手法が取り入れられており、その場合は、アクティブ・ラーニングの内容についても明示されている。

○授業科目の位置づけ（必修、選択等）

授業科目の位置づけについては、教育課程上、必修科目、選択科目等の別は規定されている。また、学部では、それらの授業科目が配置される科目区分についての位置づけは明確化されているため、当該科目区分に配置される各授業科目がどのような位置づけを持つ授業科目なのかが把握できる。

○各学位課程にふさわしい教育内容の設定

〔学士課程〕初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等

本学では、初年次教育に対応する科目群を設けている。この科目群は高校までの学習から大学での学習に円滑に移行するために用意された初年次教育としての科目や、大学生として学修するために求められる基本となる内容を学ぶ科目を配置している。

特に、全学共通テキストを使用して授業を行う「基礎ゼミナール（基礎ゼミ）」は、二松学舎大学や創立者のこと、高校までの学習と大学での学修の違い、レポートの書き方、発表の仕方、資料検索の仕方等の大学生活を送る上での基礎を学ぶものである（根拠資料:1-10）。

また、基礎ゼミナールを担当する教員が、所属する学生の指導教員となり、履修登録や学生生活についての相談等を担当し、新入生のサポートを行う体制としている。

高大接続への配慮としては、高等学校等までに培った学力の3要素をさらに伸長させるべく、高等教育段階で必要となる思考力や表現力、主体性を持って多様な学生と協働して

学ぶ態度等を養うべく、アクティブ・ラーニングの要素を取り入れた授業科目の配置や、基礎ゼミナールやゼミナールなどを始めとする演習形式の授業でのグループワーク等を、多く取り入れている。また、入学者選抜においても、A0 入学試験や推薦入学試験等の多面的な評価を行う入学試験の実施や、表現力や思考過程等を評価するために一般入学試験において記述式解答方式の入学試験を多く実施するなど、学力の 3 要素の評価に配慮した対応を行っている。

学士課程教育における教養教育と専門教育の適切な配置を考えると、現在、中央教育審議会答申等でも指摘されているような教養教育の在り方を考える必要があるが、これについて、本学ではまだ十分な検討がなされているわけではない。

広義の教養教育は、一般教育に限定されるものではなく、専門教育も含めて 4 年間の大学教育を通じて行われるべきものであり、一般教育及び専門教育の両方について総合的に充実を図ることが必要であると考えている。

そうした考え方をした場合の狭義の教養教育としての一般教育は、本学では教育課程上の科目区分である「総合科目」において展開される。「人間と社会」「歴史と文化」「科学と情報」「言語とコミュニケーション」「健康とスポーツ」の各分野の科目が配置されており、自身の専門分野の枠にとらわれず、幅広い知識と教養を身に付けることができる。これらは、各学科及び専攻研究に対する多角的な視野を構築するための科目群であり、1 年次から 4 年次を通して履修できるようにしている。

また、本学の教育課程上の科目区分として、自由選択科目（自由科目）を設けている。この科目区分は、自身の専攻分野の専門科目を割り当てることもできるが、他の専攻分野の科目や他学部他学科の授業科目を履修した場合も割り当てることができ、広い知識や専門性を深めることができる科目区分である。この科目区分は、学生自身の志向によって、教養教育の割合を高めたり、専門教育の割合を高めたりすることができ、副専攻的な意味合いを持たせることができる科目区分である。

また、専門教育については、前述のとおり、教育課程上に設けられた「専攻」に配置される豊富な専攻科目を中心として展開される。

本学では、教育課程上のこうした科目区分の工夫により、卒業要件単位数としての教養教育と専門教育はバランスよく適切に展開されていると言える（根拠資料：1-9-①, p. 117, 第 3 条、1-9-②, p. 90, 第 3 条）。

〔修士課程・博士課程〕コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等

研究科の教育課程は、コースワークとリサーチワークを念頭に置いた構成となっている。

教育課程上、専攻分野に対応する各科目群が設けられ、その中に各授業科目は配当されており、体系的に履修が可能なコースワークとなっている。また、自身の研究活動に関しては、リサーチワークへの対応として、「研究指導」により学生自身の研究に関して指導教員から研究指導を受け、研究科におけるリサーチワークの集大成として論文の作成に取り組むこととなる。

「研究指導」においては、個々の研究目標に応じた指導が行われる。コースワークの科

目を決定する際は、指導教員の助言をもとにして関連性の高い科目を受講することで、より多角的・重層的な研究成果に結び付けることができるようになっている。

例えば、国際政治経済学研究科の教育課程においては、「国際政治専修」「国際経済専修」「国際経営専修」が設けられており、コースワークとして「基礎研究科目」「応用研究科目」の科目群を配置、さらにリサーチワークとして「研究指導Ⅰ」「研究指導Ⅱ」を科目として配置し、研究活動の集大成として修士論文を作成している。なお、「基礎研究科目」「応用研究科目」は、それぞれ各専修に応じた「国際政治分野」「国際経済分野」「国際経営分野」から構成されており、それぞれ基礎から応用への順次性に配慮され、体系的に配当されている（根拠資料：1-9-④, p. 22-p. 24）。

<学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施>

社会的及び職業的自立を図るための教育として、本学ではキャリア教育を行っている。

段階的・体系的に編成したカリキュラムによって職業観を養い、能力・適性に合った進路・職業選択が自らの力でできるようになることを目標に、正課授業としてキャリア教育を取り入れて単位を付与している。

文学部では、選択科目として「キャリア教育①」から「キャリア教育④」を開講し、国際政治経済学部では、「キャリアデザイン①」を必修科目とし、「キャリアデザイン②」から「キャリアデザイン④」を選択科目として開講している（根拠資料：1-9-①, p. 100、1-9-②, p. 74）。また、両学部共通の選択科目として「インターンシップ論」を開講している。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

<学士課程>

- ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数
- ・適切な履修指導の実施

<修士課程、博士課程>

- ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施

<専門職学位課程>

- ・実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導の実施

<各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置>

学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置や取り組みは次のとおりである。

○各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）

両学部において1年間の履修登録上限単位数を40単位（卒業年次生は49単位）までと制限し（根拠資料:1-9-①, p. 121第13条、1-9-②, p. 92第10条の2）、履修科目を絞り込んで時間割を組むようにしている。

ただし、成績優秀者（入学後通算GPAが3.3ポイント以上の学生）に対しては、より幅広い学びの機会を提供し、インセンティブを与えることを目的として、46単位まで登録できるものとしている（根拠資料:1-9-①, p. 122第25条第5項、1-9-②, p. 94第21条第8項）。

また、シラバスは学生ポータルシステム「LiveCampus」上で常時参照でき、すべてのシラバスにおいて事前・事後学修の内容とそれに要する時間が示されている。

○シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容としラバスとの整合性の確保等）

本学のシラバスは、学部・研究科とも記載内容を統一している。

記載項目は、①シラバスナンバー（科目ナンバリング）、②担当教員名、③対象学年、④キャンパス区分、⑤授業形態、⑥準備事項、⑦ディプロマポリシーとの関連、⑧身につく能力、⑨授業の概要・授業の目的、⑩到達目標、⑪キーワード、⑫履修条件、⑬アクティブ・ラーニングの内容、⑭評価方法、⑮授業形式、⑯ループリック表等資料、⑰テキスト、⑱参考文献、⑲その他連絡事項、⑳担当教員への連絡方法（質問受付方法）、㉑実務経験のある教員による授業、㉒授業計画、㉓授業外における学修方法（事前・事後）である（根拠資料:4-6-①～④）。また、シラバスの作成にあたっては「シラバス作成のためのガイドライン」（根拠資料:4-7【ウェブ】）に基づき、必要事項を適切に明示するよう求めている。

なお、記載内容の適切性については、第三者（各学部においては教務委員会、各研究科においては専攻主任会議が担当）による記載内容の点検を行っている（根拠資料:4-8-①・②）。

授業内容としラバスの整合性の検証については、学生による授業アンケート調査におけるシラバス関連項目の回答結果について、大学に対して授業担当者が必ずコメントしなければならないようにしている（根拠資料:4-9）。

なお、各科目のシラバスは、本学ホームページから検索・閲覧が可能であり、本学学生・教職員はもとより広く社会からのアクセスも可能である。

○学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法
〔学士課程〕

◇1授業あたりの学生数の設定

本学では、授業形態を「講義」「演習」「実技」に分け、それぞれの授業科目の内容による適切な授業形態で、シラバスに基づいて計画的に授業を実施している。「講義科目」の受講定員は170人、「演習科目」の受講定員は60人と定めている（根拠資料：1-9-①, p. 120 第12条、1-9-②, p. 91第5条）。書道、情報処理、体育等の「実技科目」については特に定員を定めてはいないが、授業を行う教室規模によって決まることとなり、概ね40人前後で実施されている。

なお、語学科目やゼミナールについては、科目の特性に応じ、より少人数の定員を各学部において定めている。

必修科目として全学生が履修する基礎ゼミナール（1年次）及びゼミナール（3・4年次）は、担当教員が所属する学生の指導教員となって手厚い学修サポートと研究指導ができるよう、1クラスの受講人数を少数としている。基礎ゼミナールについては、文学部が30人程度、国際政治経済学部が20人以内であり、ゼミナールは原則として20人以内である。

語学については、主に英語の授業科目について、レベル別クラス編成を念頭に置いた少人数クラスとし、20人以内のクラス編成としている。

◇適切な履修指導の実施

年間を通して教務課窓口において履修相談を受け付けている他、毎年4月上旬に教務委員が担当する履修相談会を開催し、個別の学修目標や単位修得状況に応じた指導を行っている。特に新生に対しては各学部とも1年次必修科目の「基礎ゼミナール」担当各教員が、履修登録の指導及び登録結果の確認まで綿密に指導を行っている。

また、履修相談会には学部2年次から4年次の学生が務める学生ピアサポーターも参加している。サポート内容は学部によって異なるが、新生に対して学生生活に関する体験的アドバイスを与えたり、学修ポータルシステムLiveCampusの操作方法を説明するなどして教務委員とともに履修支援を行っている（根拠資料：4-10-①～③）。

[修士課程、博士課程]

◇研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施

研究科においては、学生全員に配付する「履修要項」において、「入学から修了までの主なスケジュール」として入学から修了等までのスケジュールを明示しており、また、履修、試験、学位論文審査等についてそれぞれ日程を含めた手続について周知している。（根拠資料：1-9-③, p. 5～p. 15、1-9-④, p. 5～p. 13）

研究指導については、専任教員が指導教授となり行っている。学生1人に対する指導教授の人数は、研究科により考え方が異なるが、文学研究科では2人、国際政治経済学研究科では1人（ただし、必要に応じて副指導教授を1人置くことができる）となっている。文学研究科では、学生の研究分野によっては2人の指導教授のうち1人は非常勤講師に依頼することができる。（根拠資料：1-9-③, p. 56第5条、1-9-④, p. 17第6条）

指導教授は、「履修要項」に記載のスケジュールに則り、担当する学生の研究の進捗状況を確認しながら、研究指導を行う。

修士課程については、研究テーマの提出から始まり、修士論文提出・審査に至るステップは「履修要項」に記載のとおりであり、学生はこれに沿って段階的に研究を進めるように指導されている。

修士論文の内容や進捗状況は、報告会において報告される。報告会の実施回数や方法等は研究科により異なるが、学生は報告会において全教員に向けて修士論文の中間報告等を行うよう義務付けており、指導教授以外の教員からの多様な視点からのアドバイスが活かされるような仕組みとなっている。また、修士論文提出後の面接試問（口頭試問）は学位審査を受けるために義務化されている。学生は、こうしたスケジュールに合わせて計画的に研究を進展させている。

大学として統一的な研究指導計画書の様式は定めていないが、以上のように、学生の研究分野に応じて、指導教授が適切に指導を行っている。

なお、研究科所属の外国人留学生を対象に、日本語による論文執筆に不安を持つ者に対しては、正課外に学外専門員による論文添削指導の機会を設け、年10回の指導を行っている（根拠資料:4-11-①・②）。また、国際政治経済学研究科については、2018年度から正課外科目「アカデミック・ライティング」を毎週開講し、希望者に対して専任教員が論文指導を行っている（根拠資料:4-12）。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・既修得単位の適切な認定
- ・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・卒業、修了要件の明示

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

- ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示
- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・学位授与にかかわる責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与

<成績評価及び単位認定を適切に行うための措置>

成績評価については、大学として学則に評価基準を次のように定め、各学部等が履修規程等により運用している（根拠資料:1-4【ウェブ】第36条、1-9-①, p. 122第25条、1-9-②, p. 93-p. 94第21条）。

成績評価基準については学則及び履修要項で、評価方法については授業科目ごとにシラバス（根拠資料:4-6-①～④）でそれぞれ明示し、学生に周知している。また、専任教員及び非常勤講師全員に配付する「出講案内」においても評価基準を明示し、全教員に周知している（根拠資料:4-13, p. 16）。

【成績評価基準】

評価	内 容	判 定	G P (グレードポイント)
S	90点 ～ 100点	合 格	4.0
A	80点 ～ 89点		3.0
B	70点 ～ 79点		2.0
C	60点 ～ 69点		1.0
D	59点以下	不 合 格	0.0
X	出席不足による無効		0.0

○単位制度の趣旨に基づく単位認定

単位認定については、単位制度の実質化を念頭に置き、各セメスター15週の授業回数を確保しており、休講した場合の補講や集中講義の実施も徹底している。また、定期試験の受験資格として授業回数の3分の2以上の出席を受験要件の一つとしており、学生の出欠は、カードリーダーを使用した学生証による出席管理システムを導入している。さらに、シラバスでは、「授業外における学修方法（事前・事後）」の項目を設けて具体的な指示を行い、学生が単位制度の趣旨を理解して各授業科目に臨むよう促している。また、セメスターごとに実施する学生による授業アンケートでは、当該授業に関する予習・復習に費やす時間を質問項目に設けており、授業科目についての予習・復習の必要性について再認識させることで、学習時間確保の一助としている。

なお、単位認定の方針を次のように定め、定期試験の成績以外の要素も含めた総合的な評価を行うこととしている（根拠資料:4-14【ウェブ】）。本学では、この「単位認定の方針」及び「成績評価基準」に基づき、適切に行っている

【単位認定の方針】

授業科目の単位認定に当たっては、定期試験成績を前提とし、プレゼンテーション、ディスカッションやグループワークにおける積極的な発言などにみられる主体的な姿勢、小テストやレジュメ発表等によってはかられる事前・事後学修の質および量、さらには学修課題に関連する自主的なレポート等による関心の深さや志向の独創性なども含め、総合的な評価に基づき、各授業科目の到達目標に達していると認められる者について単位認定を行うこととする。

○既修得単位の適切な認定

他の大学又は短期大学における授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修、入学前の既修得単位等の認定に関し、学部に関しては、学則において60単位を上限として認定することができる」と規定している。研究科の既修得単位に関しては、大学院学則において10単位を上限として認定することができる」と規定している（根拠資料:1-4【ウェブ】第37-39条、1-5【ウェブ】第11-12条）。

なお、編入学生の単位認定については、72単位を上限として認定している（根拠資料:4-15, p. 9）

具体的には、次の事項について単位認定を行っている（根拠資料:4-16、4-17）。

【既修得単位の認定】

- ① 高大一貫教育科目
- ② 他大学との単位互換協定に基づく単位認定
- ③ 編入学生の編入学前大学等において修得した単位認定
- ④ 海外協定大学等への留学において合格した科目の単位認定
- ⑤ 海外私費留学（認定留学）において合格した科目の単位認定

①は、附属高等学校及び附属柏高等学校との間で締結された高大一貫教育協定に基づく単位認定である。本学が生徒の履修を認める科目について、生徒が当該科目を履修し、60点以上の成果をあげて本学に入学した場合、単位認定を行っている（根拠資料:4-16 第6条）。

②は千葉県私立大学及び放送大学間における単位互換に関する包括協定における単位互換科目、千代田区内近接大学の高等教育連携強化コンソーシアムにおける単位互換科目についての単位認定である（根拠資料:4-17）。

③は、編入学試験による編入学者の単位認定である。

④の海外協定大学等への派遣留学で履修し合格した科目について、協定校での履修時間数と成果に応じて、本学科目に読み替えて単位認定している（根拠資料:4-18, 第9条）。

⑤の認定留学は、海外協定校に私費留学し、そこで履修・合格した科目について、協定校での履修時間と成果に応じて、本学科目に読み替えて単位認定している（根拠資料:1-4【ウェブ】第48条）。

○成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置

成績評価の客観性を担保するための対応の一環として、各授業間で成績評価基準の平準化や学生の学修成果の把握等を目的に、GPA制度を導入している（根拠資料:1-4【ウェブ】第36条）。

成績のグレードに対応するグレードポイントについては、学則において規定しており、具体的な数値は、前述の成績評価基準表のとおりである。また、GPAの算出方法については、履修要項に掲載し、学生に周知している（根拠資料:1-9-①, p. 21、1-9-②, p. 33）。なお、自己点検・評価実施委員会において、同一科目を担当する教員同士で成績評価を行う際の基準について共有するよう要請するなど、成績評価の客観性を担保するよう努めている。

成績評価の厳格性を担保するための対応の一環として、共通ルーブリックを作成している（根拠資料:4-19【ウェブ】）。本学の共通ルーブリックは、全ての授業において汎用的に利用可能であるものを目指し、「レポート作成に関する共通ルーブリック」「発表・プレゼンテーションに関する共通ルーブリック」の2種類となっている。

共通ルーブリックは、現時点では授業科目の評価そのものを行うものではなく、レポート及び発表・プレゼンテーションに対する評価を行うものを大学として用意しているが、これを参考として、各授業科目においても各教員が個別に作成し利用するよう促している。

なお、履修した授業科目の成績は Semester ごとに本人に通知しており、成績評価について質疑がある学生は、教務課を経由して成績評価を当該教員に確認することができる制度を整えている（根拠資料:1-9-①, p. 21、1-9-②, p. 33）。

○卒業、修了要件の明示

学部の卒業単位数は、所定の要件を満たした上で、124単位以上を取得する必要がある。研究科の修士課程・博士前期課程については、所定の要件を満たした上で30単位以上を取得し、かつ、修士論文の審査に合格しなければならない。

博士課程（博士後期課程）については、所定の要件を満たした上で12単位以上を取得し、かつ、博士論文の審査に合格しなければならない。

これらの卒業、修了要件については、各学部、各研究科の履修要項に明示している（根拠資料：1-9-①, p. 23、1-9-②, p. 41～42、1-9-③, p. 4、1-9-④, p. 4）。

<学位授与を適切に行うための措置>

○学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示

学部では、文学部が卒業研究（卒業論文又は卒業制作）を必修としており、ゼミナールにおける論文等指導（最低2回の個人指導を義務化している）や中間報告を経て卒業研究を提出後、指導教員による面接試問を経て教授会における卒業判定を受けることとなる。卒業研究の字数や体裁についての基準は明示しているが、卒業研究の審査基準については、特に明文化したものはない。

研究科における修士論文及び博士論文の提出手続及び審査基準については履修要項に明示している（根拠資料：1-9-③, p. 13, p. 15、1-9-④, p. 13）。

○学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置

学位の審査に関し、学部については、学則第40条において「4年以上在学し、所定の科目を履修して124単位以上を取得した者には、教授会の意見を聴いて学長が承認した後、卒業証書・学位記を授与する。」旨を規定している（根拠資料：1-4【ウェブ】第40条）。

審査の手続きは、まず教務委員会において所定要件の確認・検討により原案作成が行われ、次いで、学科主任会議（学部長、各学科主任等で構成）において原案の確認を経て、教授会での審議を行う。その後、学長への上申及び学長の承認を経て、学位を授与している。

研究科については、二松学舎大学学位規則第6条において、「論文の審査及び試験又は学力の確認を行うため、当該専攻の教員3人（博士前期課程については2人）以上の審査員を選出し、審査に当らせるものとする」旨を規定している。

実際の審査は、修士課程（博士前期課程）については、主査1人及び副査（文学研究科は1人、国際政治経済学研究科は2人）による論文審査及び面接試問（口頭試問）を経て研究科委員会において評定するシステムとしている。

博士課程（博士後期課程）については、主査1人、副査3人（うち1人は他分野の審査員）による厳格な論文審査および面接試問を経て、研究科委員会で認定するシステムを採用している。また、文学研究科履修規程第14条において、博士の学位論文を提出するには、提出時から遡って5年以内に5編以上の論文を公表していなければならないこととしており、「履修要項」で明示している（根拠資料：1-9-③, p. 58, 第14条）

修了判定は、構成員の3分の2以上の出席によって成立する研究科委員会において、論文

の可否及び課程修了の可否を審議し、研究科委員会出席者の3分の2以上の賛成を必要とする（資料4-20, 第11条）。

こうした審査体制によって客観性及び厳格性を確保している。

○学位授与にかかわる責任体制及び手続の明示

学部については、前述のとおり、学則第40条において「4年以上在学し、所定の科目を履修して124単位以上を取得した者には、教授会の意見を聴いて学長が承認した後、卒業証書・学位記を授与する。」旨を規定している。

研究科については、二松学舎大学学位規則第12条において、「研究科委員会での議決に基づき、学長が博士及び修士の学位を授与する。」旨を規定している（根拠資料:4-20, 第12条）。

これらの規定において、教授会又は研究科委員会の審議を経て、最終的に学長が学位を授与するという責任体制が明確化されている。

また、前述「学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置」の審査の手続きについては、履修要項に明記され、学生に明示している（根拠資料:1-9-③）。

○適切な学位授与

以上のとおり、本学の学位は、「二松学舎大学学則（根拠資料:1-4【ウェブ】第28条、第40条）」、「二松学舎大学大学院学則（根拠資料:1-5【ウェブ】第10条、第15条、第16条、第18条）」で定められた必要単位数、履修要件、修了要件をそれぞれ満たし、卒業・修了した者に対し、「二松学舎大学学位規則（根拠資料:4-20）」に則り授与することとしており、学位授与は適切に行われている。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点2：学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・ アセスメント・テスト
- ・ ルーブリックを活用した測定
- ・ 学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・ 卒業生、就職先への意見聴取

<各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定>

本学では、学位授与方針に明示した学修成果を身に付けたかどうかを判定するための指標の一つとしてGPAを活用しており、成績の順位付けや奨学金の選考、年間履修登録単位数の上限緩和などは、GPAに基づき行っている。

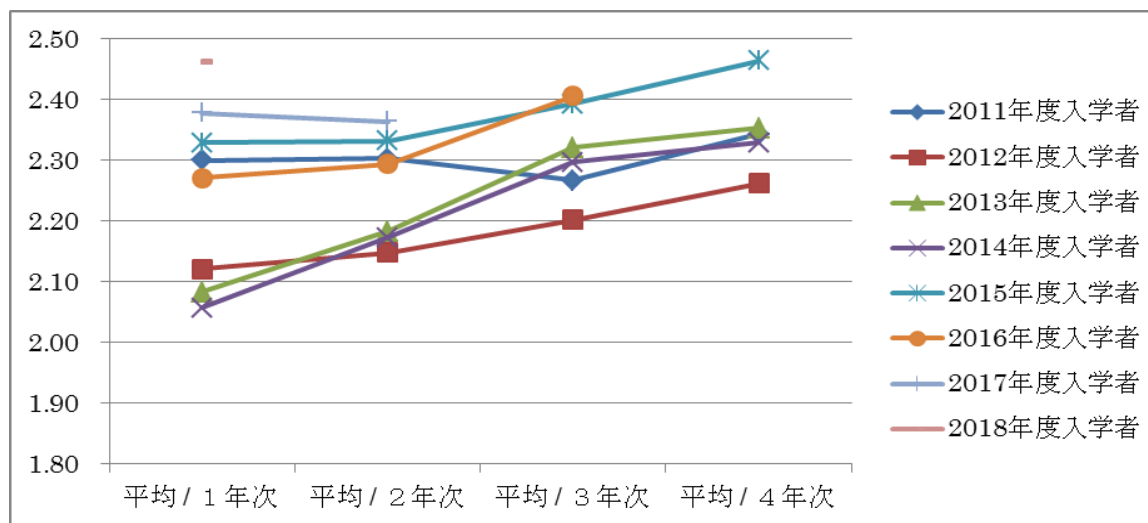
本学の成績評価は、S (100～90点)・A (89～80点)・B (79～70点)・C (69～60点)・D (59～0点) の5種の評語をもって表し、S・A・B・Cを合格としている。なお、他大学等による単位の認定はZと表記している。

成績評価のうち、Sに4.0、Aに3.0、Bに2.0、Cに1.0、不合格の成績評価に0をそれぞれ成績評価係数として与え、各授業科目の単位数にその成績評価係数を乗じて得た積の合計を、履修した授業科目の総単位数で除して算出する。ただし、Zとして表記された科目は除いている。

GPAの適切な運用は、成績評価の平準化がなされることが前提であるが、現時点では各教員の裁量による成績評価が行われており、平準化がなされているとは言えない状況である。これについては、学内における平準化に向けた取り組みは始まったばかりであるが、この取り組みの一環として、両教授会において成績評価の平準化の必要性について、学部長から説明を行った(根拠資料:4-21-①～④)。この取り組みについて、今後一層充実させる必要がある。

なお、2011年度から2018年度入学者のGPAについて、在学期間4年間の推移を見てみると概ね年次を追ってGPAが上昇している傾向が見て取れる(下表)。この傾向は、本学の教育目標に沿って編成されるカリキュラムと教員の指導による一定の教育成果と考えられる。

○学年次進行に伴うGPAの推移(通算GPA)



入学年度	1年次	2年次	3年次	4年次
2011年度	2.30	2.30	2.27	2.34
2012年度	2.12	2.15	2.20	2.26
2013年度	2.08	2.18	2.32	2.35
2014年度	2.06	2.17	2.30	2.33
2015年度	2.33	2.33	2.39	2.46
2016年度	2.27	2.29	2.41	-
2017年度	2.38	2.36	-	-
2018年度	2.46	-	-	-

<学習成果を把握及び評価するための方法の開発>

学生の学修成果を測る取り組みとしては、アセスメント・テストの位置付けで、2017年度からPROGテストを1年次生及び3年次生対象に実施している。同テストは、ジェネリックスキルの成長を支援するアセスメントプログラムであり、リテラシーとコンピテンシーの2つの観点から測定し、自身の現状を客観的に把握することができるとされるものである。これにより従来本学内で実施していた試験では測定し難かった課題解決力等ジェネリックスキルの測定を行い、結果を学生ポータルシステムを介して学生へフィードバックしている（根拠資料:4-22）。

ルーブリックを活用した測定について、2019年度から共通ルーブリックを導入している。本学の共通ルーブリックは、現時点では授業科目の最終的な評価に利用するものではなく、レポート及び発表・プレゼンテーションに対する評価を行うものとして大学で用意している。教員に対しては、これを参考として各授業科目においても各教員が個別に作成し利用するよう促しているが、現時点では運用を始めたばかりであり、教員全体に浸透しているとは言い切れない状況である。今後、これが浸透し利用実績があがってくれば、共通ルーブリックの課題点等の指摘等がなされ、改善につながるものと考えられる。

学習成果の測定を目的とした学生調査としては、「学生の実態・満足度調査」を毎年1年次・3年次及び4年次の学生に対して実施している。肯定的回答割合を否定的回答割合で除した値を3年次生と1年次生で比較すると、自己申告ではあるが本学学位授与方針に定める「知識・理解」「技能・表現」「思考・判断」「関心・意欲・態度」の4領域について概ね学修成果が上がっていると受け止めていることが確認できている（根拠資料:2-8）。

卒業生、就職先への意見聴取としては、2019年度にキャリアセンターが卒業後5年目となる卒業生を対象に、「卒業5年後アンケート」を実施した。このアンケートは、2014年度（2015年3月）卒業生637人を対象としたアンケートで、在学時の教育内容・課外活動・就職活動・本学の教育や学生支援・就職支援等について、その満足度や要望等について調査するものである（根拠資料:4-23）。2019年5月1日から5月31日までの1カ月の調査期間に57人の卒業生から回答が寄せられた。回答率は約9%であり、決して多い回答者数ではないが、集計結果や寄せられた意見は非常に貴重なものである。

集計結果から分かったこととしては、本学の教育内容については「概ね満足」と捉えられている割合が高い（76%）こと、学生に必要な能力は「コミュニケーション能力」との

回答が一番多いことなどである。また、自由記述欄では、「社会に出てから必要な力という点が在学中は認識が足りなかった。」などの声があった。

こうした貴重な意見等をヒントにしながら、今後の教育研究活動や学生支援の更なる改善に活用することとしたい。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

・学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価>

学修成果の測定結果の適切な活用に関し、本学では自己点検・評価活動の一環として、「学生の実態・満足度調査」及び「学生による授業アンケート」を実施している。

具体的なアンケート項目は次のとおりである。

≪「学生の実態・満足度調査」及び「学生による授業アンケート」の項目≫

○「学生の実態・満足度調査」の項目

①高校での成績はどのあたりでしたか。（上位・中位・下位）

②高校3年生だった時、次のことがらをどの程度しましたか。

（予習・復習、授業中の質問、自分の考えを發表すること、自分の考えを書くこと等）

③この1年間で、次の活動に1週間あたりどの程度の時間を費やしましたか。

（授業への出席、教員との面談、予習復習、課外活動、アルバイト、読書、趣味）

④大学の授業で、次のことがらを経験する機会はどの程度ありましたか。

（グループワーク・フィールドワーク、文献・資料調査、小テスト・レポート、発表、議論等）

⑤大学の授業や授業以外の学習（課題・レポート等）に関して、次のことがらをどの程度しましたか。（図書館資料の利用、Web資料の利用、授業の欠席、授業の遅刻等）

⑥入学した時点と比べて、能力や知識はどのように変化しましたか。

（専門知識、異文化理解、コミュニケーション・スキル、数量的スキル、情報リテラシー、論理的思考力等）

⑦教育内容等にどの程度満足していますか。

（基礎ゼミナールの内容、総合科目の内容、必修科目の内容、ゼミナールの内容等）

⑧大学の設備や学生支援制度にどの程度満足していますか。

（図書館、ラーニング・コモンズ、PC教室、学生食堂、課外活動への支援、奨学金制度等）

⑨授業以外の空き時間は、主にどこで過ごしているか、教えてください。

⑩学生生活は充実していますか。

⑪本学に入学して「誇りに思うこと」を自由に記述してください。（自由記述）

⑫本学に入学して「不満に思うこと」を自由に記述してください。（自由記述）

○「学生による授業アンケート」の項目（学部講義科目の場合）

①あなた自身の学習への取り組みについて

（この授業を履修した理由、欠席回数、予習復習時間）

②この授業について

（シラバスの効果的利用、教員は授業への参加を促したか、授業方法や内容に工夫はあったか、教員は学生の人格やプライバシーに配慮したか、授業環境の維持に配慮したか）

③総理解度・満足度〔健康スポーツ・外国語科目は回答不要〕

（理解度、気付きや発見、自分で調べ考える姿勢、シラバスの教育目標の達成度）

④健康スポーツ〔実技科目〕

（授業の内容を理解できたか、ものの見方や考え方が広がったか、シラバスの教育目標は達成できたと思うか等）

⑤外国語科目

（授業のレベル、語学力等が身に付いたか、外国語継続の意欲、満足度）

⑥この授業をとおして学んだこと〔自由記述〕

⑦授業改善に向けた意見や提案〔自由記述〕

上記のとおり、これらのアンケート項目には、授業に対する事前・事後学習時間や教育の達成度等を確認する項目も設けており、こうした項目について客観的データを提示して当該教員にフィードバックしている。また、併せてフィードバック内容について担当教員から自己省察を含めたコメントを求めることで、授業改善に結び付けている。さらに、これらのデータや分析結果は、FD活動の推進等に活用している。

また、2017年度から、ジェネリックスキルの測定を目的とした PROG テストを導入し1年次生と3年次生を対象として実施している。本年度は導入3年目であり、現在は、今後の活用に向けて毎年度の測定結果を蓄積している状況であるが、今年度は3年次の学生について、当該学年次の学生が1年次時点での結果と現在の結果を比較検証できるようになった。

学生の受験結果から読み取ることができる傾向については、毎年度、大学運営会議を始め、教授会等において確認し、授業改善等に役立てている。

本学では、授業内容や方法の改善を図るための組織として、学長を議長とする大学運営会議及び副学長を委員長とする自己点検・評価実施委員会を設置しており、これらの会議体で、上記測定結果等に基づく点検・評価を行っている（根拠資料:2-3、2-4）。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

本学では、上記の自己点検・評価結果に基づき、各学位課程の教育課程の内容や方法について定期的な検証を実施している。これらの検証作業に基づきなされた具体的な改善や向上の例として、次のような成果を挙げることができる。

例えば、「学生の実態・満足度調査」結果において、初年次教育の工夫の必要性が認識され、これについての改善を図るため、2018年度及び2019年度に全学共通の基礎ゼミナール

共通テキストを作成・改訂している（根拠資料:4-24【ウェブ】，p. 2、4-25、1-10）。

また、「学生による授業アンケート」結果において授業における事前・事後学修時間の状況を確認し、それらに費やす時間が少ないと回答している人数が一定以上いる状況の改善を図るため、2020年度から新しい様式のシラバスに変更し、学生に提示することとしている。これまでは、授業の事前・事後学修の項目については、年間を通した総括的な指示内容を記載する様式になっていたが、15週分の各回ごとに事前・事後学修内容やその必要時間などを記載できるように改善した（資料4-28、資料4-6-①～④）。

さらに、これに関連し、教員に向けたシラバス作成のガイドラインを2019年度に改訂し、上記の事前・事後学修に関する項目等はもとより、シラバスに求められる所要事項を網羅して周知できるように改善した（根拠資料:4-26、4-6-①～④）。

（2）長所・特色

- ・学位授与の方針の周知については、履修要項、基礎ゼミナール共通テキストに明示し、基礎ゼミナールにおいては授業内でも取り上げるなど、その浸透に努めている。
- ・「学生の実態・満足度調査」「学生による授業アンケート」結果などの客観的情報に基づき、学生の修学成果の把握に努めている。

この把握の結果は、初年次教育の重要性に鑑みた基礎ゼミナール共通テキストの作成や、単位の実質化を勘案したシラバスの様式変更及び「シラバス作成のガイドライン」の改訂など、シラバスの充実に反映させている。

（3）問題点

- ・教育課程上の多様な専攻と豊富な授業科目が配置されており、専門性等の充実の観点からは適切であると考えられるが、開講科目数の適切性について、その精査による調整が必要である。
- ・現状では、学修成果の指標としてGPAを活用しているが、成績評価は各教員の裁量によるところが大きい。成績評価の平準化については、2019年度から教授会で取り上げたり、同一名称の授業科目を複数の教員で担当する場合に当該教員同士が自主的に評価の平準化について話し合うなどの取り組みは行われているが、その取り組みは始めたばかりであり、今後、大学としてそれを充実させる必要がある。
- ・2019年度から導入した共通ルーブリックは、導入間もないということもあり、教員の活用面の観点からは、まだ浸透しているとは言えない。また、授業科目の評価に関するルーブリックの在り方や開発については、大学としての検討も十分ではない。これらについて、本学の学部及び研究科の専門分野の特性や各授業科目の特性等を考慮した適切なルーブリックを検討・開発する必要がある。
なお、ルーブリックの活用に関してはFD講演会を2020年度春 Semester に開催する予定である。
- ・中央教育審議会答申等でアセスメント・テスト等の必要性が指摘されたことを受け、アセスメント・テストとして外部業者が行うPROGテストを導入しているが、本学とし

てのアセスメントの在り方に関する協議は、現時点では十分であるとは言えない。
大学としてのアセスメントの考え方を整理し、まずはアセスメント・ポリシーを策定
する必要がある。

(4) 全体のまとめ

本学の理念及び目的に基づいた学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は適切に定められ、学生や教職員へも周知され、社会へも広く公表されている。

これに基づき、学部・研究科の特性に応じた教育課程や授業科目が整備されており、また、教職員による履修指導、教員による授業運営・指導もきめ細かく行われており、教育課程は概ね適切に運営されているといえる。

また、学生による各種アンケート調査の結果に基づく改善も積極的に行われ、シラバスの充実を始めとして、単位制度の実質化に向けた取り組みが進捗しており、今後の更なる充実に向けた取り組みを進める。

一方で、成績評価の平準化やルーブリックの活用、アセスメントの考え方については十分とは言えないため、学部・研究科の特性を勘案しながら検討し、改善に向けて取り組んで行く。

なお、2022 年度の導入を予定している新カリキュラムにおいては、学部・学科の特性を考慮した専門性や教養を取り入れることはもとより、今後の社会で必要とされる能力等の修得を目指す科目群の設定や大学として共通の枠組みによるカリキュラム展開とする方向で検討が進められている。現カリキュラムにおいて改善の余地が残る開講科目の精査・調整なども念頭に置いたカリキュラム編成を行う予定である。

第5章 学生の受入れ

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

学生の受け入れ方針は、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえ、学部・研究科単位で定めている。

学部の学生の受け入れ方針では、「求める学生像」「高等学校等で身につけておくことが望まれる能力」「高等学校等で特に習得しておくことが望ましい教科・科目の内容」の3項目に区分して、それぞれ求める内容を明示する形で策定している。

「求める学生像」には、学位授与の方針及び教育課程の編成・実施方針に掲げた能力に関連する能力を有する人材像を提示して、それに共鳴する学生を求める旨を明記している。

「求める学生像」は以下のとおりである。

《求める学生像》

〔文学部〕

- ①日本文化だけでなくさまざまな文化に興味を持ち、文学や文化に関する深い教養を身につけたいという意欲を持つ学生。
- ②文学をとおして得た自らの考えや思いを表現し、発信する意欲を持ち、そのために必要な知識と技術の修得を目指す学生。
- ③教育者を目指し、そのために必要な専門知識の修得や教養を身につけたいという意欲を持つ学生。
- ④社会において、積極的にさまざまな分野での活躍を目指す学生。

〔国際政治経済学部〕

- ①国際的な視野を養うため、国際社会や外国語を学ぶ意欲のある学生。
- ②政治、経済、法律の基礎知識を修得し、現代における様々な社会的問題を研究する意欲のある学生。
- ③多様な視点から国際問題を考察するために必要とされる専門知識と広い教養を修得する意欲のある学生。

「高等学校等で身につけておくことが望まれる能力」には、「学力の3要素」を念頭に置いた能力を身に付けておくことが必要である旨を明示し、「高等学校等で特に習得しておくことが望ましい教科・科目の内容」には、本学入学後の学修に必要な基礎学力等に結びついている高等学校の教科・科目の学びを通して身に付けておくべき内容を明示している

(根拠資料:2-10-③・④【ウェブ】)。

研究科の学生の受け入れ方針では、必要な志向・資質を設定し、その志向・資質を身に付ける意欲等を有する人材を受け入れる旨を明示している(根拠資料:4-1-①・②【ウェブ】)。また、学生の受け入れ方針は、学部については、本学ホームページ、入学試験要項、大学案内パンフレット「VISION」において、研究科については、本学ホームページ、入学試験要項等で受験生を始めとし広く社会に向けて公表している(根拠資料:5-1-①, p. 2-p. 5、5-1-②, p. 2-p. 5、5-1-③, 巻末、5-1-④, 巻末、1-8【ウェブ】 p. 37, p. 54-p. 55)。

なお、学部においては、高大接続改革における新入試制度導入に伴い、学生の受け入れ方針の改定を予定している。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点2：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点3：公正な入学者選抜の実施

評価の視点4：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

<学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定>

学生募集については、受験生や保護者を対象としたものとしては、オープンキャンパスやミニ・オープンキャンパス、各高等学校等における模擬授業の実施、業者主催の各種進学相談会への参加などが挙げられる(根拠資料:5-2, p. 182)。高等学校教員を対象としたものとしては、本学卒業の高等学校教員対象大学説明会や、進路指導部教員対象大学説明会を実施している(根拠資料:5-2, p. 184)。広報活動は、各種媒体への広告掲出等を行っている(根拠資料:5-2, p. 181)。また、志願者の大部分を占める関東地区には、学生募集特別委員(根拠資料:5-3)を配置し、当該都県の各高等学校等を訪問し、直接進路指導部の教員等と面談し、本学の学生の受け入れ方針や教育理念等を説明・周知し、高等学校等の要望や情報を収集している。

なお、本学の情報を最も適切に提供する媒体として、大学案内のパンフレットを作成している。本学全体の情報を的確に提供するメインのパンフレット「VISION」は、受験生や保護者、高等学校教員を主な対象としているが、本学のあらゆる情報を網羅した本学案内の総合パンフレットである。その他、A0入学試験に特化したA0入学試験パンフレット、大学院研究科の案内パンフレットを作成している(根拠資料:5-4、1-20、1-21)。また、ホームページの活用も活発で、タイムリーな情報発信や各種教育研究情報の公開にも積極的である。上記「VISION」のデジタル版もホームページで閲覧できる(根拠資料:1-8【ウェブ】)。

これらの学生募集活動及び広報媒体により、受験生を始めとする各ステークホルダーへの

公正かつ適切な情報提供を行っている。

入学者選抜に関しては、学生受け入れの方針に掲げる「求める人材像」に提示した人材を受け入れるべく、各学部・研究科の特性に応じた多様な学生を受け入れるため、受験科目等に工夫を施した入学試験制度を整えている。

学部においては、推薦入学試験（一般推薦入学試験・指定校推薦入学試験・附属高等学校推薦入学試験・提携校推薦入試）、アラカルト選択科目方式と必須科目を融合した複数科目入学試験の「一般 A 方式入学試験」、アラカルト得意科目方式の「一般 B 方式入学試験」、大学入試センター試験の成績のみを利用する「一般 C 方式入学試験（前期・後期）」、特定 1 科目のみを受験する「一般 D 方式入学試験」のほか、社会人入学試験、外国人留学生特別入学試験、海外教育経験者特別入学試験（帰国子女入試）、編入学試験を実施している。また、その他、文学部では A0 入学試験及び一般 S 方式入学試験〔奨学生選抜付き〕を、国際政治経済学部では自己推薦入学試験を実施し、また、一般 A 方式入学試験は奨学生選抜付き入試としている（根拠資料:1-8【ウェブ】，p. 76～p. 79）。

以下に、特徴的な入学試験の趣旨や概要を示す。

〔文学部〕

○A0 入学試験

A0 入学試験は小論文と面接で選抜を行っている。志願者に課題図書を送付し、その 1 ヶ月後にそれに関連した小論文を課し、文学部に必要な知識、読解力、思考力、表現力等を測っている。同時に面接によって志望動機や課題図書に関することにも試問を行い、コミュニケーション能力や主体性の評価を行っている。

○一般推薦入学試験

一般推薦入学試験も小論文と面接で選抜を行っている。こちらは長文読解を課し、要旨をまとめる課題と、自分の意見を述べる課題の 2 題構成としている。読解力、思考力、表現力等を測るとともに、面接を実施することによってコミュニケーション能力や主体性の評価を行っている。また、文学部中国文学科においては外国語のうち中国語と韓国語、芸術教科の書道の成績を出願資格として、面接で選抜する方法を行っている。語学においては語学力、書道においては作品制作等の実技と面接を組み合わせることにより、知識、技能、主体性等の評価を行っている。

○一般入学試験

一般入学試験に関しては、アドミッションポリシーに基づき文学研究の基礎となる国語教科に重きを置いた判定方法となっている。国語教科の科目についてはすべて記述式を採用しており、知識、読解力、思考力、表現力を測っている。また、複数科目入学試験である一般 A 方式、C 方式、S 方式入学試験は、国語の配点を高く設定している。

さらに、文学部中国文学科においては、書道研究を目指す受験生のために、書道実技を判定方法のひとつとした入学試験も実施している。一般入学試験の A 方式及び B 方式では、書道の実技を選択科目として設定している。

一般 S 方式の奨学生選抜付き入学試験については、総合力に秀でた優秀な学生を確保するため、受験科目を国語（現代文、古文、漢文から 1 科目）、英語、選択科目（日本史、

世界史から1科目)の3科目に設定し、すべて記述式を採用しており、知識、読解力、思考力、表現力を計っている。

〔国際政治経済学部〕

○一般推薦入学試験

一般推薦入学試験では時事的な事項等をテーマとした小論文を課すことにより、知識、読解力、思考力、表現力等を評価している。同時に面接によりコミュニケーション能力や主体性の評価を行っている。

○自己推薦入学試験

自己推薦入学試験は、高等学校長の推薦は不要で、一般推薦入学試験同様、小論文と面接を課した入学試験である。自己PR書の提出等積極性を重視し、一般推薦入学試験よりも面接に時間をかけ、コミュニケーション能力や主体性の評価を行っている。

○一般入学試験

一般入学試験においては、アドミッションポリシーに基づき社会科学系研究の基礎となる外国語、社会科科目、数学等を重視しているが、さらにコミュニケーションの基礎となる国語についても重きを置いている。英語、日本史、世界史、政治経済、数学、国語(現代文)を入試科目として設定している。

一般A方式入学試験は、英語、現代文、選択科目(日本史、世界史、政治経済、数学から1科目)の3科目で実施し、総合力に秀でた優秀な学生を確保するため、奨学生選抜付き入学試験として実施している。また、一般B方式入学試験は多様な学生を確保するため、得意科目入試としているが、記述式で実施しており、知識、読解力、思考力、表現力を測っている。

研究科においては、課程ごとに入学試験が設定され、文学研究科博士前期課程及び国際政治経済学研究科修士課程では、一般入学試験、社会人入学試験、外国人留学生入学試験を実施し、文学研究科博士後期課程においては、一般入学試験及び外国人留学生入学試験を実施している。また、これらの試験区分ごとに、いずれも10月試験及び2月試験が行われる。(根拠資料:5-1-③, p. 2、5-1-④, 表紙裏)

<入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備>

本学の入学者選抜の運営は、「二松学舎大学入学者選抜実施規程」に則った体制で行っている(根拠資料:5-5)。同規程第3条には「学長は、入学試験に関する諸業務を統括する。」と規定し、学生募集、入試問題の作成、入学試験の実施等、入学試験に関する諸業務の責任者は学長であることを明確にしている。

また、入学試験実施に関する組織等についても規定しており、具体的には次のような組織となっている。

入学試験の制度に関する事項及び入学試験の実施に関する基本的事項の検討を行うため、各学部に入試委員会を設置している。入試委員会では、入学試験の実施要領や試験監督要領、学生募集における入試相談等を担当し、入試制度における点検・評価も担当している。入学試験問題の作成については、各学部に入試問題作成検討委員会を設置しており、作成

委員は学長が任命する形をとっている。

入学試験当日は、学長のもとに入学試験実施本部を置き実施する。構成員は、学長・学部長・入試委員長であり、本部長は学長があたる。

以上、入学試験に関する諸業務については責任の所在が明確化され、適切な実施体制を整えている。

<公正な入学者選抜の実施>

入学試験の公正な実施に関しては、次のような対応をとっている。

入学試験の実施については、入試委員会が各入学試験について入学試験実施要領及び監督要項を策定し、入学試験全体の実施手順を明確化し、試験会場や試験室が異なっても全ての受験生に対して試験監督業務における一律な対応ができるようにしている（根拠資料:5-6-①～④）。また、面接を実施する入学試験においては、面接要領にて、質問内容、評価基準等をすべての面接担当教員で共有し、さらに1人の受験生に対し複数の教員で面接を実施している（根拠資料:5-17-①・②）。

入学試験問題の作成については、前述のとおり、学長が委嘱する入試問題作成検討委員会で行っている。各出題科目に複数の作成教員を配置し、入試問題作成責任者のもと、入試問題の作成を行っている。作成された原案は、学部長を中心とする入試問題作成委員会において、高等学校学習指導要領の範囲を逸脱しないか等を含め入学試験問題の適切性等の検証を行っている。また作成された試験問題は、入試問題作成委員が複数回確認・校正を行い、さらに当該入試科目の作成を担当していない教員が第三者の視点で確認を行っている。こうした体制により、出題ミスの防止及び公正な実施に努めている（根拠資料:5-8-①・②）。このほか、受験生に向けては、2019年度から一般入学試験問題についての正答・正答例の冊子を作成して公表しており、入学試験の透明性の向上を図っている（根拠資料:5-9）。

入学者選抜に関する合否の判定は、いずれの試験においても各学部長、入試委員長、副入試委員長、入試課員による協議を行い、さらに学長を議長とする資料整理会議（構成は学長、副学長、学部長、学務局長、学科主任、入試委員長、入試課長を始めとする必要な事務職員）において、予め教授会で策定された合否判定基準に基づき、教授会（合否判定会議）に提示する合否原案を策定し、教授会で審議を経て最終的な合否を決定している。研究科においては、専攻主任会議で合否原案を策定し、研究科委員会で審議を経て、最終的な合否を決定している。なお、学部については、2019年度から、より公正な合否判定が行えるよう、従来の合否判定資料の記載項目から受験者の氏名・性別・出身高等学校等名・卒業年の4項目を削除して、合否判定を行っている。

<入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施>

障害がある受験生の受入れについては、二松学舎大学における障害のある学生等への支援に関する方針に基づき、入学試験要項および本学ホームページにおいて、受験にあたって特別な配慮を必要とする場合は、出願に先立ち入試課まで申請するよう記載している。障害の程度、受験上の希望措置等に関して相談等を行い、個別の状況に応じて可能な範囲で対応し、合理的配慮を行っている（根拠資料:5-1-①, p. 9、5-1-②, p. 11）。なお、過去に

行った配慮としては、別室での受験、トイレに近い座席で受験、車椅子用机での受験、試験時の注意事項等の文書による伝達、補聴器の使用許可等がある。

以上の対応により、入学試験実施の公平性・適切性を担保している。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理。

<学士課程>

- ・入学定員に対する入学者数比率
- ・編入学定員に対する編入学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

<修士課程、博士課程、専門職学位課程>

- ・収容定員に対する在籍学生数比率

<入学定員に対する入学者数比率>

本学の入学定員管理については、大学運営会議において、毎年度、入学者予定数について年度計画を立て、また、各入学試験の実施に先立ち、年度計画に照らして入学者予定数を確認しながら入学試験を実施することとしている。この計画に基づいて、各学部教授会で合否判定を行うなど、入学者数が入学定員と大きく乖離することのないよう、学長のもとで入学定員の管理を行う体制を整えている（根拠資料：5-10）。

具体的な入学定員の充足状況等については、大学基礎データ（表2）のとおりである。

学部については、学部全体の2019年度の入学定員充足率は1.11であり、入学定員充足率の5年間平均は1.17である。各学部・各学科とも概ね適正な数の受け入れを行っていると言える。

なお、学科別に見た場合、中国文学科で2017年度以降の入学定員充足率が高めになっているのは、2017年度の都市文化デザイン学科開設に合わせて、中国文学科の入学定員を従前の140人から90人に減員していることに起因している。入学定員を減員した際、特に指定校推薦による指定校数を減らしているが、指定校からの出願率等が予測よりも高くなるなど、推薦入学試験における志願者数が本学の予測よりも多くなる年が続いたためである。近年では、特に指定校推薦入試における志願者が増加傾向にあるため、指定校数の調整や出願資格の見直しなどを通じて、志願者数を適正数に近づけるよう検討を進めている。また、前回の認証評価において、国際政治経済学部の入学者数比率の平均が1.25と高い状態にあり、その改善が努力課題として指摘されていた。これについては、1.17となっており改善を見ている。

《入学定員充足率》

学 部	学 科	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	平均
文	国 文	1.23	1.29	1.19	1.07	1.03	1.16
	中国文	1.16	1.07	1.26	1.34	1.39	1.24
	都市文化デザイン			1.10	1.18	1.08	1.12
	計	1.20	1.21	1.19	1.14	1.11	1.17
国際政治経済	国際政治経済	1.08	1.23	1.26	1.13	1.14	1.17
	国際経営				1.28	1.06	1.17
	計	1.08	1.23	1.26	1.18	1.11	1.17
学部合計		1.16	1.22	1.21	1.15	1.11	1.17

一方、入学試験の種類ごとの入学者の割合を見てみると、学部については、学部全体の2019年度の推薦入学者数と推薦入学募集定員の比率は1.42であり、5年間の平均は1.39である（下表）。

前回の認証評価において、文学部、国際政治経済学部ともに、推薦入学者数が推薦入学募集定員に比べて大幅に多くなっており、受験生に対して公正な機会を保證できているとは言えないとして、これを改善することが努力課題として指摘された。この指摘への対応として、各指定校から入学した学生の本学在学中の成績等のデータに基づいて推薦入学指定校の校数を減じたり、出願要件の見直しなどを行った。こうしたことにより、前回指摘時の過去5年間の平均比率は、国文学科1.49、中国文学科1.93、文学部合計で1.65、国際政治経済学部は2.47、全学部総計で1.84であったものが、現在は、国文学科1.33、中国文学科1.81、都市文化デザイン学科1.10、文学部合計で1.41、国際政治経済学科1.39、国際経営学科1.17、国際政治経済学部合計で1.35、全学部総計で1.39であり、全ての学科で改善を見ている。

学部・学科によっては、依然として高い比率にあるものもあり、改善の余地はあるものの、傾向としては徐々に改善させており、今後も引き続き改善を図る予定である。

《推薦入学者数と推薦入学募集定員の比率》

学 部	学 科	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	平均
文	国 文	1.43	1.41	1.44	1.21	1.15	1.33
	中国文	1.43	1.24	1.98	2.04	2.36	1.81
	都市文化デザイン			1.08	1.21	1.00	1.10
	計	1.43	1.35	1.52	1.38	1.38	1.41
国際政治経済	国際政治経済	1.23	1.45	1.29	1.46	1.52	1.39
	国際経営				0.88	1.45	1.17
	計	1.23	1.45	1.29	1.27	1.50	1.35
学部合計		1.37	1.38	1.45	1.35	1.42	1.39

《入学者数に占める推薦入試及び一般入試による入学者数の割合》（A0・特別入試等除く）

学部	学科	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	平均
文	推薦	59.46%	55.67%	57.86%	60.80%	61.96%	59.15%
	一般	35.97%	39.79%	32.70%	31.00%	29.86%	33.86%
国際政治経済	推薦	45.37%	44.49%	38.65%	44.88%	56.18%	45.91%
	一般	46.30%	42.86%	46.22%	41.70%	35.40%	42.50%
学部合計	推薦	55.09%	51.92%	51.24%	55.04%	59.92%	54.64%
	一般	39.17%	40.82%	37.36%	34.87%	32.22%	36.89%

研究科の場合は、研究者や専門的職業人の養成を目的としていることから、単に人数確保の観点のみで募集や入学者選抜を行うことは難しく、学部ほど厳密に入学定員管理を行ってはいないが、特に外国人留学生への対策を講じるなどして、その状況においても改善しつつある（大学基礎データ表2）。

研究科については、修士課程全体（文学研究科博士前期課程及び国際政治経済学研究科修士課程の合計）の2019年度の入学定員充足率は0.62であり、入学定員充足率の5年間平均は0.43である。特に文学研究科中国学専攻及び国際政治経済学研究科国際政治経済学専攻では入学定員充足率が低い状態が続いていたが、近年では0.50前後まで改善して来ており、特に国際政治経済学専攻では2019年度は0.90まで改善している。

博士課程（文学研究科博士後期課程）の2019年度の入学定員充足率は0.80であり、入学定員充足率の5年間平均は0.52である。

《修士課程の入学定員充足率》

研究科	専攻	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	平均
文	国文学	0.38	0.63	0.63	0.38	0.63	0.53
	中国文	0.13	0.13	0.44	0.56	0.44	0.34
	計	0.25	0.38	0.53	0.47	0.53	0.43
国際政治経済	国際政治経済	0.30	0.30	0.20	0.50	0.90	0.44
修士課程合計		0.26	0.36	0.45	0.48	0.62	0.43

《博士課程の入学定員充足率》

研究科	専攻	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	平均
文	国文学	0.40	0.20	0.40	1.80	0.40	0.64
	中国文	0.20	0.40	0.00	0.20	1.20	0.40
	計	0.30	0.30	0.20	1.00	0.80	0.52
博士課程合計		0.30	0.30	0.20	1.00	0.80	0.52

＜収容定員に対する在籍学生数比率＞

収容定員の充足状況等については、大学基礎データ（表2）のとおりである。

学部については、学部全体の2019年度の収容定員充足率は1.17であり、過年度の収容定員充足率は、2015年度が1.18、2016年度が1.18、2017年度が1.19、2018年度が1.19である。各学部・各学科とも概ね適正な範囲で在籍学生数を維持していると言える。なお、前回の認証評価において、文学部全体の収容定員充足率が1.26、国文学科全体の収容定員充足率が1.26、中国文学科全体の収容定員充足率が1.25と高い状態にあり、その改善が努力課題として指摘されていた。これについては、下表のとおり改善している。

《収容定員充足率》

学部	学科	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	平均
文	国文	1.22	1.23	1.24	1.21	1.14	1.20
	中国文	1.20	1.16	1.15	1.17	1.22	1.18
	都市文化デザイン			1.10	1.13	1.11	1.11
	計	1.21	1.21	1.21	1.19	1.16	1.20
国際政治経済	国際政治経済	1.11	1.13	1.17	1.19	1.13	1.15
	国際経営				1.28	1.16	1.22
	計	1.11	1.13	1.17	1.20	1.13	1.15
学部合計		1.18	1.18	1.19	1.19	1.17	1.18

研究科については、修士課程全体（文学研究科博士前期課程及び国際政治経済学研究科修士課程の合計）の2019年度の収容定員充足率は0.64であり、過年度の収容定員充足率は、2015年度が0.35、2016年度が0.36、2017年度が0.25、2018年度が0.46である。

博士課程（文学研究科博士後期課程）の2019年度の収容定員充足率は0.77であり、過年度の収容定員充足率は、2015年度が0.47、2016年度が0.47、2017年度が0.43、2018年度が0.57である。

なお、前回の認証評価において、国際政治経済学研究科の収容定員充足率が0.25と低い状態にあり、その改善が努力課題として指摘されていた。これについては、下表のとおり改善している。

各研究科とも、前回の認証評価以降、収容定員を充足してはいないが、在籍学生数を増加させつつあり、現在も継続的に改善に努めているところである。

この対応の一環として、各研究科では、本学学部から研究科に進学する学内進学者の確保を目的として、進学説明会を各研究科で複数回実施している（根拠資料:5-11）。さらに、外国人留学生の確保を目的として、日本語学校や業者が開催している進学相談会に参加し、広報を行っている（根拠資料:5-2, p.183）。

《修士課程の収容定員充足率》

研究科	専攻	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	平均
文	国文学	0.50	0.56	0.72	0.50	0.63	0.58
	中国文	0.25	0.16	0.34	0.50	0.59	0.37
	計	0.38	0.36	0.53	0.50	0.61	0.48

国際政治経済	国際政治経済	0.25	0.35	0.25	0.35	0.75	0.39
修士課程合計		0.35	0.36	0.46	0.46	0.64	0.45

《博士課程の収容定員充足率》

研究科	専攻	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	平均
文	国文学	0.47	0.47	0.40	0.87	0.87	0.62
	中国文	0.47	0.47	0.47	0.27	0.67	0.47
	計	0.47	0.47	0.43	0.57	0.77	0.54
博士課程合計		0.47	0.47	0.43	0.57	0.77	0.54

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料・情報）に基づく点検・評価
 評価の視点2：上記の自己点検・評価結果に基づき、学生の受け入れの改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか。

<適切な根拠（資料・情報）に基づく点検・評価>

学生の受け入れに関する点検・評価は、次のとおり行っている。

入学定員管理については、毎年度、学長を議長とする大学運営会議において、主に入学試験結果の統計データ（志願・受験・入学者数、現浪別、辞退者進学先等）に基づき、実施を済ませた当該年度入学試験について大学全体の総括・検証を行い、新年度入学定員管理の基本方針を検討・策定している（根拠資料:5-10）。

入学者選抜については、学部に関しては各学部入試委員会及び各学部教授会で、大学院研究科については各専攻主任会議や各研究科委員会で検討している。

各学部入試委員会では、実施した入学試験の各種統計データ等に基づき、入学試験の種類や方法、試験科目や配点の妥当性、受験区分ごとの入学者の割合等について点検し、その結果によって、各学部の全ての入学試験を公正かつ適切に実施するための根本となる「入学者選抜実施要領」を策定し、教授会の審議を経て確定している（根拠資料:5-12、5-13）。

入学試験問題の検証については、試験問題の正答率や解答状況、標準偏差や平均点、科目選択の状況等の受験者データに基づき、試験科目ごとに設けられる入試問題作成検討委員会で総括を行い、新年度入学試験問題に反映させている。

このように、入試委員会における推薦入学指定校の選定や校数調整を始めとする各種検討や入学試験問題作成に関する体制の充実など、データ等に基づく検証等によってPDCAを適切に回しながら点検・評価に取り組んでいる。

各研究科では、学部での取り組みに準じて、同様の点検・評価を行っており、専攻主任会議が「入学者選抜実施要領」を策定し、研究科委員会の審議を経て確定している。入学試験問題の作成については、研究科長が入試問題作成検討委員を任命し、作成委員が作成した原

案を最終的に専攻主任会議で公正かつ適切な試験内容となっているかについて、点検・確認している。

<上記の自己点検・評価結果に基づき、学生の受け入れの改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか。>

定員管理においての問題点である学部の推薦入試における定員超過については、過去のデータに基づき指定校における出願資格の見直しや指定校の選定等を行った。特に、2019年度の指定校の選定では、過去の出願実績を基に対象校の大幅な取消しや、出願資格の引き上げ等を行った。

また、試験種別の見直しを目的とし、試験種別ごとに入学した学生の GPA 等の追跡調査を定期的に行っている。

(2) 長所・特色

- ・入学者選抜に関しては、学部・研究科とも多様な入学試験を実施しており、それぞれの学部・研究科の特色に応じた志願者の募集に努めている。
- ・学生の受け入れに関して、文学部 A0 入試はアドミッションポリシーに則した出題方法となっており、学力の 3 要素を多面的に評価できる内容となっている。
- ・学生の受け入れに関して、両学部における推薦入試等における小論文や面接、一般入試における記述式解答を用いる入試制度では、知識だけではなく表現力や思考過程を問うような出題方法を多く採用している。
- ・2016 年度から始めている文学部の S 方式入学試験については、3 科目（国語・英語・日本史又は世界史）入試であり、その 3 科目全てが記述式である。また、この入試は成績上位 20 人を対象とした奨学生選抜を兼ねており、総合的な知識、多面的な思考力、表現力等を身に付けた意欲の高い学生の受け入れに寄与している。
- ・入学試験の透明性を高めるため、一般入学試験問題についての正答・正答例を掲載した冊子を作成し、公表している。

(3) 問題点

- ・学部・研究科いずれについても、入学試験科目や配点等は明示しているが、学生の受け入れ方針等の中で、入学希望者に求める水準等の判定方法は明示しておらず、今後の改善が必要である。
- ・学部によって比率は異なるが、各学部とも入学者全体に占める推薦入学者の割合が高く、一般入学試験による入学者とのバランスを欠いている（大学基礎データ表 3）。前回の認証評価時点と比較すれば改善傾向にあるが、継続的な取り組みが必要である。特に、文学部中国文学科では推薦入学者の割合が高い。また、各一般入学試験の入学者数がそれぞれの募集定員を下回っている。
- ・大学院研究科においては、改善されつつあるが、依然として入学定員が確保できていない。
- ・入学者選抜における情報公開について、一般入学試験の科目別の最高点・最低点・平均点の公表にとどまっており、合否判定基準の公表や受験者個々の得点の当該受験

者への公開等に対応する必要がある。

(4) 全体のまとめ

学生の受け入れ方針を適切に定め、公表している。

学生募集及び入学者選抜については、公平かつ適正に実施されている。学生募集については、オープンキャンパス、ホームページ、大学案内パンフレットによる情報提供はもとより、各入学試験の特徴を分かりやすく解説したリーフレットや、学校教員向けの説明会、高等学校等生徒を対象とした相談会や模擬授業の実施、学生募集特別委員による高等学校等教員への情報提供など、各ステークホルダーを意識した適切な情報提供を行っている。

入学試験については、多様な学生を受け入れるべく、それぞれの入学試験区分ごとに試験の趣旨を設定した入学試験を実施している。一般推薦入学試験は、小論文及び面接によって読解力・表現力・コミュニケーション力等を確認・評価することを趣旨としており、一般入学試験では、記述式解答方式による試験問題を複数の試験方式で取り入れ、知識・思考力・表現力・読解力等を確認・評価することを趣旨としている。また、これらの入試区分のほか、文学部で行っている A0 入学試験や、国際政治経済学部で行っている自己推薦入学試験など、入学試験科目の工夫や記述式試験を多く取り入れた多様な入学試験を適切に実施している。

入学定員及び収容定員の管理については、前回の認証評価で努力課題として指摘されていたが、学部推薦入学者数過多の問題や大学院の入学者数等の比率が低いとの問題は、改善してきている。まだ十分とは言えない部分もあるので、今後も継続的に取り組んで行く。今後は、学部については高大接続改革を念頭に置き、学生の受け入れ方針を改めて策定するとともに、問題点に挙げた各事項の改善に取り組む必要がある。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

<大学として求める教員像の設定>

本学では、「二松学舎憲章」（根拠資料：1-3, p. 3）を制定し、建学の精神に基づく教育を行うための教職員自らの行動規範を明確にしている。また、本学教員が、社会的責任を果たすための指標として、「二松学舎大学学術研究における行動規範」（根拠資料：6-1【ウェブ】）を策定し、研究者として研究活動に取り組む際の姿勢を示している。さらに、教員の新規任用および昇任に係る全学的な基準として、「二松学舎大学教員の任用および昇任の審査等に関する規程」を定め、大学設置基準を踏まえた各職位の教員の能力・資質について規定している（根拠資料：6-2-①，第4条～第6条、6-2-②）。これらの中で本学が求める教員像を明らかにしている。

なお、「二松学舎大学教員の任用および昇任の審査等に関する規程」については、「学校法人二松学舎規程集」に掲載されている（根拠資料：6-3）。「二松学舎大学学術研究における行動規範」については、本学ホームページに掲載し、学内はもとより広く社会に周知している。また、「二松学舎憲章」については、全専任教員に配付する「出講案内」や「N°2030 Plan」、本学ホームページ等に掲載している。これら本学が求める教員像をあらわすものについては、こうした形で学内で共有している。

<各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示>

教員組織編成の基本方針は、教員人事計画検討会議において次のように定めている。

①年齢構成等、各種のバランスを考慮した人事計画

職位、年齢、性別、外国人教員数の構成を考慮した教員配置

②教職課程を勘案した教員配置

「学科と免許状の相当関係」や「教育職員免許法施行規則第66条の6の科目」等を勘案した教員配置

③本学が定める専任教員定員の再設定

カリキュラム水準の維持等を勘案した大学設置基準に照らして余裕ある専任教員定員の再設定

この方針に基づき、本学における教員人事を行っている（根拠資料:6-4）。

また、各教員の役割等については、「二松学舎大学学則」（根拠資料:1-4【ウェブ】第5条～第6条の8）、「二松学舎大学の管理運営に関する規程」（根拠資料:2-7）を設け、各会議体の役割、各役職者の役割、そしてそれらの連携等について規定し、権限と責任の所在を明確にしている。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授、准教授又は助教）の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・各学位課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比等も含む）
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮
- ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置

評価の視点3：学士課程における教養教育の運営体制

<大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数>

2019年度は、学部については大学設置基準上必要な専任教員数72人に対し、専任教員数は75人であり、そのうち、教授数は53人である（大学基礎データ表1）。研究科については大学院設置基準上必要な専任教員数32人に対し、専任教員数は63人であり、そのうち教授数は45人である（大学基礎データ表1）。なお、大学院担当教員は、すべて学部との兼任教員である。

学部並びに研究科いずれについても大学設置基準並びに大学院設置基準による規定を満たしている。

<適切な教員組織編制のための措置>

適切な教員組織を編制するため、学長の下に教員人事計画検討会議を設置しており、毎年度当初にこれを開催し、教員組織編成の基本方針に基づいた編成ができるよう、大学設置基準を最低の基準として満たしているかを確認した上で、教育研究の充実等の観点から、各学部・学科等の教員配置や、新規採用計画や昇任人事等について検討している（根拠資料:6-2-, 第1条の2、第1条の3）。

教員組織編制のための具体的措置等については、次のとおりである。

○教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授、准教授等）の適正な配置

専任教員による主要授業科目の担当状況は、大学基礎データ表4のとおりである（大学基礎データ表4）。

また、適切な教員組織編成に関し、本学ではカリキュラム上の専攻制を設けることとしており、教育課程の編成・実施方針においてもこれを明示している。各学部・学科の教育課程上主要となる授業科目は、これら専攻に対応する形で展開しているが、この専攻分野ごとの専任教員の配置は次のとおりである。

《文学部 国文学科》（専任教員数 23人）

専任教員の構成	専任教員の主たる専門分野
国文学（11人）	上代文学・中古文学・中世文学・近世文学・近現代文学
国語学（4人）	国語学・日本語学
日本文化史（3人）	日本中世宗教史・日本芸能史・美術史
語学・文化（3人）	韓国語学・比較文学・中国語学
文芸・メディア（1人）	文芸・メディア
教育関係（1人）	教育心理学

《文学部 中国文学科》（専任教員数 11人）

専任教員の構成	専任教員の主たる専門分野
中国文学（3人）	中国古代文学、中国中世文学、中国近世文学、中国近現代文学
中国哲学(思想)(2人)	中国哲学（思想）
中国語学（2人）	古典中国語、中国語学、中国語教育
日本漢学（1人）	日本漢文学
書道（3人）	書道鑑賞、書道理論、書道教育

《文学部 都市文化デザイン学科》（専任教員数 6人）

専任教員の構成	専任教員の主たる専門分野
デザイン（1人）	都市計画
メディア（3人）	メディア論、記号論
グローバル・コミュニケーション(2人)	亜欧文化交渉史、中国語学、フランス語

《国際政治経済学部 国際政治経済学科》（専任教員 19人）

専任教員の構成	専任教員の主たる専門分野
政治分野（4人）	政治思想史、日本政治論、国際政治学、政治外交史
経済分野（3人）	経済理論、国際金融論、国際経済学
法律分野（4人）	憲法・民法・英米法
総合分野（8人）	英語、ドイツ語、健康スポーツ科学、日本語リテラシー

《国際政治経済学部 国際経営学科》（専任教員 11人）

専任教員の構成	専任教員の主たる専門分野
政治分野（1人）	国際関係
経済分野（2人）	経済理論、厚生経済論

経営分野（4人）	経営学、ファイナンス
法律分野（2人）	経済法、企業法、商事法
数的処理（2人）	情報科学、物理学

《教職課程》（専任教員数5人）

専任教員の構成	専任教員の主たる専門分野
教職課程（5人）	教育原理、教育法規、道徳教育、教科教育法、特別支援教育

なお、本学では中等教育の教員養成について重視しており、教職課程センターには、実務家教員を多く配置している。中学校や高等学校等での管理職経験者や教育庁や教育委員会での教育行政の経験豊富な教員を配置し、教職を志望する学生に対し、より実践的な指導が行えるようにしている。これにより、大学の授業において将来教職に就いた場合に教育現場で必要となる実践的な内容を教授するほか、教育現場での教育実習や教員採用選考に臨む学生にとって不可欠な指導が可能な体制を整えている。

○研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置

研究科担当教員については、前述のとおり全て学部との兼任教員であるが、研究科の授業科目を担当する場合は、「二松学舎大学大学院研究科担当教員の資格審査等手続に関する内規」に基づき、その資格について厳密に審査を行っている（根拠資料:6-5）。

同内規では、研究科の授業科目等を新たに担当する場合の審査及び既に担当している者の場合の5年ごとの再審査について規定している。

○各学位課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比等も含む）

前述の「専攻分野ごとの専任教員の配置」一覧表のとおり、教育課程の編成・実施方針に掲げるカリキュラム展開に対し、教員の配置は適切であると言える。

なお、グローバル化の進展や多様な教育研究体制を構築するため、男女比と国際性に関して、次のとおり教員を配置している。

《専任教員の男女比》

専任教員の男女比については、下表のとおりである。

学部・学科等		人 数			割 合		
		男	女	計	男	女	計
文	国 文	13	10	23	56.5%	43.5%	100.0%
	中国文	9	2	11	81.8%	18.2%	100.0%
	都市文化デザイン	5	1	6	83.3%	16.7%	100.0%
	計	27	13	40	67.5%	32.5%	100.0%
国際政治 経済	国際政治経済	12	7	19	63.2%	36.8%	100.0%
	国際経営	10	1	11	90.9%	9.1%	100.0%
	計	22	8	30	73.3%	26.7%	100.0%
教職課程	教職課程	4	1	5	80.0%	20.0%	100.0%
合 計		53	22	75	70.7%	29.3%	100.0%

《専任教員の国際性》

専任教員の国際性については、全学で4人（文学部3人、国際政治経済学部1人）の外国籍の教員（中国、台湾、フランス、アメリカ）を配置している。全体の5.3%である。

また、外国籍の教員以外には、自身の研究分野に応じた外国大学での学位取得者、海外でのシンポジウムへの積極的参加、留学及び海外特別研究員の制度等により海外の国や地域に長期滞在・精通している教員が多数在籍している。

○教員の授業担当負担への適切な配慮

教員の授業担当負担への配慮については、各教員の授業担当が過剰な負担とならないよう「大学専任教員の担当授業科目数等について（内規）」（根拠資料：6-6）に基づき運用している。専任教員の授業担当の基準は、学部の授業5コマ（1コマ90分通年を基準）としており、カリキュラム編成上必要な場合は、基準コマを含めて6コマ（大学院兼担の場合は合計7コマ＜研究指導を含む＞）を担当することとしている。また、学長をはじめとした役職者（学長、副学長、学部長、研究科長、図書館長、研究所長、学務局長、学科主任、専攻主任及び常任理事）については、役職に応じて授業担当を1～4コマ減じ、職務遂行に支障が出ないよう配慮している。

また、学部においては「チューデント・アシスタント（SA）」を（根拠資料：6-7）、研究科においては「ティーチング・アシスタント（TA）」を設けており（根拠資料：6-8）、教員の授業運営に関する負担の軽減に寄与している。

○バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置

2019年度の本学専任教員の年齢構成については、大学基礎データ表5のとおりである。本学では学部教員が研究科を兼担する体制としているが、学部において60歳代の教員が占める割合が高いのは、文学研究科博士後期課程における研究指導担当を念頭に置き研究業績豊かな特別招聘教授を採用していること、また教職課程において中学校・高等学校で管理職の実務経験が豊かな退職教員を採用していることなどによるものであり、いずれも本学における教育・研究を充実させるためのものである。他の年齢層については、著しくバランスを欠くようなことはないが、39歳以下の教員が占める割合がやや少ない。

これについては、今後、5年の間に定年退職となる教員が15人以上おり、この補充人事を行う際の対応で、年齢構成のバランスを調整する予定である。

＜学士課程における教養教育の運営体制＞

本学では、旧一般教育科目に当たる科目群としての「総合科目」や各学部の基礎科目等の各学部の学生が共通に履修する科目などを教養教育として位置付けている。

「総合科目」は、「1類（人間と社会）」「2類（歴史と文化）」「3類（科学と情報）」「4類（言語とコミュニケーション）」「5類（健康とスポーツ）」の5つに分類し、学生が教養教育科目をバランス良く履修できるように配慮している（文学部：12単位、国際政治経済学部：10単位）（根拠資料：1-4【ウェブ】別表（一））。

また、学生が各学部内で共通に履修する基礎的な科目を配置する科目区分として、文学

部では「文学部共通科目」、国際政治経済学部では「基礎科目」を設けている。この科目区分は、教育課程の編成・実施方針において「初年次教育としての科目や大学生として学修するために求められる基本となる内容を学ぶ科目を配置する科目群」と位置付けている。

こうした基礎科目等の教養教育の位置付けに配慮し、「総合科目」については、学部の専任教員及び兼任教員が担当し、「文学部共通科目」「基礎科目」は、原則として学部専任教員が担当する体制としている。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備
評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

<教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備>

前述のとおり、教員の採用及び昇任については、学長の下に設置される「教員人事計画検討会議」において計画される。

この計画に基づき進められる教員の採用及び昇任についての具体的手続きは、前述の「二松学舎大学教員の任用及び昇任の審査等に関する規程」、「二松学舎大学教員の任用及び昇任の審査等に関する規程施行細則」及び「二松学舎大学大学院研究科担当教員の資格審査等手続に関する内規」等の規定に基づき、各学部等において適切に行われる（根拠資料：6-2-①、6-2-②、6-5）。

「二松学舎大学教員の任用及び昇任の審査等に関する規程」では、「教員人事計画検討会議」において策定した人事計画に基づき任用や昇任の人事を進めることをはじめとし、その基準を定めている。具体的には「審査の原則」、新規任用の際の「教授・准教授・専任講師の資格」や「非常勤講師の資格」、「昇任の要件」、「新規任用手続」、「昇任人事の手続」、「非常勤講師の委嘱手続」、「大学院研究科担当教員の資格」等について規定している（根拠資料：6-2-①、6-2-②）。

専任教員の任用や昇任に関する具体的審査等は、各学部、教職課程及び研究科にそれぞれ設置される教員資格審査委員会で研究業績や教歴等の審査を行い、学部（教職課程を除く）については教授会で、教職課程については教職課程等カリキュラム運営委員会で、研究科については研究科委員会で、それぞれ選考等を行っている。教員資格審査委員会の委員長は、学部については学部長が、教職課程については副学長（教職課程担当）が、研究科については研究科長が、それぞれ当たる。

新規採用については、前述の「教授・准教授・専任講師の資格」に該当する者について、採用の必要が生じた都度公募要領を作成し、原則としてすべて公募で行っている。

専任教員の昇任については、准教授又は専任講師から教授又は准教授への昇任の要件を「当該職位としての経歴が5年以上であること」及び「当該職位任用後の研究業績として著書1冊又は論文3編以上を公刊していること」と規定し、これらの要件をすべて満たした場合

に昇任の審査を受けることができることとしている（根拠資料:6-2-①, 第8条、第9条）。
なお、これについても、「教員人事計画検討会議」での事前の確認に基づいて行われる。

＜規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施＞

具体的な教員の募集や採用、昇任については、該当の規程等に基づき、次のように行われる。

新規採用についての具体的手続きの流れは次のとおりである。

＜新規採用の手続き＞

- | |
|---|
| <p>①教授会等における人事計画の周知
学部長等が、教員人事計画に基づく採用予定人数及び専門分野等を教授会等で周知</p> <p>②公募要領の作成・公表
教員資格審査委員会によって公募要領の原案を作成し、教授会等での審議・承認。
その後、学長の許可を得た後に、公募要領を公表。</p> <p>③公募</p> <p>④第一次審査
教員資格審査委員会による書類審査〔第一次候補者として3～5人を選考〕</p> <p>⑤第一次審査の結果報告
ア. 学部長等から教授会等において第一次審査の結果を文書で報告
イ. 上記文書をもって学長に報告</p> <p>⑥第二次審査
教員資格審査委員会による面接及び模擬授業の実施
〔第二次候補者として1～3人を選考〕</p> <p>⑦第二次候補者の結果報告及び審議
学部長等から教授会等において教員資格審査委員会における第二次候補者の選考結果を報告し、その内容を教授会等において審議〔第二次候補者として1～3人を選考〕</p> <p>⑧最終審査
学長等(学長・副学長・学務局長・事務局長)による最終面接〔最終候補者1名の選考〕</p> <p>⑨理事長への上申
ア. 学長から理事長に対し、最終候補者1名の採用を上申。
イ. 理事長による決定。</p> <p>⑩採用</p> |
|---|

なお、専任教員の募集は、原則として公募制としており、公募にあたっては、本学ホームページと JREC-IN に募集要項を掲載している。

専任教員の昇任についての具体的手続きの流れは、次のとおりである。

＜昇任の手続き＞

- | |
|--------------------|
| <p>①審査対象教員の確認等</p> |
|--------------------|

<p>昇任要件のうち経歴の基準を満たす者等の確認（教員人事計画検討会議）</p> <p>②審査対象者の周知 学部長等から教員資格審査委員会において昇任審査の対象者について周知</p> <p>③審査対象者への伝達 学部長等から審査対象者に対し、対象となった旨及び研究業績の提出を依頼</p> <p>④研究業績の審査 研究業績審査委員による研究業績の審査</p> <p>⑤教員資格審査委員会における審査 研究業績審査委員の審査結果に基づく教員資格審査委員会による審査</p> <p>⑥教授会等における審査 教授会等での審議・承認（昇任候補者の承認）</p> <p>⑦学長への推薦 教授会等の結果に基づき、昇任候補者を学長に推薦</p> <p>⑧理事長への上申 ア．学長から理事長に対し、昇任候補者を推薦 イ．理事長による決定</p> <p>⑨昇任</p>

なお、専任教員の昇任に関しては、次の二種類の特例が規定されている。

一つは、新規任用時の状況により、研究業績は教授又は准教授にふさわしいと認められながらも教歴に欠けるところがある場合に、准教授又は専任講師として採用し、上記の要件規定にかかわらず適当な年限を経た後に、昇任させる特例がある（根拠資料:6-2-①, 第13条）。

もう一つは、専任講師から准教授への昇任の特例である。本学専任講師として任用後の研究業績が、通常の研究業績要件に比して同等以上と認められる者については、専任講師として5年の経歴年数に満たない場合であっても昇任の審査を受けることができると規定したものである（根拠資料:6-2-①, 第9条の2）。

以上が、募集・採用・昇任の手続きの流れである。いずれも規程を整備し、透明性を確保するとともに厳格な運用を行い、公正性が担保されている。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

<p>評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施</p> <p>評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用</p>

二松学舎大学学則第1条の4において「本大学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。」と定めており（根拠資料:1-4【ウェブ】）、

この学則の規定を受けて、「二松学舎大学の自己点検・評価及びファカルティ・ディベロップメントに関する規程」を設け（根拠資料:資料 2-1）、組織的に FD 活動を実施する体制を整えている。

現状では、主に次の FD 活動を実施している。

（１）FD 研修会の開催

学長のもとで実施する全学教員協議会（学部、教職課程センター所属の全教員が対象）などの場で、FD 研修会を実施している。この研修会では、現代高等教育における適時的な内容を取り上げ、その専門家を学内外から講師として招聘し、講演や質疑応答等を行うことによって、教員の資質向上の一助としている。この研修会については、本学ホームページにも概要を掲載し、公表している（根拠資料:6-9【ウェブ】）。

（２）二松学舎大学教育改革に関するプロジェクト

FD 活動促進のための制度として「二松学舎大学教育改革に関するプロジェクト」を設け、本学における教育改革に関する事業や活動について学内公募を行い、採択された活動に対して、実施経費の支援を行っている。教育改革を進めるための事業や活動の応募要件、申請期間、助成額、補助対象、実施報告等の詳細は、「2019 年度二松学舎大学教育改革に関するプロジェクト募集要項」（根拠資料:6-10）のとおりである。本プロジェクトには、毎年度、外国語教育を担当する教員（非常勤講師を含む）による授業改善 FD や、学部ごとの基礎ゼミナール担当教員による初年次教育に関する FD、学科単位での FD 等の応募があり、活発な活動が行われている。これらは、学内的に課題となっていた学部・学科単位の組織的な取り組みの一助となっている。

（３）学生による授業アンケート

2000 年度からゼミナール等の一部の科目を除く全科目で Semester ごとに毎年度実施している「学生による授業アンケート」では、アンケート結果を各教員にフィードバックしており、さらに各教員からはそれに対するコメント・シートの提出を求めている。提出されたコメント・シートは、自己点検・評価実施委員会においてその内容が確認・点検され、授業での好事例と考えられるものについて教授会等で報告されるとともに組織的に共有され、授業改善に役立っている。このほか、「FD ニュースレター」にも掲載して学生の保護者に周知し、授業改善に役立っている（根拠資料:6-11）。

アンケート結果は 2007 年度から、全教員が担当する授業科目の科目別集計結果を「学生による授業アンケート結果」として冊子にまとめ本学附属図書館、講師室に配架することで公表し学生も閲覧できるようにしている。

（４）公開授業

公開授業は教員同士が相互の授業を参観し、意見交換等を通じて授業改善を目指す取り組みである（根拠資料:6-12）。毎年度複数の科目で実施され、授業を公開・参観した教員が授業運営の改善に役立っている。

(5) 「FD ニュースレター」の発刊

本学におけるFD活動の実績をまとめたレター冊子を発刊し全教員に配付している。また、本学ホームページにも掲載し、広く本学におけるFD活動について周知・公表している（根拠資料:3-9【ウェブ】）。

(6) 大学教育学会への派遣と報告会の実施

教員の専門分野にかかわらず、毎年度2回開催される「大学教育学会」に専任教員を派遣し、FD活動を主体的に行う教員の育成を図るとともに、その報告会を開催することによってFD活動を展開している（根拠資料:6-9）。

(7) 教職課程ワークショップ

教職課程センターにおいて、今後の教職課程の在り方を検討・研究し、教職課程センター機能の改善と教職志望学生の指導・支援強化等に資することを目的として、教職課程ワークショップ等を開催している（根拠資料:6-13-①、6-13-②）。

以上のFD活動のほか、各教員の資質の向上を図るため、及び教育研究環境の充実の観点から、「学術図書出版助成」「教育研究旅費助成」「教育研究奨励助成」等の各種助成制度（根拠資料:6-14）や、一定期間学術研究・調査に専念するための「特別研究員制度」（根拠資料:6-15）を設けている。これらについての詳細は、第8章において述べる。

また、事務職員の資質向上を図るために2016（平成28）年に制定された「学校法人二松学舎事務職員研修規程」については2019年3月で廃止し、2019年4月には新たに「学校法人二松学舎スタッフ・ディベロップメントに関する規程」を制定し、大学教員を含む教職員全員を対象とした能力及び資質の向上を目的とする研修を実施する体制を整えた（資料根拠資料:6-16）。この研修は、高等教育改革等に関する動向や学校経営等に関する研修等を行うもので、学校法人が主催する「教育と経営に関する研修会」に本学専任教員の参加を促し、事務職員と教員とによる教職協働の意識醸成と共通認識の構築ができるような場となっている。

なお、組織の活性化と教育研究の質的レベル向上実現を目的として、評価制度を実施している。この評価制度は、教育研究業績をはじめ社会貢献等についての記載項目も含まれる「大学教員自己申告書」に基づいて行われる。全ての専任教員を対象にこの「大学教員自己申告書」の提出を義務付け、社会貢献活動を含めた総合的な業績評価を行っている（根拠資料:6-17）。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価>

前述のとおり、教員組織の適切性については、学長を長とする教員人事計画検討会議が毎年度初めに当該年度の教員組織を点検・評価し、それに基づき教員の新規採用等改善に向けた検討を行っている。点検・評価にあたっては、大学設置基準及び大学院設置基準で規定される必要となる専任教員数の確認、当該年度における大学全体・学部・学科・研究科・専攻ごとの教員構成、専任教員の職位別構成比率、専任教員の年齢構成比率、専任教員の性別構成比率、非常勤講師の人数等を確認し、現状の課題点や改善点について検討を行い、次年度に向けた教員人事計画を策定している。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

前述の点検・評価項目②に記したとおり、本学の教員配置は、教育課程上に設けた多様な「専攻」に対応するため、広範な専門分野について専任教員を配置している。

この体制を維持するため、教員人事計画検討会議において、教員組織の編成方針に基づき毎年度の教員組織について確認・点検を行い、これら各分野に欠員を出すことなくカリキュラム水準の維持等を勘案した専任教員の配置を毎年度実現している。

(2) 長所・特色

教員組織については、「二松学舎大学教員の任用および昇任の審査に関する規程」に基づき、教員人事計画検討会議によって、人事計画を策定し、毎年度現状を点検し課題点等を確認した上で改善を図るようにしている。教員の任用・昇任についても、同規程及び同会議によって適切に実施されており、選考過程を含めて透明性が確保されている。

(3) 問題点

・本学が求める教員像は、いくつかの規程等により理解できるようになっているが、今後本学が求める教員像を明文化し、それが共有されるよう努めていく。

・教員編成に関する方針は、教員定員の考え方については示されているが、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任の所在の明確化等については、明文化していない。今後のカリキュラム改編等も念頭に置き、各教員の役割や連携のあり方等についての内容を明確にした方針とするよう、見直しを行う必要がある。

・教員の昇任に関し、「二松学舎大学教員の任用及び昇任の審査等に関する規程」に規定する「専任講師から准教授への昇任の特例」については、教育研究活動や学生指導を含む校務に積極的に尽力する若手研究者について、その実績が極めて顕著な場合に適用されることを想定したものである。しかしながら、この規定を適用する場合についての厳密な基準等が設定されていないため、適切な運用に向けて、この規定の在り方を含め、慎重に検討する必要がある。

(4) 全体のまとめ

本学が求める教員像は「二松学舎憲章」、「二松学舎大学学術研究における行動規範」、「二松学舎大学教員の任用および昇任の審査等に関する規程」等のなかで理解できるようにしている。「二松学舎憲章」については全教員（専任・非常勤ともに）に配付する「出講案内」に掲載し、周知している。また、「二松学舎大学学術研究における行動規範」については、本学ホームページに掲載し、周知している。「二松学舎大学教員の任用および昇任の審査等に関する規程」については、「学校法人二松学舎規程集」に掲載している。

教員組織の編成に関する方針については、学長のもとに置かれる「教員人事計画検討会議」において定められている。また、教養教育の運営体制や充実に関しては概ね適切に実施されているが、十分とは言いきれない部分もある。教養教育の運営における責任の所在等の明確化を行うため、大学運営会議や教務委員会等での検討を行う必要がある。教養教育の具体的整備内容については、今後予定している新カリキュラム編成時に、大学として全学共通の枠組みを設け、体系的で順次性のある教養教育を行うこととし、社会で必須となるスキル等が身につく授業科目群の配置について全学的に検討する。

本学における教員の募集・採用・昇任については、「二松学舎大学教員の任用および昇任の審査等に関する規程」等において、その基準・手続が規定されており、それに則って適切に行われている。

課題となっていた学部や学科単位での組織的なFD活動については、「二松学舎大学教育改革に関するプロジェクト」の制度により、学部・学科単位でのFD活動の実施が定着してきており、また、大学としても全学教員協議会の機会等にFD研修を実施するなど、改善・充実している。

今後は、問題点に挙げた事項についての検討を進める必要がある。具体的には、教員人事計画検討会議等において、分かりやすい「求める教員像」の明文化や、「教員組織の編成に関する方針」の改訂についての検討を進める。また、教員の昇任に関し、その特例に関する規定については、教員人事計画検討会議や大学運営会議における検討を進める。

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学では、2012年に定めた「N' 2020 Plan」において、大学における学生支援の大方針として「二松学舎大学・大学院の包括的学生支援体制の構築」を掲げ、修学支援、生活支援、課外活動支援、進路支援等、総合的に学生支援策を進めるため「学生支援の取り組み」「進路支援」「学生や父母のニーズへの対応、父母会・松苓会（同窓会）等との連携強化」「クラブ・サークル活動支援」についてそれぞれ方針を定め、学生が学修に専念し安定した学生生活を送ることができるよう、その支援方針を学内外に表明すべくホームページに掲載し広く社会に周知している（根拠資料：資料1-2【ウェブ】 p. 11-p. 13）。

「N' 2020 Plan」策定以降、グローバル化や情報化社会の急速な進展など、社会状況の激変と予測困難な時代が到来したことを受け、本学の使命を今後も永続的に果たし続けていくため、二松学舎構成員にとって達成すべき新たな共通の目標として2017年に定めた「N' 2030 Plan」においても社会の変化に即した形で前述の方針を引き継いでおり、これについてもホームページに掲載し広く社会に周知している（根拠資料：1-3【ウェブ】）。

「N' 2020 Plan」及び「N' 2030 Plan」では、建学の理念に基づく目標達成に向けた全教職員の行動規範として「二松学舎憲章」を定めている。同憲章では「建学の精神の発揚」「教育・研究の目標達成」「学生生徒支援」「社会貢献」のそれぞれについて学校法人全体の教職員の行動規範を定め、ホームページに掲載し広く社会に周知している（根拠資料：1-3【ウェブ】 p. 3）。同憲章に掲げるこれらの行動規範のうち、「学生生徒支援」については、「教職員一人一人が、学生生徒の人格と人権を尊重します。」及び「教育・研究の充実に常に努め、教育・研究環境の整備を行い、学生生徒の満足度向上を目指します。」との内容としている。同憲章については、教職員に対しては、全教職員が利用するグループウェア上で毎月配信される学内報「二松学舎報」の表紙に掲載しており、また、教員に対しては専任教員はもとより非常勤講師に向けても、全教員に毎年度配付する「出講案内」の表紙に掲載し、学内的にも日頃から周知・共有されている（根拠資料：2-19, 表紙、4-13, 表紙、7-1, 表紙）。学生に対しては、毎年度当初に全学生に配付する「CAMPUS LIFE」に掲載し、教職員が同憲章に基づき職務に当たっていることを周知している（根拠資料：1-11, P. 2）。

また、同憲章は、IR活動の一環として、IRによるデータ分析結果等を社会に公表するために作成しているリーフレット「News IR」の紙面にも掲載しており、これを毎年度学生の保護者全員に配付しており、これによって保護者にも周知している（根拠資料：2-8）。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

評価の視点5：正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

<学生支援体制の適切な整備>

本学の学生支援体制については、前述の基本方針に基づき、両学部の教務委員会、学生委員会、学生相談室会議、国際交流委員会、教職課程等カリキュラム運営委員会及びキャリアセンター会議が、それぞれ修学支援、生活支援、進路支援のための適切な方策を企画立案している。実際の業務については、教務課、学生支援課、学生相談室、保健室、国際交流センター、教職課程センター、キャリアセンター等それぞれの事務組織や各指導教員がそれぞれ学生支援の具体的業務を担う体制をとっており、必要に応じて、事務組織間及び指導教員との情報共有を行い、全学的に学生支援に取り組んでいる。

施設的な面では、学生の主体的な学修を支援することを趣旨として、ラーニング・コモンズを設置している。グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーション等を中心としたアクティブ・ラーニングの場や、自主学修の場として活用されている。ラーニング・コモンズには、「グループワークエリア」及び「プレゼンテーションルーム」が整備され、アクティブ・ラーニングや自学修に必要な機器等を設置している。また、附属図書館の配架図書が利用しやすいよう、附属図書館との行き来が可能な作りとなっている（根拠資料：1-11, p. 49-p. 50）。

また、ピア・サポートの観点からは、学部教務委員会が担当する年度始めの履修相談の折に「学生ピアサポーター」の制度を取り入れ、2年次以上の学生が、主に新入生に対して

学生生活上のアドバイスや学生ポータルシステム「Live Campus」の操作方法の説明を行うことにより、学生同士の支え合いや刺激を与え合うなど意識向上の機会としている。また、サポーターとなる学生に対しては、相談を通じてコミュニケーション能力が磨かれることなどを意図したものであり、学生が成長する機会として人材育成の場とすることを意図したものである（根拠資料:4-10-①）。

<学生の修学に関する適切な支援の実施>

○学生の能力に応じた補習教育、補充教育

本学の修学支援では、「教育課程の編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）にあるように、1年次生に対し、高校までの学習から大学での学修へ円滑に移行するための基本的能力が身につけられるよう、各学部とも初年次教育としての科目区分を設定している（根拠資料:1-9-①, p. 4、1-9-②, p. 11）。中でも「基礎ゼミナール」は、両学部ともに必修化されており、ノートの取り方やレポートの作成方法等学習に関するだけでなく、学生生活上のルールやマナーについても言及し、大学生活にスムーズに馴染めるような授業内容としている。そのため、基礎ゼミナール用のテキストとして全学共通内容の冊子を大学として作成し、入学してくる多様な学生に対応できるよう毎年少しずつ改訂し、改善に取り組んでいる（根拠資料:1-10）。

また、正課の学修を補うことを目的に、英語力の向上をサポートするツールとして英語自習システムを導入している（根拠資料:1-11, p. 51-p. 52）。インターネット上で利用するこのシステムは、入門レベルから上級レベルまで、学生一人一人のレベルに合った学習内容を提供するものであり、時間や場所を選ばずに自分のペースで英語学習に取り組めるようなサポートを意図したものである。

○正課外教育

授業科目に対する質問や学修方法等に関する授業科目へのフォローとして、専任教員及び非常勤講師ともにオフィスアワーを設けている（根拠資料:7-2、7-3, p9）。

また、日本語の文章能力を養成するための講座を時間割上に設けている。学部については「国語力養成講座」として、研究科については「アカデミックライティング（国際政治経済学研究科）」「留学生のための日本語論文指導（文学研究科）」として開講しており、希望者が自由に履修できるものとしている（根拠資料:7-3、4-13、4-12-①）。

その他、語学の能力向上を目指す学生が語学検定等を受験する場合のサポートとして、国際交流センターが英語試験（IELTSほか）や中国語試験（HSK）の対策講座を実施している（根拠資料:7-4-①、7-4-②）。

○留学生等の多様な学生に対する修学支援

本学には2019年5月1日現在で、私費外国人留学生82人、交換留学生55人、科目等履修生3人、合計140人の外国人留学生が在籍している（根拠資料:7-5）。

特に正規の学生として在籍している82人の私費外国人留学生に対する支援は、「経済的支援」、「教育的支援」、「生活上の支援」の3つの観点から支援を実施し、科目等履修生および交換留学生については「生活上の支援」を中心として支援している。

「経済的支援」として、外国人留学生のみを対象とした「外国人特別奨学生」、「大学院外国人研究奨励生」、「郭火盛奨学生」の3種類の奨学金制度を設けている。さらに、外国人留学生のみを対象とした授業料の減免制度を設けている（根拠資料:7-6, p. 20-p. 24）。

「教育的支援」としては、外国人留学生が本学の学部及び大学院において、高度な授業内容等を正確に理解し学業活動を順調に進めるため、外国人留学生を対象とした授業科目としての日本語関連の授業科目を開講している。学部留学生向けには、日本語能力の向上を目的とした授業以外にも、日本語での論文・レポートの書き方を学べる授業やゼミナールや口頭発表で必須のスピーチ(発表)スキルを身につけるための授業等を配置している(根拠資料:7-7-①、7-7-②)。また、大学院留学生に対しても、論文作成の添削指導を行う等、留学生のニーズに合うより目的を絞った指導も行っている(根拠資料:4-12)。

「生活上の支援」としては、日本の大学生活にまだ慣れていない外国人留学生の不安や悩みを少しでも解消すべく、入学直後に外国人留学生を対象とし、円滑な学生生活を過ごせるように入学ガイダンスや留学生歓迎会等の行事を実施しているほか、日本ででの生活や在留資格に関する情報を記載した冊子を配付している(根拠資料:7-8、7-6)。

その他、学期の途中においても、外国人留学生と日本人学生が交流できる会や年末懇親会等も実施しており、日本人学生との交流の促進や日本文化等の理解の機会を提供している。また、これは日本人学生がグローバルマインドを養う機会としての位置付けももっている(根拠資料:7-8)。

○障がいのある学生に対する修学支援

障がいのある学生の修学支援では、障害者差別解消法の施行に伴い、全学的な障がい学生支援体制を整備するため、「二松学舎大学における障害のある学生等への支援に関する方針」及び「二松学舎大学における障害のある学生等の修学等支援に関する規程」を2016年に制定した(根拠資料:7-9、7-10)。本規程に基づき、障がい学生への理解を深めるためのFD講演会を開催する等全学的な障がい学生支援体制の整備に努めている(根拠資料:7-11)。

なお、授業における障がい学生支援の例をあげると、視覚障害学生には授業配付資料のデータ化や定期試験時間の延長等を実施し、聴覚障害学生には情報保障のためのノートテイクの配置や学生をノートテイクとして育てるための養成講座の開講等を実施している(根拠資料:7-12)。これらの支援内容については、障がいのある学生と綿密に面談を重ね、そのニーズを把握した上で決定しており、全授業担当教員に対して適切な支援を行うよう学務局長名の文書にて配慮依頼を行い、担当職員から同文書を基にした口頭説明も併せて行うことで、より細やかな支援の充実に取り組んでいる(根拠資料:4-14, p. 9、7-13)。

○留年者及び休学者の状況把握と対応

成績不振の学生や留年者への対応としては、主に学生委員会が中心となって具体的な状況を精査するとともに、学生委員会及び教務委員会、学生支援課及び学生相談室がそれぞれ連携しながら面談や個別指導を行っている(根拠資料:7-14)。また、毎年5月の時点で出席回数のない学生を洗い出し、教務委員会や指導教員が中心となって面接指導を実施することにより、長期欠席を未然に防ぐための早期対策に取り組んでいる(根拠資料:7-15)。

こうした対策を講じてはいるものの、留年や休学、退学に至る学生も生じている。留年

者及び退学者の状況については基礎データ表6のとおりであるが、休学や退学への対応は、教職員が連携し、次のとおり行っている。(大学基礎データ表6)

各学部では、全学生についてそれぞれ指導教員が定められている。指導教員は、基礎ゼミナール又はゼミナールにおいて、自身のゼミナール等に所属する学生の履修及び学生生活全般について指導を行っている。研究科については、研究指導教員がこれに対応している。休学や退学に至る学生については、学則に則って所定の手続きを進めていくこととなるが、この場合は、手続きの過程において、当該学生に対して指導教員の対面による学生指導を行うことを原則としている。

一方で、退学や休学など身分異動を考える学生の相談やその事務手続きについては、学生支援課が窓口となる。休学や退学等を希望する学生は、学生支援課に相談するよう全学生に配付する「CAMPUS LIFE」で周知しており、また、休学や退学の手続きを行うには、所定の申請書を学生支援課窓口で入手する必要がある(根拠資料:1-11, p. 6-p. 7)。このため、身分異動の相談や手続きを進める学生は、必ず学生支援課窓口で相談等を行うこととなり、学生支援課では、こうした学生全てに対して、原則として対面による個別での面談等を行い、休学や退学を考えるに至った経緯や事情等の確認、原因となっている事項についてのアドバイス等を行っている。また、学生相談室に相談を行っている学生については、その内容が休学や退学に関連する内容である場合等は、随時、学生支援課にその情報が提供される体制となっている。

こうした学生対応により把握した内容は、教員及び事務職員間で情報共有できるよう努めている。

また、休学期間が終了し復学の手続きを行った学生に対し、新年度開始前に復学ガイダンスを実施している(根拠資料:7-16)。以前から、復学の手続きを行った学生に新年度のスケジュールは通知していたが、新年度の履修登録や学年ごとに実施される新年度ガイダンスへの出席については復学者の自主性に任せていた。このため、人間関係のつまづきやメンタル不調等で通学困難となり休学していた学生にとっては、再履修科目の登録方法やどのガイダンスに出席したら良いのか等分からないことや不安を抱えたまま新年度が始まってしまい、早期の段階から学生生活になじめずに退学してしまうケースが重なった。このことから、復学に際して学生の不安を軽減させることを目的に、学生支援課、教務課、学生相談室が協力して行う復学ガイダンスを導入した。ガイダンスの内容は、新年度開始時のスケジュールや履修登録についての再確認を主とし、アットホームな雰囲気の中で気軽に質問ができるように配慮し、履修に関する困りごとを解消する場としている。また、同じ立場の学生がいることを復学者が知ることで不安の軽減につながる上、復学者同士、横のつながりが生まれ互いにサポートすることを期待するものでもある。

○奨学金その他の経済的支援の整備

奨学金その他の経済的支援については、日本学生支援機構奨学金のほか、本学独自の奨学金制度を設けている(大学基礎データ表7)。従来から設けている本学独自の制度として「奨学生(給付)」及び「貸与奨学生」がある(根拠資料:7-17, 7-18, 7-19, 7-20)。これらは、経済的困窮者を対象とした奨学金であり、特に「奨学生(給付)」は、2012年度に採用人数をそれまでの5名から20名に増員している。また、家計急変者への対応として、本学の

同窓会組織である「松苓会」が設ける「二松学舎松苓会奨学生」の制度がある。以上の奨学金制度は経済的困窮者を対象としたもので、これまで本学がその充実を図ってきたものだが、2020年度から国の施策として新たに導入される「高等教育段階の教育費負担軽減新制度」に基づく給付型奨学金の運用状況等を勘案しながら、本学の奨学金のより良い運用方法を検討していくこととしている。

また、こうした経済的困窮者を対象としたものだけではなく、在学期間中の学業において成績優秀者を対象とするインセンティブ型の奨学金制度として、2014年度に新たに「奨学生選抜付入学試験（以下、「入試奨学生」という）」、「二松学舎サービス株式会社奨学金」を設け、成績優秀な学生に対する修学資金の支援について充実を図っている（大学基礎データ表7）。「入試奨学生」は、当該入学試験の成績上位者のうち所定の成績順位以内の入学者がその資格を有し、入学時の入学金及び初年度授業料並びに施設費が免除され、入学後も所定の要件を満たした場合は、次年度以降も継続して授業料及び施設費が免除される制度である（根拠資料:資料7-21）。「二松学舎サービス株式会社奨学金」は、学校法人二松学舎が100%出資して設立した株式会社である二松学舎サービス株式会社が設けた奨学金制度であり、各学年各学科の成績最優秀者がその資格を有し、当該年度の授業料相当額が給付されるものである（根拠資料:7-22）。また、同じくインセンティブ型として二松学舎大学父母会が設ける奨学制度「二松学舎大学父母会成長支援型奨学金」では、所定の各種資格取得者、課外活動での優れた実績、教員採用試験や公務員採用試験に合格した者を対象に奨学金を支給している（根拠資料:7-23）。

その他、「郭火盛奨学生」「松苓会奨学金」「特待生」などの奨学金制度を設けており、これらの奨学金制度は「CAMPUS LIFE」で全学的に周知している（根拠資料:1-11, p. 27～p. 28）。

なお、災害支援として、「災害等により被災した学生に対する授業料減免の取り扱いに関する規程」を定めており、有事の際の経済的學生支援を行う体制を整えている（根拠資料:7-24）。また、東日本大震災の被災者については、授業料減免の措置等を現在も継続して行っている（根拠資料:7-25、7-26、7-27【ウェブ】）。

○授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

学部及び大学院の授業料等納付金やその他各種費用、奨学金制度等については、全学生に配付する「CAMPUS LIFE」に掲載し、全学的に周知している（根拠資料:1-11, p. 10-p. 11, p. 27-p. 31）。また、本学ホームページにも掲載し、広く社会に向けても周知している（根拠資料:7-28【ウェブ】）。

なお、特に大学院については、経済的負担軽減に寄与することを目的として、学内の奨学制度の情報、非常勤助手やTA等の給与等が支給される業務等の情報を一覧化し、学生が情報を得やすい環境を整備しているとともに、本学ホームページに掲載し、本学への入学を志望する者に対しても明示している（根拠資料:7-29【ウェブ】）。

<学生の生活に関する適切な支援の実施>

○学生の相談に応じる体制の整備

本学における学生の相談に応じる体制として、学生支援の事務窓口については、以前の九段キャンパスでは、学生支援に係わる事務部署がそれぞれ独立して配置されていたが、

2015年11月以降は、1号館3階のワンフロアに教務課、学生支援課、キャリアセンター、教職課程センター及び保健室を集約して配置し、学生生活支援のほぼ全ての窓口が空間的にも一体化した、いわゆる「ワンストップ化」を実現している。これにより、学生の利便性が向上し、各事務部署間の情報共有はもちろん、部署の垣根を越えて面談を実施する等部署間で連携を取りながら支援に当たっている（根拠資料:1-11, p. 55）。また、教員による学生指導や相談の体制としては、専任教員・非常勤講師を問わず「オフィスアワー」を設け、学生の質問への対応や学習指導等に当たっている（根拠資料:7-2、7-1, p. 9）。その他、基礎ゼミナールやゼミナールの指導教員による学生指導や相談は随時行われている。

また、学生が直面する諸問題についての相談等に適切に対応するために学生相談室を設置している。学生相談室の設置目的や業務は二松学舎大学学生相談室内規第 1 条において「学生が直面する諸問題について、相談に応じ、助言・指導を行うことを目的として学生相談室を置く。」と規定され、学内における位置づけが明確にされている（根拠資料:7-30）。学生相談室の円滑な運営のため、学務局長、学生支援課長、相談員で構成される相談室会議を設け、相談室の体制整備や運営、活動の方針などについて協議を行うとともに、関係部局との連絡調整を図っている。

スタッフは、現在、専任相談員 1 人、専任教員兼任相談員 2 人、非常勤相談員 4 人の計 7 人である。専任相談員は臨床心理士であり、日本学生相談学会認定の大学カウンセラーである。非常勤相談員は 4 名とも臨床心理士であり、うち 1 名は大学カウンセラー資格を有している（根拠資料:7-31）。

学生相談室は、学生関係事務窓口や教室から離れた静かな環境に配置すべく、大学のメイン棟である 1 号館 11 階に設置し、他の学生の目に触れずに入室することが可能である。相談室内には面接室とは別にフリースペースを設置し、交流と休憩の場を確保している（根拠資料:7-32, p. 8）。

また、専任カウンセラーと非常勤カウンセラーの 2 名で週 5 日終日開室する体制を整えており、2018 年度には週 1 日非常勤相談員を増員し、相談ニーズと連携ケースの増加に対応している。専任教員が兼任する相談員 2 名は、週 1 日 1 コマで相談を担当すると共に、相談室の活動・運営全般に関与している（根拠資料:5-4, p. 131）。

相談件数は増加傾向を続けている。相談室体制の充実や活動の展開の成果により 2018 年度現在では年間 247 名、のべ 1,606 回の利用があった。これは在学生の 8.2%にあたる（根拠資料:5-4, p. 132, 133）。

また、月 1 回精神科校医による相談日を設けており、医療機関の受診を迷う学生への相談や、服薬についての助言、指導を行っている。校医は大学近隣で診療所を開設しており、大学から通いやすい医療機関として学生に勧めることができる。校医をはじめ、関係医療機関や外部相談機関と必要に応じて連携を取りながら支援を行っている（根拠資料:7-33, p. 7, p. 12）。

教員や保護者等へのコンサルテーション、連携支援も積極的に行っている（根拠資料:5-4, p. 134）。特に修学支援に関しては、教学関係部署や指導教員などとの連携を強化し、修学の妨げになっている状況や身分異動の可能性等について話し合える機会を設けている。

啓発・広報活動として、ホームページを開設し、パンフレット記載の情報を公開すると共に、入学時にパンフレットを配付し、ガイダンスを行っている。また、全学生に対して4月に「学生相談室アンケート」を実施し、相談希望を表明した学生と、一定の基準に該当した学生には学生相談室から連絡を取り、呼出面接を実施している（根拠資料:7-33, p. 19-p. 31）。1年次の必修科目「基礎ゼミナール」のクラス単位で相談室を見学する機会を設けている。

また、教職員との情報提供を目的として「二松学舎大学学生相談室報告書」を配付している。2018年度には、立場の異なるメンバーが話し合いながら学生のことを考えていけるよう、教職員合同のケース検討会を開催した。また、学生相談室の相談その他の活動から得られる学生の様子や課題を全学に還元できるよう、FDとして話題提供している（根拠資料:7-34【ウェブ】）。

保護者には、「父母会報」において「学生相談室だより」を相談員が持ち回りで執筆している。学生相談室のホームページには「ご家族の方へ」という項目を設けて「学生相談室だより」を再掲し、学生のことで家族も相談できることを明示している（根拠資料:7-34【ウェブ】）。地区別父母懇談会では学生相談室の資料を配付し、個別面談会場に学生相談室のブースを設けて父母の相談にも対応している。

○ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備

本学では、学生の人権を保障しハラスメントのない大学を目指し「二松学舎大学ハラスメント防止規程」を設けている。同規程第2条では、「性的な事由のみならず、個人もしくは集団の身体的、民族的、社会・経済的、及び文化的な諸特性に関して、相手の意に反する不快な言動をもってその尊厳を不当に傷つけ、能力の十全な発揮を妨げる事柄」をハラスメントと定義し、同規程第1条において、ハラスメントの防止とそのための啓発活動に万全を期すことを明示している（根拠資料:7-35）。さらに、「学校法人二松学舎ハラスメント防止規程」（根拠資料:7-36）及び「学校法人二松学舎ハラスメント防止のためのガイドライン」（根拠資料:7-37）を定め、学校法人全体としてハラスメント防止に努めている。

ハラスメント防止委員会が中心となり、全学的なハラスメントの防止及び排除に向けた啓発活動やハラスメント防止に向けたFDの開催、アンケート調査の実施による定期的な状況確認などを行っているほか、必要に応じて更なる体制整備を図っている（FD開催記録、ハラスメントに関する学生アンケート調査）。ハラスメント防止委員会の構成は、総務担当副学長、学務局長、文学部教員1名、国際政治経済学部教員1名、事務職員1名、相談員代表1名、学長が必要と認めた者2名からなり、ハラスメント相談員を配置するなど全学的な防止等の体制を整備するとともに、人権侵害の相談・調査・事実認定等を行い、被害の救済や環境改善措置等について学長に勧告するなど、適切な対処が図られる体制となっている（ハラスメント防止規程）。特に環境調整においては、学生の修学環境の回復を最優先に迅速な対応をとることを重視している。

ハラスメント相談については、相談申込書を備えたハラスメントポストを九段・柏キャンパスに設置するとともに、電話による申込み、相談員への直接の申込みなど複数の方法を設けている。また、ハラスメント相談員は、学部・職種・性別が偏らない構成となるよう配慮したうえで、相談員2名で相談にあたっており、ハラスメント被害相談のしやすさ

を考慮した取り組みがなされている。

なお、啓発活動の一環として、「STOP ハラスメント」のリーフレットを作成し、学生及び教職員に配付するとともに、ホームページでも公表している（根拠資料:7-38【ウェブ】）。特に新生生に対しては、ガイダンス時や基礎ゼミナール等においてハラスメント防止や相談体制等に関する説明を行い、ハラスメント防止の意識を高めるとともに、ハラスメントに直面した場合の相談手続き等について周知している。また、定期的に学生に対しアンケート調査を行い、ハラスメント等人権侵害が発生していないか状況を確認し、さらに啓発活動を強化するなどの対策を講じている。そのほか教職員を対象とした弁護士によるハラスメント防止研修会や注意喚起文書の配付などを実施し、ハラスメントのない教育・研究・修学・業務環境の維持に努めている（根拠資料:7-39）。

○学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮としては、前述の学生相談室における相談やアンケート調査をはじめとする各種対応のほか、九段キャンパスにおける保健施設の拡充が図られている。2015年11月以降、1号館では、保健室の改修により休養や処置を行うのに十分なスペースが確保され、学生が休養するためのベッド数も増やされた。また、3号館及び4号館にも休養室が新設され、各校舎内で体調不良となった学生が校舎間の移動をしなくても休養できるようになった（根拠資料:1-11, p. 56-p. 57）。さらに、2018年度以前は、看護師（2人）が学生支援課に在席し、学生から体調不良等の申し出があった場合に保健室に移動して処置を行う体制としていたが、2019年度からは、前述の2名の看護師のほかに、授業期間中の平日は毎日、1号館の保健室に看護師（1人）が常駐する体制とした。体調不良者やケガ人等の発生時に以前にも増して迅速な対応が可能となり、これまで以上に利用し易くしたことにより、その利用学生も増えている。

また、学生の栄養バランスのとれた食生活の一助として、松苓会（同窓会）及び父母会からの資金援助により、食育の一環として1日30食の限定ながら、学生食堂で「100円朝食」を提供し、学生から好評を博している（根拠資料:7-40）。

<学生の進路に関する適切な支援の実施>

本学では、学生の進路に関する支援を行うため、キャリアセンター及び教職課程センターを設置している。

キャリアセンターは、キャリア教育の実施及び主に一般企業への就職や公務員等を目指す学生の就職活動の支援を行い、教職課程センターは、教員養成の質を全学的に高めるために教職課程の運営等を行い、教職を志望する学生の支援を行う。

また、これらセンターによる進路支援のほか、博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定に関する情報提供も行っている。

これらの支援に関する概要を以下に示す。

○キャリアセンター

キャリアセンターは、「二松学舎大学キャリアセンター規程」に基づき設置・運営されており、その所轄事項について審議するため、キャリアセンター長、学務局長、文学部及び

国際政治経済学部選出の委員各 3 人、キャリアセンター事務部長からなる 9 人で構成する「キャリアセンター会議」を置いている（根拠資料:4-3）。

同センターには事務部就職支援課が置かれ、キャリアセンター会議で策定された基本方針等に基づき、具体的進路支援業務の企画・立案及びスケジュールの策定等を行ない、学生を支援している。また、就職支援課職員のほか、キャリアコンサルタントの有資格者など専門性の高い知見と技能を備えたキャリアカウンセラーを配置し、学生各自の思い描く進路に向けて二人三脚でサポートを実施している。

学生への支援は、以下のとおり展開している。

①カリキュラム正課科目による職業感の養成

段階的・体系的に編成したカリキュラムによって職業観を養い、能力・適性に応じた進路・職業選択が自らの力でできるようになることを目標に、正課授業としてキャリア教育を取り入れて単位を付与している。

学部によって必修・選択の違いはあるが、その科目は 1 年次から配置しており、低学年から将来を意識して能力を開発できるよう配慮している。

②職業体験による就労意識の醸成

実社会において職業を体験し仕事への意識付けの機会になるインターンシップについて、企業と提携し、学生の派遣を行なっている。派遣にあたっては「インターンシップ特別講座」として年間 21 コマの講座を設け、派遣に向けての準備を整え、体験後には発表を行ない、学内だけでは身につかない成長の機会としている（根拠資料:7-41）。

③専門的な対策を要する試験への対応

公務員試験については、それに対応した専門的な対策が必要になるため、公務員希望者については「公務員試験準備講座」を学内開講している（根拠資料:7-42）。

「公務員試験準備講座」は 2 年次から 4 年次で継続学習できるようにカリキュラム構成し、運営は外部の専門機関と提携して行なっている。学生はいわゆる W スクールを行うことなく、学内で受講を完結できる。

④低学年時からのキャリア形成支援

正課科目とは別に、意識的なキャリア開発を促す一環として、「キャリア形成支援ワークショップ」を、原則として月に 1 コマ開催している。具体的な就職対策ではなく、俯瞰的な考察ができるワークや、対話を中心としたディスカッションなどを行っている。

また、1 年次の必修科目「基礎ゼミナール」担当教員の要請に応じてキャリアセンターのスタッフを派遣し、将来に向けた学生生活の在り方や自身のキャリア感などを考え、理解するワークショップを実践している。

⑤全員個人面談の実施

学生個々の進路希望を把握するとともに、学生各自の希望の進路実現に向けてきめ細かな支援を実施するために、3 年次生全員に対して「進路登録カード」を提出させ、それをもと

に全員の個人面談を実施している（根拠資料:7-43）。

この面談は、それまでキャリアセンターを利用したことのない学生に一度でも接触機会を与えようとする意図もあり、その後の利用率向上に寄与している。

⑥就職支援を目的とした各種講座の開設

企業就職希望者への支援として、3年次生を主な対象とする年間講座「キャリアゼミ」を開講している（根拠資料:7-44）。単位の付与はないが、学生自身が意識的に就職活動に取り組み、就職活動で困惑することのないよう準備する講座として、多数の学生が受講している。

その他、面接対策やグループディスカッション対策等、実践的な多数の講座を設けており、実際の就職活動に入る前に学生が準備を整え万全な状態で本番を迎えられるよう、実施時期も勘案しながら運営している。

⑦社会的・職業的自立のための支援

学生の社会的・職業的自立に向け、社会人としての規範意識を身に付けたり、労働法規を理解するための講座を開催している（根拠資料:7-45）。

⑧資格・検定のための講座開講

MOS 検定や秘書検定に合格できるよう学内講座を開講している（根拠資料:7-46）。

○教職課程センター

教職課程センターは、「二松学舎大学教職課程センター規程」に基づき設置・運営されており、教職課程センターの運営等に関する事項については、教職課程センター長を委員長として、教職課程認定を受けている各学科の主任と教職課程センター所属の専任教員等からなる教職課程センター運営委員会にて審議している（根拠資料:7-51）。

また、教職課程等の運営や教職指導を全学的に責任を持って行うため、教職課程等カリキュラム運営委員会を設置している。同委員会は教職指導の企画・立案・実施に関すること等を所掌し、教育・評価担当の副学長を委員長に、文学部長、国際政治経済学部長、学務局長、教職課程センター長、教学事務部長で構成される（根拠資料:7-52）。

特に、全学的重要事項や各部局等間の連絡・調整が必要な事項等については、大学運営会議で審議を行うこととしている（根拠資料:7-52, 第6条）。

教職を志望する学生への支援は、以下のとおり展開している。

①個人面接等の実施

希望者を対象に個人面接を1年次から実施し、教師としての適性や心構え、身に付けなければならない能力等について総合的にアドバイスを行っている。教育現場並びに教育行政での経験豊富な実務家教員（教授1人、特別招聘教授2人、特任教授1人、特命教授1人）が教職課程センターに各曜日1人以上常駐する体制を整えている。

また、毎年度初めに学年ごとに教職課程ガイダンスを実施している。教職課程センター教員による本学の教員養成の理念や教員として求められることに関する講話や教職課程履

修について、教育実習に臨む心構え等、その内容は学年に応じて設定している。その他にも介護等体験や教育職員免許状申請に関することなどガイダンスは多数実施している（根拠資料:1-⑨-1, p. 92）。

②教員採用選考合格講座等の開設

教員採用選考で出題される教職科目や専門教科、時事問題等に関する対策講座を、1年次から4年次まで計10講座開講し、選択受講できるようにしている。また、国語科教員を第1志望とする2年次及び3年次の学生を対象に「国語科教員養成特別コース」（選抜有）を設置している（根拠資料:7-47）。このコースは、学校現場で求められる教師としてふさわしい実践力のある教師を養成することを目指すものであり、受講学生は中学校等の教育現場で教員の実務を体験する教職実務研修を必修とするなど、実践力育成に努めている。また、各都道府県の教員採用1次試験・2次試験の内容に応じて、個人面接や集団面接・集団討論等に関する対策指導を実施している。

私学受験学生対象には、「私学教員適性検査受検対策講座」を開講している（根拠資料:7-48）。

③教員採用選考合格者体験発表会等の実施

春（4月～5月頃）と秋（10月～12月頃）の年2回、本学学生が多数受験する都県の教育委員会の教員採用担当者を学内に招き、求める教員像や教育施策・教員研修、教員採用選考の現状と今後等について直接確認できる機会として説明会を開催している。また、教員採用選考に合格した4年次生が、下級生に対して大学4年間の過ごし方や合格までの勉強法等について自身の体験を発表する報告会を開催している（根拠資料:7-49）。

④二松学舎大学教育研究大会の開催

教育研究大会は、本学を卒業した現職教員が教育現場で直面している共通課題、生徒指導、学級経営、教材研究等の様々な問題について発表しあい、研究討議を通じて同じ問題を抱えている教員同士が対応策を共に考える研鑽の場となっている。教育研究大会には大多数の教職課程履修学生が参加し、参加学生にとっては現在の教育現場での課題等を認識できるフィールド学習の場となっている（根拠資料:5-2, p. 197, 198）。

以上、教職課程センターのこれらの進路支援によって、近年、本学から小学校・中学校・高等学校の教員（非常勤含む）が安定的に輩出されている。

◇教員採用数

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
採用人数（人）	64	54	55	42	60

○博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

本学では、文学研究科に博士後期課程を設けている。

同課程に在籍する学生は、修了後自らが有する学識を教授する見込みがあることから、そのために必要な能力を培うための機会（プレFD）を設けることに努めている。

具体的には、ティーチング・アシスタント（TA）の制度を改めるため、「二松学舎大学ティーチング・アシスタントに関する内規」を改正し、実践的な教育経験の機会を与える場となるよう、職務として、これまでは当該授業担当教員の単なる補助業務だったものに対し、「授業運営に関わることや学生への助言等」や「本学が開催する各種FD研修に参加し教育者としての素養を身に付けることに努めること」を新たに規定した（根拠資料：7-50）。

<正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施>

学生の正課外活動（部活動等）の支援としては、都心キャンパスにおけるスペース不足等の恒常的な問題があるなかで、改善に向けたいくつかの取り組みを行っている。課外活動を行う上での要望やニーズを把握するために、両学部の学生委員が合同で学園祭の視察を実施しており、学園祭実行委員等の学生と意見交換を行うことで課外活動の現状把握に努めている（根拠資料：7-51）。

施設面では、九段キャンパスについて、体育館への暗幕設置、学園祭の模擬店用電源設備の整備、部室がない課外活動団体のための備品置き場を確保する等、課外活動の活性化にむけた整備を行っている。また、学外での発表や展示会を行った団体には、一定の条件のもと父母会からの助成金支給を制度化している（根拠資料：7-52、1-11, p. 33）。柏キャンパスについては、グラウンドの整備を行っている（根拠資料：資料 7-53）。

また、毎年度 1 回開催されるクラブ執行部学生との意見交換会を開催し、要望等の意見を聴いている（根拠資料：7-54）。

<その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施>

学生の要望については、随時、学生支援課窓口で受け付けている。

また、学生の自治組織である「学生会」では毎年度 1 回に学生総会を開催しており、議案によってはここでまとめられた意見が、大学に対して要望として提出される。提出された意見は、必要に応じて各学部の学生委員会でその内容を検討し、改善に結びつけている。

以上のほか、その他の学生支援としては、2014 年度に学生ポータルシステム「Live Campus（ライブキャンパス）」を導入した。これによって、以前は書類としての配付や掲示による周知であった在学中の成績、取得資格等の履歴、また日々の休講情報や学生へのお知らせ等を、学生自身が必要な情報をいつでも確認することができるようになり、即時性と利便性が高まった。さらに、自身の授業出席状況の確認や授業担当教員との連絡用ツールとしても利用できるようになるなど、学生と教員とのコミュニケーションが活発になった（根拠資料：7-55）。また、学生の父母のニーズに対応するため、2019 年度からはライブキャンパスに保護者ポータルの機能を追加し、学生の父母が学生の成績や出席状況について自由に確認できるよう整備した（根拠資料：7-56）。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価>

本学では、毎年度、留年者数や退学者数等をはじめとする多岐にわたる所定の項目についてのデータを集計し、「二松学舎大学年報」として発行している（根拠資料：7-57, p. 37）。また、毎年度、特定の学年の学生に対する「学生の実態・満足度調査」を実施している（根拠資料：7-58）。「二松学舎大学年報」については、各事務部署に配付されるほか、講師室や附属図書館に配架され、学内の教職員に共有されている。「学生の実態・満足度調査」については、全教職員が利用するグループウェア上に掲載され、全教職員が共有できる形をとっている（根拠資料：7-59）。これらのデータに基づき、各学部学生委員会又は学生支援課において、学生支援方策の見直しや改善策の検討を行っている。

さらに、これらのデータのほか、学生支援課窓口や学生相談室に寄せられる学生からの相談や要望、毎年度実施している地区別父母懇談会等での学生の父母等からの要望事項の聞き取り（根拠資料：7-60、7-61）等により、ステークホルダーからの生の意見を収集することにも努めており、これらの意見等も学生支援方策の検討材料としている。

こうしたことにより明らかになった事項について学生支援方策の改善・向上に向けた検討を行うことになるが、近年では、特に「退学者の抑制」及び「課外活動支援」についての取り組みを強化している。

「退学者の抑制」に関しては、点検・評価項目②においても記載したとおり、授業の出席状況が良好でない学生が退学に結びつく何らかの事情を抱えている可能性が高いと考えられるため、こうした学生への早期対応を行うよう、毎年度5月時点の出席状況の確認を行い、教務委員会や指導教員が中心となって出席不良の学生に対するケアを行っている（根拠資料：7-15）。また、成績不振が原因で進級保留や卒業延期となる学生についても、退学に結びつくことが多いため、毎年度3月に成績不振の学生を把握し、学生委員会及び教務委員会そして学生支援課及び学生相談室が協力して、面接指導を行っている（根拠資料：7-14）。こうした取り組みの成果もあり、退学等に繋がる可能性の高い成績不振学生の人数は、文学部を中心に、近年では下表Aのとおり、年々減少してきている。なお、国際政治経済学部において2016年度及び2017年度に大きく人数が増えているのは、成績不振者に該当する基準を2年連続で広げたためである。一方、少しずつ減少してきた近年の退学者数は下表Bのとおり2018年度に増加しており、今後も退学等の要因を精査し、大学入学時から卒業までの期間における包括的な対応策の検討を行う必要があるなど、課題も残っている。

表A 成績不振者面接指導 対象者数の推移

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
文	85人	63人	58人	57人	53人
国際政経	6人	17人	37人	52人	45人
合計	91人	80人	95人	109人	98人

※2016年度及び2017年度に国際政治経済学部的人数が増加しているのは、それぞれ対象となる成績の基準を広げたため。2015年度までと同様の基準を適用した場合は、2016年度が18人、2017年度が14人、2018年度が14人となり、国際政治経済学部においても減少傾向にあると言える。

表B 退学者数の推移

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
文	62人	54人	48人	45人	54人
国際政経	32人	26人	25人	28人	31人
合計	94人	80人	73人	73人	85人

なお、退学理由については、経済的理由、進路変更、病気療養等様々であるが、理由の区分のうち経済的理由を除けば、特に「就学意欲の喪失」「進路変更」「心身耗弱」の人数が多くなっている（根拠資料:7-62）。

これらの理由区分の具体的要因として挙げられる、「ミスマッチ入学」や「不本意入学」など入学試験に関連する問題や、人間関係等に起因して生じる精神的な不調等による「心身耗弱」などの問題等については、いくつかの問題が複合的に絡まり合い、体制整備等だけでは解決に結び付けられないケースも増えてきている。

また、学生支援の一つの試みとして、国際政治経済学部の学生委員を中心とし、その他有志教員も加わって運営する「学生ステーション」という取り組みがある。この取り組みは、学生相談室を利用するほどではない悩みや困りごとを持っている学生が気軽に教員と話をしたり相談したりすることができるもので、年々利用者数も増えている（根拠資料:7-63）。また、ここでの学生からの相談内容等によっては、学生相談室や学生支援課につなげており、この取り組みが有効に機能している。

「課外活動」に関しては、その活動実態の把握から始めて具体的検討を行うべく、学生会の代表学生等と意見交換を実施して、課外活動に関する要望等の意見を集約している（根拠資料:7-51、7-64）。現時点では、状況把握を進めている段階だが、これらの意見等をもとに、今後、具体的改善策の検討を行う予定である。

(2) 長所・特色

- ・近年の学生支援に関するさまざまな取り組みによって、例えば、文学部においては成績不振学生数が年々減少してきている（下表A参照）。基礎ゼミナールやゼミナール担当の指導教員、学生支援課をはじめとする各事務窓口によるきめ細やかな学生対応によって、学生一人一人の状況を把握し、適切な対応をとる支援体制を整えている。

《表A》 文学部成績不振者面接指導 対象者数の推移（再掲）

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
対象者数	85人	63人	58人	57人	53人

- ・障がいのある学生への支援や学生の心身の健康・保健衛生への支援体制を整えている。

・以前は、経済的困窮者を対象とした奨学金制度のみであったが、学修に対するインセンティブとなるよう、成績優秀者に対する給付型奨学金の制度を増設するなど、奨学金制度を整えている。

・学生の進路支援に関しては、「キャリアセンター」及び「教職課程センター」を設置し、学生の志望進路に応じた専門性の高いきめ細やかな支援を行っている。

各センターとも、様々な講座等の実施や個別の面談体制が整っている。

・学生相談室が充実しており、利用者も増加し、悩みを抱える学生の心の拠り所となっている。

(3) 問題点

・場所や時間の制約によって課外活動が十分できないという恒常的な問題がある。都心キャンパスにおけるスペース不足に対する適切な支援について検討し、改善に結びつけなければならない。

・成績不振学生の人数は減少傾向にあるが、退学者数の減少には至っていない。退学理由については、経済的理由、進路変更、病気療養等様々であるが、理由の区分のうち経済的理由を除けば、特に「就学意欲の喪失」「進路変更」「心身耗弱」の人数が多くなっている（根拠資料:7-62）。

これらの理由区分の具体的要因として、入学試験受験段階の問題としては、いわゆる「ミスマッチ入学」や「不本意入学」、「希薄な志望理由や学習意欲と実際の学修との乖離」などの理由があり、受験希望者自身による大学進学に関する問題や、高等学校等での大学進学指導上の問題点があることも学生面談等の中で明らかになっているケースもある。精神的な不調等の問題としては、中等教育段階あるいは初等教育段階から継続しての「人間関係の構築困難」や「集団に対する恐怖観念」等の個人の気質に起因する「心身耗弱による不登校」などの理由が増えている（根拠資料:7-65）。

経済的困窮を理由とする場合も、学納金確保のための過重なアルバイトを余儀なくされることで、学修がおろそかになり修学意欲を喪失する学生や心身に不調を来す学生が増えており、仮に学納金をアルバイトや奨学金で充当したとしても生活費までは賄えずに、学業を断念せざるを得ない学生も存在する。

前述のそれぞれの要因のうち、特に精神的な不調や経済的理由を要因とする退学希望学生等への支援については、単純に相談体制や奨学金制度を整えたとしても対応は難しく、適切な改善策を見出せない状況である。また、入学試験受験段階の問題を要因とする場合は、受験希望者などのステークホルダーに対して本学教育課程等についての、より具体的内容を積極的に情報提供すること等で若干の緩和は見込めるかもしれないが、「ミスマッチ入学」等こうした要因による入学者数を抑制するためには、入学試験制度の在り方や高等学校等での進路指導等についてなど入学前の段階を含めた根本的な見直し等も必要になる。以上のような要因による退学希望学生等の支援方策については、短期間での改善は難しいが、大学全体の制度等を全体的に見直し、包括的な支援策の構築を行う必要がある。

(4) 全体のまとめ

学生支援の基本方針については「修学支援」「生活支援」「進路支援」等についての「包括的学生支援体制の構築」が明示され、教職員がこれを共有して修学支援を行っており、適切な学生支援体制を整えている。

特に、学生の相談に応じる体制は、各事務窓口と学生相談室及び指導教員の連携が図られ、充実した体制が整備されている。休学や退学、成績不振者等についても組織的な把握がなされており、また、障がいのある学生への支援や、ハラスメント防止に対する体制も整っている。進路に関する支援や外国人留学生に関する支援については、専用の支援を行うセンターが設置され、全体を通してきめ細やかな支援が行われている。

学生支援部署等による日常的業務において学生から得られた情報や、「学生の実態・満足度調査」の結果等を参考にしながら恒常的な点検が行われ、その結果をもとにした対応により、特に、近年においては、「(2) 長所・特色」に記載した事項について充実してきており、これらを更に伸長させるとともに、その他の事項についても、より充実させられるよう学生支援に取り組んで行く。

なお、退学学生等の抑制については、学生生活の支援や学生相談体制の整備だけでは解決しない問題もはらんでいるため、短期間での改善等は難しいが、関係部署等が連携しながら検討し、対応策を模索しながら改善に向けて取り組んで行く。

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学の長期計画である2017年策定の「N' 2030 Plan」では、「日本に根ざした道徳心を基に、良質な知識と英語・中国語等語学力を身に付け、我が国の歴史と文化を理解し、かかる知識を背景として、より良き社会を実現する目標を持って、グローバルに活動する逞しい人材」を2030年に育成する二松学舎生の基本目標としている（根拠資料：1-3【ウェブ】，p.20）。これを実現するために総括目標を設定しそれを達成するための要件の一つに「⑥ 高いレベルの教育研究活動を支える教授陣を揃え、施設面等でのサポートも十分である。」を掲げている。また、現行の長期計画に受け継がれている2012年策定の「N' 2020 Plan」を実現するため制定された教職員の行動規範である「二松学舎憲章」において、本学の方針は「教育・研究の充実に常に努め、教育・研究環境の整備を行い、学生・生徒の満足度向上を目指します。」と示されている（根拠資料：1-3【ウェブ】，p.3）。さらに、これらの長期計画等を実現するための具体的な年次計画であるアクションプランにも九段キャンパスの整備・拡充と柏キャンパスの整備・維持が示され、「①九段5号館第二期改修工事実施、②柏資料センター（仮称）設置、③サテライトキャンパスの検討、④アキバラボ等キャンパス外教育施設整備方針の策定、⑤学生用宿舎整備方針案の策定、⑥近隣不動産物件情報収集、⑦柏グラウンド整備の検討」といった具体的な活動方針が明示されている（根拠資料：8-1【ウェブ】，p.4）。

なお上記の長期計画等は、全て本学ホームページで公表されている（根拠資料：8-2【ウェブ】）。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパスの環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

本学の教育研究活動に必要な校地・校舎と図書館・図書資料等及び体育館その他の施設・設備については、それぞれ大学設置基準を充足しており、適切に整備・管理している（大学基礎データ表1、基礎要件確認シート16）。また、本学における教育研究活動に必要な施設及び設備等の整備、並びに管理については、前述の「二松学舎憲章」にある「教育・研

究の充実に常に努め、教育・研究環境の整備を行い、学生生徒の満足度向上を目指します。」との方針に基づき、キャンパス整備委員会を設け、その定期的な検討・審議の下に整備を進めている（根拠資料：8-3）。キャンパス整備委員会は、法人理事長、総務担当常任理事、財務担当常任理事、総務担当副学長、学務局長、事務局長、附属高等学校長、附属柏中学校・高等学校長、大学学務局の部長等で構成され、経営的観点も踏まえた適切な整備・管理運営がなされる体制となっている（根拠資料：8-3）。方針に基づく整備状況については、アクションプラン推進管理委員会が進捗状況を検証・評価している。また、キャンパス整備委員会においても学生満足度調査の分析結果を参照できる体制となっている（根拠資料：8-3）。

情報処理等機器・備品等は、九段キャンパス1号館にPC教室として4教室があり、PC184台を設置している。そのほか、大学院生控室1号館3部屋にPC計34台を設置し、授業や研究活動に活用されている。なおこれらのPCの更新については、PC本体の耐用年数等を踏まえ計画的に更新を行っているが、更新頻度や内容については教員から要望が上がっている。

PC以外の機器類はプロジェクターを九段キャンパス1号館から4号館の各教室に計35台、柏キャンパスに6台設置している。このほか、大型モニターを5号館各教室計4台、電子黒板を1号館PC教室のうち3教室に各1台設置し、それぞれ授業に活用されている。またアキバラボにはホワイトボード（スクリーン仕様）並びにプロジェクターをそれぞれ3台ずつ設置しそれらについても授業に活用されている（根拠資料：8-4, 第1・3・8条、8-5, 第1・3条）。

キャンパス内のネットワーク環境については、有線LANによる基幹ネットワークを構築しPC教室等で利用できるほか、九段キャンパス1号館から5号館全てに無線LAN（Wi-Fi）環境を整備している。学生の自宅からの持ち込みPCやタブレット、スマートフォンの使用も可能な状態である（根拠資料：8-6【ウェブ】）。

情報セキュリティについては、「情報システムの安全管理に関する細則」、「学校法人二松学舎情報システム規程」、「二松学舎大学ネットワーク利用規程」等の規程を整備し、情報システムの安定的な稼働や、安全面に配慮している（根拠資料：8-7, 第2・3・5条、8-4, 第4・7条、8-5, 第5・7・8条、8-8, 第6条）。また、これらの規程に加え、大学の情報セキュリティレベルを確保し向上させるため、2020年度からの施行を目指して本学における情報セキュリティポリシーを検討している（根拠資料：8-9, 議案2）。

施設・設備の維持管理と学生や教職員の安全の確保のため、防犯カメラ・機械警備の設置、24時間体制の警備員の配置の他、消防設備点検、昇降機点検、空調設備点検も委託業者により定期的実施し適切に維持・管理をしている。施設の改修等についてはキャンパス整備委員会が全学的に検討し、実施している（根拠資料：8-3）。

また、「学校法人二松学舎衛生管理規程」を定め、本学における安全衛生の管理を充実し、教職員の安全の確保及び健康の保持・増進を図るとともに快適な職場環境の形成を促進させている。（根拠資料：8-10, 第1・5・6・7・8条）

これらと第7章で述べた学生の保健衛生及び安全のための整備と支援とあわせて、学生の学習や教員の教育研究活動に関して安全で衛生的な環境を確保している。

バリアフリーへの対応については、1号館への入り口にスロープを設置しているほか、多目的トイレの設置や車イス利用者対応のエレベーターを設置する等バリアフリー設備の整備を行っている。しかしながら、書道教室やPC教室等一部の教室や地下食堂にはスロープの設置がなく車イスでは入室できないことから、今後整備していくことが課題となっている。また、視覚障害学生からの要望により、階段の段差がはっきり分かるよう階段の端に色付きテープを貼付したり、1号館屋外正面階段の照明を明るくするなど、障害を持つ学生の要望や利便性に配慮した環境整備を随時行っている。

学生の自主的な学習を促進するための環境整備としては、第7章学生支援で述べたとおり、ラーニング・コモンズを設置している（根拠資料：1-11, p. 49・50、1-10, p. 46）。ラーニング・コモンズには、「グループワークエリア」及び「プレゼンテーションルーム」が整備され、アクティブ・ラーニングや自主学習に必要な機器等を設置している。加えて、附属図書館の配架図書が利用しやすいよう、附属図書館との行き来が可能な作りとしている。

また、授業以外でも自主的な学習に利用できるよう、PC教室は平日9:00～19:30、土曜日9:00～12:50の時間帯を開放している（根拠資料：8-11【ウェブ】）。

このほか、英語の語学力向上をサポートするツールとして、英語自習システムを導入している（根拠資料：1-11, p. 51・52）。インターネット上で利用するこのシステムは、入門レベルから上級レベルまで、学生一人一人のレベルに合った学習内容を提供するものであり、時間や場所を選ばずに自分のペースで英語学習に取り組めるよう意図したものである。また、図書館主催でレポート・論文の書き方ワークショップを3日間にわたり実施している（根拠資料：8-12）。

教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組みは、教職員並びに学生のネットワーク利用における違反行為等を防止するよう規定した「二松学舎大学ネットワーク利用規程」に則り適切になされている。このほか、学生に向けては、入学時に実施するガイダンスにおいて、SNSの利用について注意喚起を行っているほか、1年次生の必修科目である基礎ゼミナール内でも取り扱うことで、身近な問題として考えさせるような取り組みを実施している（根拠資料：1-10, p. 62）。また、全学生に毎年度配付している「CAMPUS LIFE」においても、学生生活のルールとしてSNSの利用についての注意喚起を掲載している（根拠資料：1-11, p. 16）。教職員に対しては、学生のSNS利用の実態について、FD講演会を実施する等の取り組みを行っている（根拠資料：8-13【ウェブ】）。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を整えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- (1) 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- (2) 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- (3) 学術情報アクセスに関する対応
- (4) 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

本学附属図書館は、「二松学舎大学附属図書館規程」、「二松学舎大学附属図書館利用細則」、「二松学舎大学附属図書館資料収集・管理細則」に基づき、図書館運営及び教育研究に必要な図書その他の資料を収集・管理している(根拠資料：8-14、8-15、8-16)。

図書館は、九段校舎および柏校舎に設置された 2 館で構成され、九段図書館は、九段 1 号館地下 1・2 階に、柏図書館は、柏 5 号館の 2・3 階にあり、共に教育研究、学習サービスに供している。2015 年度に九段 2 号館 1・2 階にラーニング・コモンズを設置し、その施設内にプレゼンテーションルームを併設した。同年に九段 1・2 号に無線 LAN が敷設され 2018 年 10 月に柏 5 号館 1 階に附属図書館資料センターが設置された(根拠資料：8-17)。

図書館の資料は、図書、雑誌、視聴覚資料、オンラインデータベース、電子ジャーナル、電子書籍と、広範囲にわたっている。学生・院生・教職員の授業・研究等に必要な図書、教養の向上に有益な図書、本学の特色あるコレクション並びに本学のアイデンティティを高めるために必要な図書を選書の基準として、電子書籍については、2014 年度と 2018 年度に文部科学省「私立大学等研究設備整備費等補助金(私立大学等研究設備等整備費)」を利用しながら逐次充実を図っている。購入希望も随時受け付け、学生・教職員の要望に応じた図書を揃えるよう努めている。また、2017 年度開設の都市文化デザイン学科、及び 2018 年度開設の国際経営学科に必要な図書その他の資料も計画どおり揃えている。2018 年度末現在、蔵書数は、両館合わせて 352,636 冊であり、九段図書館の和書は 202,248 冊、洋書は 3,018 冊。柏図書館の和書は 129,662 冊、洋書は 17,708 冊である(大学基礎データ 表 1)。

学術雑誌所蔵種数は、両館合わせて 7,096 種であり、九段図書館の和雑誌は、3,782 種、洋雑誌は 281 種で、柏図書館の和雑誌は、2,555 種、洋雑誌は 478 種である(大学基礎データ 表 1)。

電子ジャーナル種数は、3,058 種で、①電子ジャーナル(タイトル)単位契約 27 タイトル、②出版社刊行の包括的購読契約(ビッグディール)「ScienceDirect」361 タイトル、③アグリデータ契約(複数の出版社の電子ジャーナルをまとめた製品)「JSTOR」・「CNKI」・「DBpia」合わせて 2,561 タイトル、④バックファイル「CNKI」の購入を契約し、過去 6 年の購入状況は別紙のとおりである(資料データベース・電子ジャーナル・外国雑誌 過去 6 年の経費・タイトル数推移)。電子ジャーナルと紙媒体の洋雑誌は、毎年値上がりするとともに情報の陳腐化も進行するため、図書委員会において定期的に必要性の見直しを行っている。データベースは、「聞蔵Ⅱビジュアル」・「Japan Knowledge Lib」などの 6 点を導入している。このうち「Japan Knowledge Lib」については、オプションの「国史大辞典」、2015 年度に「群書類従」、2018 年度に「新編国歌大観」・「古語大辞典」を追加したところ、利用者が飛躍的に増加した。

電子書籍については、2014 年度に 213 点を導入し、2018 年度末には 721 点の所蔵まで拡充しており、引続き購入していく予定である。これらのオンラインデータベース・電子ジャーナル、電子書籍は、学内 LAN に接続された端末及び九段 1 号館から 5 号館の無線 LAN を利用して PC 端末やタブレット端末等での利用が可能となっている。また、電子書籍と電子ジャーナルの「Science Direct」は、学外からの利用も可能となっている。これらオンラインデータベース及び電子書籍のアクセス数は年々増加しており、2018 年度のアクセス数は、年間で 144,661 アクセスである(根拠資料：8-18)。

図書館情報管理システムは、リコーの LIMEDIO を使用しており、2017 年度から図書館内にサーバーを置かないクラウドシステムに切り替えた。情報検索設備は、九段図書館では OPAC(学内の所蔵資料検索)端末を7台設置し、柏図書館では OPAC 端末を5台設置している。

図書・雑誌の書誌・所蔵情報ネットワークの整備については、国立情報学研究所の NACSIS-CAT (目録所在情報サービス) を利用し、国内の大学図書館との間でデータの共有を図っている。他大学との相互協力(文献複写、現物貸借)についても、同研究所の NACSIS-ILL (図書館相互貸借システム) を利用している。このほか、中央学院大学、江戸川大学、川村学園女子大学、麗澤大学、開智国際大学、東洋学園大学、二松学舎大学の7つの大学図書館で構成される TULC (東葛地区大学図書館コンソーシアム) に加盟し、加盟大学の学生・教職員は、それぞれの図書館を相互に利用することができる(根拠資料:8-19)。また、2017 年度に共立女子大学・共立女子短期大学図書館と協定を締結し学生の相互利用を開始した(根拠資料:8-20)。他機関との連携としては、九段図書館では、千代田区立図書館と協定を結び、千代田区民の図書館利用を認めており、千代田区内に所在する大学図書館の資料横断検索システムからは、本学の蔵書検索が可能である。柏図書館では、柏市在住・在勤者に柏図書館の利用を認めている(根拠資料:8-21)。千代田区立図書館並びに柏市立図書館とは毎年定例会を開催して現状報告や意見交換を行っているほか、連携事業の一つとして企画展や講演会などを開催している(根拠資料:8-22)。

2019 年度には、九段図書館に国立国会図書館デジタル化資料送信サービスを導入した(根拠資料:8-23)。

学術情報へのアクセスに関する対応については、本学図書館ホームページの検索画面に「本学所蔵」、「他大学所蔵」、「国内論文 (CiNii Articles)」、「国立国会図書館」、「国内リポジトリ (IRDB)」、「Amazon」のタブを置いて、それぞれの学術情報へ容易にアクセスできる仕組みを導入している。そのほかホームページ上に「探す・調べる」コーナーがあり、本学所蔵詳細検索・データベース(新聞記事検索・論文検索・辞書辞典検索・法情報検索・雑誌コンテンツ)、電子ジャーナル、電子書籍(Maruzen eBook Library)、日本漢文文献目録データベース、本学リポジトリ、共立女子大学・共立女子短期大学図書館 OPAC、千代田区内に所在する大学図書館の横断検索が迅速に利用できるようナビゲートされている。

学生の学習に配慮した図書館利用環境(座席数、開館時間等)の整備についてみると、九段図書館の座席数は、地下1階・2階が151席、2号館ラーニング・コモンズが107席、柏図書館が240席の合計498席となっている(大学基礎データ 表1)。開館時間は、九段図書館が平日8:40~21:50、土曜日9:00~16:50、休業期間中9:00~16:50。ラーニング・コモンズが平日8:40~20:00、土曜日9:00~16:00、休業期間中9:00~16:00。九段図書館では、休業期間中に夏期ゼミナール合宿前の一週間・春期ゼミナール合宿前の4日間はレイトデーを設け、閉館時間を19:00まで延長している。柏図書館が平日・土曜日9:15~16:30、休業期間中は9:15~16:30になっている(根拠資料:8-15,第4条)。

2018年度の年間入館者数(延べ入館者)は、九段(ラーニング・コモンズ含む)は110,744人、柏4,484人で合計115,228人となっており(資料:8-24, p.2)、ラーニング・コモンズ設置により、入館者は毎年増加している。

九段図書館は、本学の附属高等学校生徒と千代田区在住・在勤者を、柏図書館は、附属柏中学校・高等学校生徒と柏市在住・在勤者の利用を認めており、図書資料の貸出冊数及

び日数は、学部生が 10 冊 14 日、大学院生が 20 冊 30 日、教職員が 20 冊 30 日、卒業生等の学外利用者は 3 冊 14 日である。2018 年度の総貸出冊数は、九段図書館が 18,943 冊、柏図書館 1,663 冊、合計 20,606 冊であった(根拠資料：8-24, p. 2)。

また、2018 年度の年間開館日数は、九段図書館・ラーニング・コモンズは 262 日、柏図書館は 252 日であった(根拠資料：8-24, p. 1)。このほか、本学はオープンリポジトリ推進協会 (JP COAR) に加盟しており、2018 年度の本学リポジトリのコンテンツ公開数は、「日本漢学研究第 13 号」9 件、「東アジア学術総合研究所集刊 39 集」7 件、「東アジア学術総合研究所集刊 40 集」8 件、「二松学舎大学国際政経論集第 23 号」7 件、「二松学舎大学国際政経集第 24 号」5 件の計 36 件で、現在のリポジトリメタデータ数は、2,405 件となっている。今後もしリポジトリの充実を図っていく(根拠資料：8-24, p. 2)。

九段図書館では、2013 年度、館内に学習支援用 PC を 15 台設置し、2015 年度のラーニング・コモンズの開設時において 1 階に常設 PC を 10 台、2 階に常設 PC を 11 台設置して、貸出し用ノート PC を 10 台用意した。さらに、2018 年度にはプレゼンテーションルームにノート PC を 20 台設置した。2019 年には、貸出用タブレット端末も設置し、合計 66 台の PC を有している。(根拠資料：8-25)。

図書館は、2012 年度より図書館業務を丸善雄松堂株式会社に全面委託し、専門的な知識を活かした情報検索支援、迅速で的確なカウンターサービスや選書、ガイダンスの充実を図っているほか、創立者三島中洲や本学ゆかりの人物等の企画展、情報リテラシー教育の向上、新たなサービスの創出など、利用者の要望に即した柔軟なサービスと建学の精神の浸透策を提供している。こうした活動を円滑に進めるため、九段図書館には、専任職員 2 名、嘱託職員 1 名、補助職員 1 名が配置されている。専任職員の 1 名と補助職員の計 2 名が司書の資格を、嘱託職員の 1 名が学芸員の資格を有している(根拠資料：5-2, p. 121)。柏図書館には、九段図書館の職員が週に 2 日程度勤務し利用者サービスが適切に行われているか状況を確認している。また、専任職員は、私立大学図書館協会研究大会、千葉県大学図書館協議会、全国図書館協会大会に参加し、情報収集を行っている。丸善雄松堂のスタッフは、九段図書館にはフルタイムのスタッフ 5 名、ショートのスタッフ 3 名の計 8 名が配置され、うち 7 名が司書の資格を有している。ラーニング・コモンズにはショートスタッフ 3 名、うち 1 名が司書の資格を有している(根拠資料：5-2, p. 121・123)。柏図書館にはフルタイムスタッフ 3 名、ショートスタッフ 3 名の計 6 名が配置され、うち 5 名が司書の資格を有しており、委託業者のスタッフ合計 18 名のうち 13 名が司書の資格を有し、専門性を活かした図書館、学術情報サービスを提供する体制が確保されている(根拠資料：5-2, p. 121)。また、これらスタッフは、「図書館等職員著作権実務講習会(文化庁)」や「目録システム地域講習会 雑誌コース(NII)」等の各種研修に参加し、先進的な情報提供ができるようスキルアップを図っている。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点 1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給

- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制

大学としての研究に対する基本的な考えは、2017年10月に策定・公表された「N' 2030Plan」に「少数教育を基本とし、いくつかの分野で、世界的にも高いレベルの教育研究活動を行っていく」、「高いレベルの教育研究活動を支える教授陣を揃え、施設面等でも十分なサポートを行う」と示されている（根拠資料：1-3【ウェブ】，p.26）。

また、「学校法人二松学舎教育研究助成規程」では大学の教育および学術研究の向上を図ることを目的に、次のような助成を行っている（根拠資料：6-14, 別表第1）。

【学校法人二松学舎教育研究助成規程 別表第1】

別表第1

区 分		人 員 (毎年度)	1人当たりの 支 給 額	支給基準等	
学術図書出版助成	刊行費助成	単 著	2人以内	1件 100万円以内	助成対象費目は直接出版費（組版代、製版代、印刷代、用紙代、及び製本代）とする。
		学術論文集	1人(件)		
	出版奨励金	研究図書A		20万円	当該年度に複数の図書を出版した場合も、1人1件に相当する金額とする。研究図書A・B・Cを合わせて毎年度100万円以内とする。
研究図書B			10万円		
研究図書C			6万円		
教育研究旅費助成	海外旅費A	4人以内	30万円以内		
	海外旅費B	3人以内	30万円以内	勤続10年以上の中学校、高等学校専任教員及び事務職員対象	
	国内旅費	5人以内	10万円以内		
教育研究奨励助成	助成財団等への申請奨励金			5万円	1人につき1件とする。
	研究奨励金	博士学位の取得		10万円	
		学会賞等の受賞		10万円	
		顕著な研究業績を挙げた者 (研究奨励費)		30万円	
	教育奨励金（教育奨励費）		2人以内	10万円	
教育評価褒賞金（教育評価褒賞）		3人	10万円		

東アジア学術総合研究所が所管する共同研究プロジェクトでは、3年の期間内で、総額200万円を限度に助成している（根拠資料：8-26, 第4条）。教員の個人研究費は、教授、准教授、専任講師とも、年1回35万円支給している（根拠資料：8-27, 第30条・別表第9）。このほか、学会等出張のためには、本人の申請により、年間10万円を上限に旅費として活用できる制度を有している（根拠資料：8-28, 第4条第2項・別表第2）。

このほか、大学の研究活動の活性化のため、科学研究費補助金をはじめとする外部競争

的資金獲得を奨励している。大学改革推進課に科学研究費担当を置き、機関手続きに関する照会・申請を補助しているほか、外部財団等からの研究課題募集について周知し研究活動を支援している。また、2019年度からは、科学研究費審査のアクセス機会向上に資するよう国立研究開発法人科学技術振興機構が運営するリサーチマップに連動した教員業績管理システム（「研究業績プロ」）を導入している（根拠資料：8-29, 第7条、8-30、8-31【ウェブ】）。なお、本学専任教員が携わる全国規模の学会を本学で開催する場合には、大会運営費を助成し、学会事務局を本学が担当する場合は、学会の規模・活動内容をもとに事務局運営費を助成しており、会場費は免除している（根拠資料：8-32, 第2・5・6条）。

専任教員の個人研究室は、九段キャンパス1号館7階、9階、10階及び5号館に設置している（根拠資料：8-33）。専任教員の授業担当は、週5コマを基準とし、増コマになった場合の超過手当ての支給、役職等についての場合の軽減措置も規定しており、過度な授業担当が研究を阻害することのないよう配慮している（根拠資料：6-6, 第1条）。また、大学教員の研究・教育水準の向上を図るため、教員を一定期間、国内又は海外で、研究・調査に専念させる国内特別研究員、海外特別研究員の制度を設けている（根拠資料：6-15、8-34）。

前述のように研究活動支援策を講じているが、学内会議や入試業務、多様化する学生への指導等、校務負担が年々増加しているため、研究時間確保のための更なる対応が求められている。

ティーチング・アシスタント（TA）等の教育研究活動を支援する体制に関しては、学部授業科目については、授業運営の向上のためにスチューデント・アシスタントの内規を定めて適切に配置している。大学院授業科目については、教育研究及び授業内容の質的向上と若手研究者・研究後継者の育成を図るためにティーチング・アシスタントを適切に配置し、教育研究活動の促進を図っている。（根拠資料：6-7、6-8）

なお、大学院設置基準の改正に伴い、同内規について、博士後期課程の学生が修了後、自らが有する学識を教授する能力を培うため、ティーチング・アシスタントの職務として、授業担当教員との授業運営に関する打ち合わせ及び補助業務・指導を行うことを明記したほか、各種ファカルティ・ディベロップメントへの参加を義務付けるといった改正を行っている。

また、大学院生の科学研究費補助金申請支援の成果として、文学研究科の大学院生が特別研究員（DC2）に採用されるなど成果が出ている。（根拠資料：8-35）

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

本学は、教職員の研究倫理の確立・向上に努めるとともに研究活動の不正を未然に防止するために、各種の規程を整備するとともに、コンプライアンス研修活動を実施している。文部科学省による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の主旨を踏まえ、次のような

規範により運用している（根拠資料：8-36【ウェブ】）。

【研究活動における不正行為の防止】

- ・二松学舎大学学術研究における行動規範
- ・二松学舎大学における公的研究費及び研究活動の不正防止に関する規程
- ・各種責任者等の責任範囲と権限及び相互関係、各部署の担当業務範囲
- ・研究者事務手続き（フロー図）
- ・二松学舎大学「人を対象とする研究」に関する倫理規程
- ・二松学舎大学「人を対象とする研究」に関するガイドライン
- ・相談窓口、通報窓口、不正防止計画推進本部、内部監査
- ・運用ルール

【公的研究費の不正使用防止に対する取組】

- ・二松学舎大学学術研究における行動規範
- ・二松学舎大学科学研究費補助金等取扱規程
- ・二松学舎大学における公的研究費及び研究活動の不正防止に関する規程
- ・二松学舎大学公的研究費の監査内規
- ・各種責任者等の責任範囲と権限及び相互関係、各部署の担当業務範囲
- ・科学研究費等補助金の直接経費使用に関する手続
- ・研究者事務手続き（フロー図）
- ・相談窓口、通報窓口、不正防止計画推進本部、内部監査
- ・研究費の種類、科学研究費補助金年間スケジュール

本学では、「二松学舎大学学術研究における行動規範」（2008 年度）を定め、文部科学省における「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（2007 年 2 月 15 日）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（2014 年 8 月 26 日）の発表を踏まえて、「二松学舎大学における公的研究費及び研究活動の不正防止に関する規程」を制定・運用している（根拠資料：8-37）。同規程では、不正行為防止の最高責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てている（根拠資料：8-37, 第 3 条）。最高管理責任者は公的研究費の不正使用並びに研究活動上の不正行為が生じた場合には統括管理責任者（副学長）および学部長等部局の長と連携し、必要な措置を適切に講じることになっており、不正が疑われる事由が発生したときの調査委員会の設置についても規定している（根拠資料：8-37, 第 14 条）。また、2017 年 11 月には文部科学省、厚生労働省等の倫理指針に基づき、「二松学舎大学「人を対象とする研究」に関する倫理規程」と「二松学舎大学「人を対象とする研究」に関するガイドライン」を制定し、研究倫理に対応した体制強化を図っている。これら規程においては、本学に関わる研究者の研究についての倫理、責任体制、管理運営、モニタリング、通報の手順も定めている（根拠資料：8-38、8-39）。このほか、毎年「二松学舎大学公的研究費の監査内規」により、学長が指名する監査責任者および監査人により通常監査と特別監査（物品抽出監査）を実施している（根拠資料：8-40, 第 3 条、8-41）。監査は、学校法人二松学舎の監事および公認会計士との連携を図り、効率的な監査の実施に努めている。また、ルール違反防止のためのシステムや業務の有効性、効率性は不正防止計画推進本部会議が審議・検討、改善を行い、

これらの活動を通じて不正防止に努めている（根拠資料：8-41）。

コンプライアンス教育に関しては、不正防止計画推進本部会議が点検・評価を行う形で、大学院に進学を希望する学部学生に対して事前に資料を配布して説明している（根拠資料：8-42）。また、教員・大学院生に関しては、日本学術振興会の研究倫理 e-ラーニングコース「eLCoRE」の受講のほか、教員には学内講習会への参加も義務付けている（根拠資料：8-43）。

研究倫理に関する学内審査機関については、前述の規程等に基づき適切に整備している。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学の長期計画に示された大学としての研究に対する基本的な考えについては、目標ごとにその進捗状況や適切性の検証のための KPI（Key Performance Indicator）指標が設定されるとともに、各年度の具体的な行動計画がアクションプランにまとめられている（根拠資料：1-16【ウェブ】）。このアクションプランは、原則として毎月開催されるアクションプラン推進管理委員会で点検・評価され、点検・評価結果に基づく改善・向上が図られる仕組みとなっている。

また、教育環境の整備については、毎年度実施される学生実態満足度調査に基づき、大学運営会議で検証・審議し、必要に応じキャンパス整備委員会や特別事業費予算申請により改善・向上を図っている（根拠資料：8-3）。

こうした活動の結果、教育環境面では電子黒板の導入等 ICT 設備の充実・強化が図られているほか、柏図書館の所蔵図書スペースの拡幅、教員業績管理システムの導入等の改善が実現している（根拠資料：8-44, 議題 1）。

（2）長所・特色

- ・文系学部中心の大学として、図書館、学術情報サービスを提供するための体制を整え、専門性の高い教育研究環境を整備している。
- ・教育研究活動の活性化を図るために支援制度を充実させるとともに、規程の整備を進め研究倫理の維持・担保にも配慮している。

（3）問題点

- ・昨今のネットワーク環境の高速化に本学の情報環境整備が追いついていない状況がある。

（4）全体のまとめ

本学では、「現状説明」において記したように、長期計画である「N' 2030PLAN」や「二松学舎憲章」に基づき、全体として必要な教育研究環境の整備を概ね適切に進めているといえる。

長所に挙げた通り、文系学部中心の大学として図書館の蔵書やオンラインデータベース

ス・外国語文献を含めた電子ジャーナル及び電子書籍の充実を図っているほか、専門性の高い教育研究環境に配慮し国立国会図書館デジタル化資料送信サービスを導入するなど、時代の変化に合わせた整備の充実も行っている。また、学生の実態・満足度調査等に基づく学生の満足度や利用学生の状況を踏まえた整備に努め、ラーニングコモンズをはじめとして、学生の自主的な学修活動が着実に向上するような整備を進めてきている。

一方で「問題点」に挙げたネットワーク環境の高速化については、2020年度から基幹ネットワークの再構築工事を順次実施し、状況の改善を図る予定である。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

社会連携・社会貢献に関しては、「二松学舎憲章」において、「教育・研究活動を通じて、地域社会への貢献に努めます。」と定めている。これを受け、大学では地域社会との連携や産学連携について、「N' 2030Plan」上に目標を設定し、これらに取り組んでいる（根拠資料：1-3【ウェブ】，p. 26・28・34）。

こうした方針については、本学のホームページで広く社会に公表している他、全教員に配付している「出講案内」や全学生に配付している「Campus Life」に掲載し、学内で共有している。（根拠資料：1-3【ウェブ】，p. 3、4-13, 表紙、1-11, p. 2）

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制
評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進
評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

社会連携・社会貢献については、前述の方針に基づき、本学では「地域連携」「産学連携」「研究成果の社会還元」の3つに区分してそれぞれ取り組んでいる。

地域連携については、キャンパスのある千代田区及び千葉県柏市とそれぞれ包括連携協定を締結しているほか、創立者三島中洲の故郷である岡山県倉敷市とも包括連携協定を締結している。大学のキャンパスが所在する千代田区及び柏市とは、地方公共団体・地域産業界代表者からなる地域連携協議会を設け、本学の教育研究活動に対する助言や評価、地域の連携に関する企画・検討審議等を行う体制を構築している（根拠資料：3-12、3-13）。

このほか、地域（九段・柏）の防災拠点として災害等には近隣住民や帰宅困難者の受入を行う協定を千代田区及び柏市と締結し、柏校舎では近隣町会対象の避難施設見学会を行っている。

産学連携については、株式会社クロス・マーケティンググループやNPO法人 日本香港協会等と連携協定を締結し、社会連携活動・社会貢献を図った教育展開を行う体制を構築している（根拠資料：9-1、9-2）。

これらの活動は柏事務部地域連携室及び産学連携室が窓口となって、大学運営会議の審議・検討を経て全学的な取り組みとして行われている。

研究成果の社会還元については、次のとおりである。

教育研究の成果を基にした社会への還元として、公開講座、講演会・シンポジウム等を

学内外で開催している（根拠資料：9-3）。

【公開講座】

公開講座のうち、地域住民の方を対象とした生涯学習講座は、両学部の専門領域を中心に柏キャンパスにおいては、春・秋 Semester 毎に 8 分野 40 講座以上、九段キャンパスにおいては、体験・見学会付きの講座を複数回開講している（根拠資料：5-2, p. 97～99・p. 102～109・p. 169～172）。

上記以外にも、学術講座を開催している。教員養成関連では、中学・高等学校の教員を対象とした教員免許状更新講習や国語教育の課題追究を目的とした「教育研究大会」の実施に加え、キャンパス所在地周辺の教育委員会と連携した教員研修会等への講師派遣も行っている（根拠資料：5-2, p. 197・198、9-4【ウェブ】、9-5【ウェブ】）。

また、日本香港協会全国連合会とも協定を結び、同連合会が実施する社会人向けのビジネス講座を本学で開講し講師を派遣している（根拠資料：9-6）。

【講演会・シンポジウム等】

講演会・シンポジウムは、大学主催、学部・研究科主催、二松学舎大学文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業（以下 SRF）・東アジア学術総合研究所主催等によるさまざまなシンポジウムを開催している。

大学主催では、2006 年度から、「論語」をテーマとしたシンポジウムを開催し、現在は、『論語の学校-RONGO ACADEMIA-』として毎年運営している（根拠資料：9-7【ウェブ】）。また、2016 年に、二松学舎に学んだ夏目漱石をアンドロイドとして甦らせた「漱石アンドロイド」プロジェクトの成果発表や研究イベントとしてのシンポジウムを随時開催している（根拠資料：9-8-①～③【ウェブ】、9-9【ウェブ】）。

地域交流事業への参加については、これまで創立者三島中洲の生誕地である岡山県倉敷市において、文学部を中心に郷土の偉人に関する講演会や、観光資源開発に資するイベント支援などを行ってきたが、2016 年、倉敷市との間で地域連携協定を締結し、全学的に地域振興を意識した教育研究活動を展開している（根拠資料：9-10、9-11-①・②【ウェブ】）。

こうした活動として、倉敷市主催のイベントに本学学生が携わっている。（根拠資料：9-12【ウェブ】）。また、柏市との連携協定の下で、教育委員会等と連携し、書き初め大会への学生派遣や夏休みこども研究会等、地域の児童教育支援も行っている（根拠資料：9-13, 報告 4、9-14, 報告 5）。

このほか、千代田区内近接大学の高等教育連携強化コンソーシアムに加盟し、その中長期計画の下、地域学術資源の共有による多様な「学び」の提供としての単位互換や、地域産業界、地方公共団体等（千代田区及び関係団体）と連携した課外授業等、地域振興を意識した教育研究活動を展開している（根拠資料：9-15）。

国際交流事業への参加については、本学では、国際交流センターを設け、2014 年に制定した「グローバル化対応ポリシー」の下で、海外協定校の拡充、学生の海外留学や語学教育の充実、外国人留学生の受入れ等、国際交流活動の推進に取り組んでいる。

こうした取組みの中で、千代田区観光協会の要請により、音声ガイド多言語化プロジェクトへの協力や地元振興会等と連携した留学生と地元住民との交流会の企画・実施等、国

際交流事業へ積極的に関わり、多様性ある学びの構築に努めている（根拠資料：9-16【ウェブ】、9-17、9-18、9-19、9-20, P24）。

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学の社会連携・社会貢献の諸活動の点検・評価については、「N' 2030Plan」に掲げられた KPI による進捗管理をアクションプラン推進管理委員会が定期的に行っているほか、目標を実現するための行動指針であるアクションプランに基づき、総務担当常任理事、企画・財務担当常任理事、事務局長、学務局長が実施内容をヒアリングし、検証作業を定期的に行っている。この点検・評価結果に基づき次年度のアクションプランの具体的な行動計画・取り組みが立案されるほか、具体的な改善・向上の取り組みが指示・実行されている。（根拠資料：1-18）

このほか、大学所在地との関係では千代田地域及び柏地域連携協議会が、NPO 法人や企業との連携、講演会・シンポジウム、地域振興を意識した教育研究活動について、定期的に意見交換を行い、その実施状況や効果を確認している。結果はその都度、大学運営会議に報告され、点検・評価に生かしている（根拠資料：9-21、9-22、9-23, 報告 10）。

（2）長所・特色

・大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を実現するため、地域連携室、産学連携室を設けて、全学を挙げて積極的に取り組み、地方自治体や他大学、企業との連携実績を重ね、多方面にわたり教育研究成果を社会に還元している。

（3）問題点

・地域連携室及び産学連携室は開設後間もないため、取り組みについては今後、継続的に検討していく必要がある。

（4）全体のまとめ

本学における社会連携、教育研究成果の社会還元については、「現状説明」に記述したように、「N' 2030PLAN」や「二松学舎憲章」といった方針に基づき、概ね適切に行われているといえる。

特に、地域・産学連携室等の体制整備を図るとともに、大学所在地や学祖生誕地等の自治体との連携協定を結び地域振興事業や地元産業界等への学術還元を行っているほか、公開講座や講演会・シンポジウム、千代田区キャンパスコンソの連携事業等を通じて教育研究成果の還元を積極的に行っていることが長所として挙げられる。また、アクションプラン推進管理委員会等によるヒアリングや進捗管理に基づく点検・評価、改善も行われており、引き続き「問題点」に示した取り組みの継続的な検討を実施していきたい。

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学の長期計画である「N' 2020 Plan」及び「N' 2030 Plan」の策定については、第一章で述べた通りである。

特に「N' 2030 Plan」については、18歳人口が今後2040年にかけて、40万人以上の急減をみていく一方、AI・IoTなどいわゆる第四次産業革命の急速な進展が我が国の将来の働き方や社会環境を大きく変えていくとの予測に加え、大学定員管理の厳格化をはじめとした私学行政の強化等外部環境に大きな変化が生じていること等の社会背景を勘案して策定したものである。

この「N' 2030 Plan」では、本学の建学の精神に基づいた2030年時代を生き抜くために必要な能力と人間性を保持した学生を育成していく、「2030年型教育」の構築を大学運営の基本に掲げている。

大学として「2030年型教育」体制を構築することを目指し、本学では毎年度当初に学長が主催する全学教員協議会を開催しているが、2019年度の会において、新学長は「国語力一言葉の力で社会を拓く」と題する講演を行い、学長としての新時代に対応する方針を示し教職員に広く周知した（根拠資料：2-36）。

こうした方針を具現化するため、大学のガバナンスに基づく学長のリーダーシップの下、大学運営を行っている。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点2：適切な危機管理対策の実施

学長の選考は、「二松学舎大学学長選考規程」、「二松学舎大学学長選考規程施行細則」、「二松学舎大学学長候補者推薦委員会規程」「二松学舎大学学長候補者選挙管理委員会規程」に基づき行われている。学長に選任されることのできる者は、人格が高潔で学識が優れ、かつ大学教育と運営に関し識見を有する者で、学長就任時満70歳未満の者となっている。学長の任期は、4年で、再任を妨げないが、再任された者の任期は2年であり、引き続き6年を超えて在任することはできない。選考は、有権者3人の推薦を受けた候補者と学長候補者推薦委員会が推薦し、候補となることを受諾した候補者について投票（選挙）によって選ばれた者を、学校法人の理事会が選任する方式をとっている。選挙の有権者は、教授、准教授、専任講師、および課長職以上の職にある事務職員である。

学長の職務については、学校教育法第92条第4項を受け、学則第5条で「学長は、本学を代表して校務をつかさどり、所属職員を統督する。」と規定しており、また、「二松学舎大学の管理運営に関する規程」第1条の2第1項において「本大学の校務に関する最終的な意思決定は学長が行い、学長は本大学の管理運営について最終的な責任を負う」と権限を明示している（根拠資料：10-1-1、10-1-2、10-1-3、10-1-4、1-4【ウェブ】、2-7）。

学部長等の役職者は、学則第6条にその設置が規定されている（根拠資料：1-4【ウェブ】）。その選考については「学校法人二松学舎役職者の選考に関する規程」に基づいて行われている。具体的には、副学長、研究科長、学部長、図書館長、研究所長、学務局長、センター長は、本学の教授を以って充て、任期は2年である（根拠資料：10-1-5）。研究科長、学部長を除く前記役職者については、大学審議会及び大学運営会議の意見を聞いて学長が候補者の選考を行い、理事会が選任する。研究科長については、各研究科とも「文学及び国際政治経済学研究科長候補者の選出に関する内規」に基づき、研究科委員会構成員の選挙で候補者を選出している（根拠資料：10-1-6、10-1-7）。学部長については、各学部とも「文学及び国際政治経済学学部長候補者の選出に関する内規」に基づき、教授会構成員の選挙で候補者を選出している（根拠資料：10-1-8、10-1-9）。

上記副学長をはじめとする各役職者の職務については、二松学舎大学学則第6条の2から第6条の7においてそれぞれ規定している（根拠資料：1-4【ウェブ】）。

大学の管理運営については、大学学則、大学院学則のほか、「二松学舎大学の管理運営に関する規程」により大学運営会議、大学審議会、教授会、研究科委員会等が設置され、さらに、それぞれの運営細則等を整備して、規程に基づいた運営が行われている。学長による意思決定及びそれに基づく執行等に当たり、学長は、「二松学舎大学の管理運営に関する規程」第4条に掲げられた事項、およびそれ以外にも教学に関する重要事項は、大学運営会議で審議し、その結果を尊重して学内の意思決定を行っている（根拠資料：2-7）。

教授会は、二松学舎大学学則第9条で、「教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、当該事項について審議し、その審議結果を当該教授会の意見として、学長に述べるものとする。」と規定している。審議事項は、「一 学生の入学、卒業、二 学位の授与、三 前二号に掲げるもののほか、教育に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの」及び「教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育に関する事項について審議し、及び学長

等の求めに応じ、意見を述べることができる。」と定められている。このうち、「教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの」については、「学長裁定」を定め明確にしている。いずれの規定も教授会は学長が決定を行うに当たり意見を述べることのできる機関と位置づけ、その役割を明確に規定している（根拠資料：1-4【ウェブ】、10-1-10）。

教学組織（大学）と法人組織（理事会等）との関係は次のとおりである。

学校法人二松学舎は、大学のほか2つの高等学校、及び1つの中学校を設置している（根拠資料：1-1, 第4条）。また、私立学校法、寄附行為に基づき、理事会、評議員会が組織され、学校法人二松学舎理事会はこれらすべての設置校を管轄している。学校法人の役員は、寄附行為第5条により理事9人以上11人以内、監事2人となっている。理事は、二松学舎大学学長（1号理事）、附属高等学校校長、附属柏中学校・高等学校校長（以上2号理事）、評議員会の互選による者4人又は5人（3号理事）、学識経験者のうちから理事会で選任した者2人又は3人（4号理事）となっている（根拠資料：1-1, 第10条）。現在は、11人の理事で構成されている。教学組織からは、第1号理事の学長のほか、副学長・国際政治経済学部長、文学部長が3号理事として加わっている（根拠資料：10-1-11）。理事会は、毎月定例日に開催され、また、必要に応じて臨時理事会が開かれる（根拠資料：1-1, 第8条第3項）。

教学組織と学校法人との連携を図るため、学校法人が主宰する「学校法人二松学舎政策会議」（政策会議）を毎月開催している。政策会議は、理事長、学長、総務担当常任理事、企画・財務担当常任理事、両附属学校長（理事）、前記教学側理事、事務局長（理事）、学務局長で構成し、大学の全学的な政策について話し合い、法人との意思の疎通を図っている。

大学の全学的な運営については、大学運営会議の議を経て学長により行われている。学部についても、大学運営会議の議を経て学長から示された運営方針の下に、学部長、教授会を通して運営している。理事会に対する教学側の意思反映は、学長を通して行われ、理事会の決定事項等は、学長を通して教学組織に報告・説明されている。

本学の主な事項の意思決定のプロセスを図示すると、次のようになる。

- (i) 学則等諸規程の制定・改廃（全学に関するもの）
学長（発議）→ 大学運営会議（協議・調整）→ 教授会・研究科委員会（審議）
→ 大学審議会・大学運営会議（審議）→ 学長 → 理事会
- (ii) 諸規程の制定・改廃（学部・研究科に関するもの）
学部長または研究科長 → 教授会（審議）または研究科委員会（審議）→（学部長または研究科長）→ 大学審議会・大学運営会議 → 学長 → 理事会
- (iii) 図書館長、研究所長、センター長の推薦に関する事項
学長（発議）→ 大学審議会（協議・調整）→ 大学運営会議（審議）→
学長 → 理事会
- (iv) 教育課程に関する事項
大学運営会議（発議）→ 学部長 → 教務委員会（素案作成）→ 学科主任会議（調整）→ 教授会（審議）→ 大学審議会・大学運営会議（審議）→ 学長

(v) 教員人事に関する事項

教員人事計画検討会議 → 大学運営会議（発議） → 学部長（教授会への提案） → 募集（公募） → 教員資格審査委員会（審査） → 教授会（審議） → 大学運営会議（審議） → 学長

(vi) 学生の入学・卒業

学部長（発議） → 教授会（審議） → 学長

学生からの大学運営に対する意見については、「学生の実態・満足度調査」や「学生による授業アンケート」に寄せられた意見を大学執行部に回覧するほか、IR推進室による分析結果を大学運営会議等に報告する形で検証され、必要に応じて対策が取られている（根拠資料：7-58、10-1-12、2-4、5-10）。さらに、2019年度からは、学生代表が参加する自己点検評価実施委員会を開催し、本学の教育課程編成や大学の施設・設備や各種制度等に係る意見交換を行い、その意見を検討・審議している。また、教員からの意見については、大学審議会や全学教員協議会等で学長が直接意見を聴取する場を設けているほか、教授会等で出された意見は学部長が集約し学長に報告がなされている（根拠資料：10-1-13, 第2条、10-1-14, 第9条の2、10-1-15, 第9条の2）。

危機管理対策については、2017年11月に「学校法人二松学舎危機管理規程」が制定され、震災、火災、テロ等の危機の発生を予防し終息するために組織を指導・管理する危機管理委員会が発足している。また、委員会において具体的事象に基づく危機管理マニュアルの策定が指示され、各部署の担当者によるワーキンググループを設けて検討・策定作業が続けられている（根拠資料：10-1-16、10-1-17）。

点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1：予算の編成及び予算執行プロセスの明確性及び透明性について、下記の事項を含め、適切に取り組まれているか。

(1) 内部統制等

(2) 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

本法人では、学校法人二松学舎経理規程（以下「経理規程」という。）において、経理に関する基準を定め、経理に関する事項を、正確かつ迅速に処理して、法人の経営状況を明らかにすることとしている（根拠資料：10-1-18, 第1条）。

予算の編成にあたっては、「予算編成会議」を開催し、①予算編成基本方針の取りまとめ、②一般事業費の検討、③特別事業費に関する各部署からのヒアリング、④特別事業費の査定等を行い、⑤統括会議で予算原案をまとめたうえで、常任理事会で検討し評議員会に諮った後、理事会で決定している。各部署の予算申請書により、翌年度の新規事業費（特別事業及び経常費の増額）について予算編成会議でのヒアリングを踏まえ採択の可否を審議している。経常経費は過年度実績に基づく配分方式によっており、積上げ方式と配分方式の併用による予算編成を行っている。また、本学では、校地、校舎、ICTなど施設設備整備については、それぞれキャンパス整備、情報化システムに係る会議体を設け、それらの検討を経て予算編成会議により最終的な特別事業費を審議することとしている（根拠資料：

10-1-19)。

予算編成会議の構成員は、法人の理事長、常任理事等、大学の学長、副学長、事務局長、学務局長、附属高等学校長、附属柏中学・高等学校長の校長等であり、法人・各学校の代表者・教学側の役職者がメンバーに入り、多面的に検討し、明確性、透明性、適切性を確保している。

予算の執行（経費の支出）にあたっては、「経理規程」の予算執行手続き等に基づき執行している。金額により決裁権者を定めており、稟議決裁によって執行する。案件が10万円以下の場合には支出伺（物品購入等伺、出張伺）により総務・人事部長決裁で、10万円を超える場合は原議書により事務局長決裁（30万円以下）又は理事長決裁（30万円超）で執行している。原議書決裁においては、支出部署を管轄する役員のほか総務関係部署も稟議に加わっており、透明性が確保されている。発生した経費は法人および大学部門の部署別、事業別、使用目的別に集計して関係部署に通知し、各部署で事業の進捗状況管理と経費の適切な使用に繋げている。

部署別とは、課（室）・図書館・センター毎の所属を指し、それぞれ「経常経費」・「特別事業費」・「予算繰込外支出」・「その他の支出」別に集計している。

使用目的は次のように分類している。

- a 教育・研究関連、
- b 学生生活支援、
- c 就職・進学、
- d 教育環境維持整備、
- e 学生選抜・入試、
- f 学生募集・広報、
- g 経理・管理

こうした予算執行をはじめとする内部統制を確かなものとするため、理事長のもとに「内部監査室」を置き、法人及び法人が設置する学校の業務全般について、法令及び学内諸規程並びに社会規範等に則り適正に遂行されているかを公正かつ客観的に検討・評価している。2009（平成21）年4月に「学校法人二松学舎内部監査規程」を制定し、毎年度1～2部署の業務監査と公的研究費の受入・執行状況について監査を実施している。このほか、学内の組織はもとより、父母の会や同窓会等の周辺会計（いわゆる別途会計）についても、内部監査室および監査法人（公認会計士）による監査が実施されている。監事による監査、監査法人による監査とともに、検証の仕組みは確立している（根拠資料：10-1-18、第39条、10-1-20、第3・6条、10-1-21、10-1-22、10-1-23、10-1-24）。

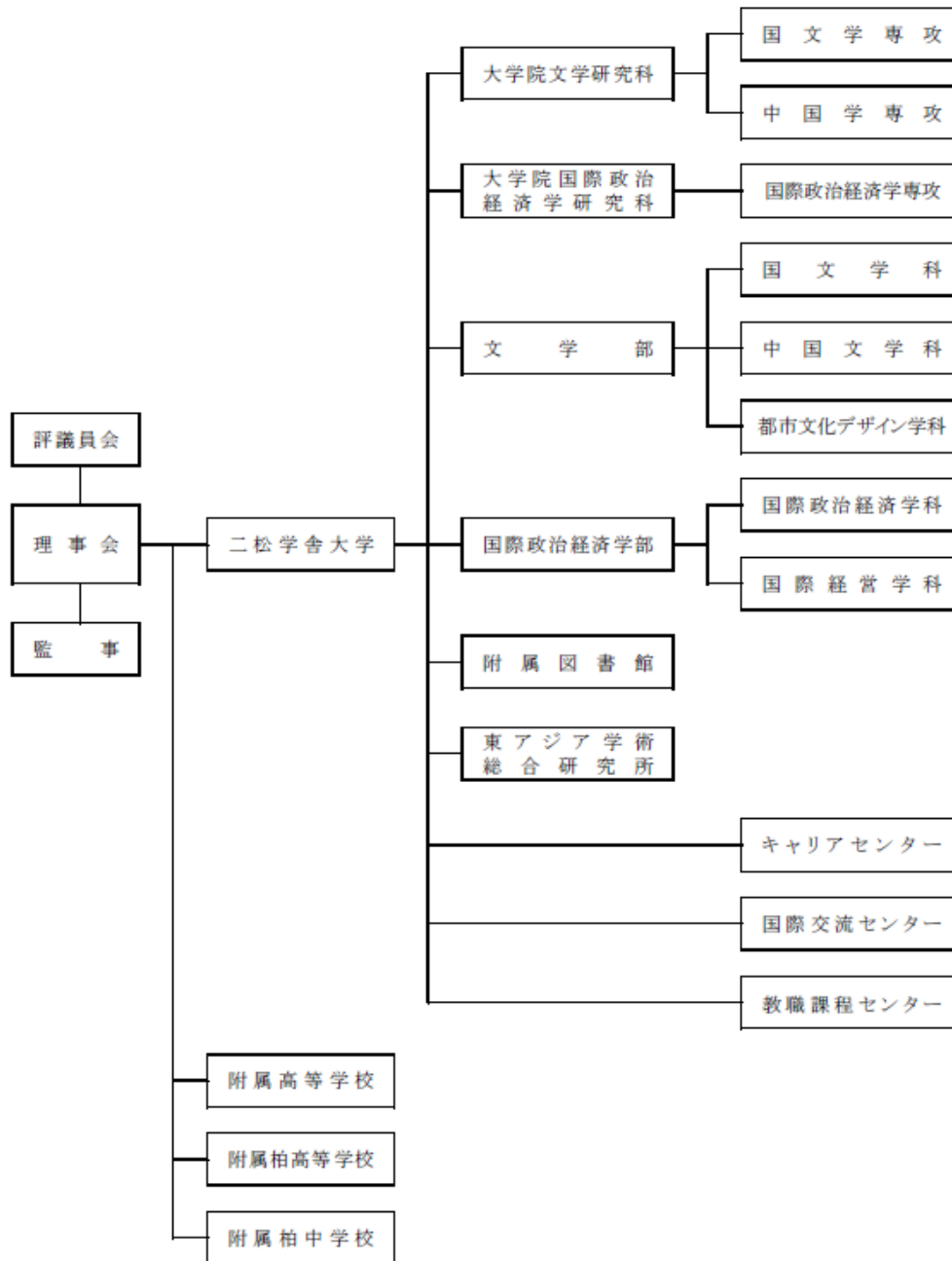
点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1：大学運営に関わる組織の構成と人員配置に関し、下記の事項を含め、適切に取り組み機能させているか。

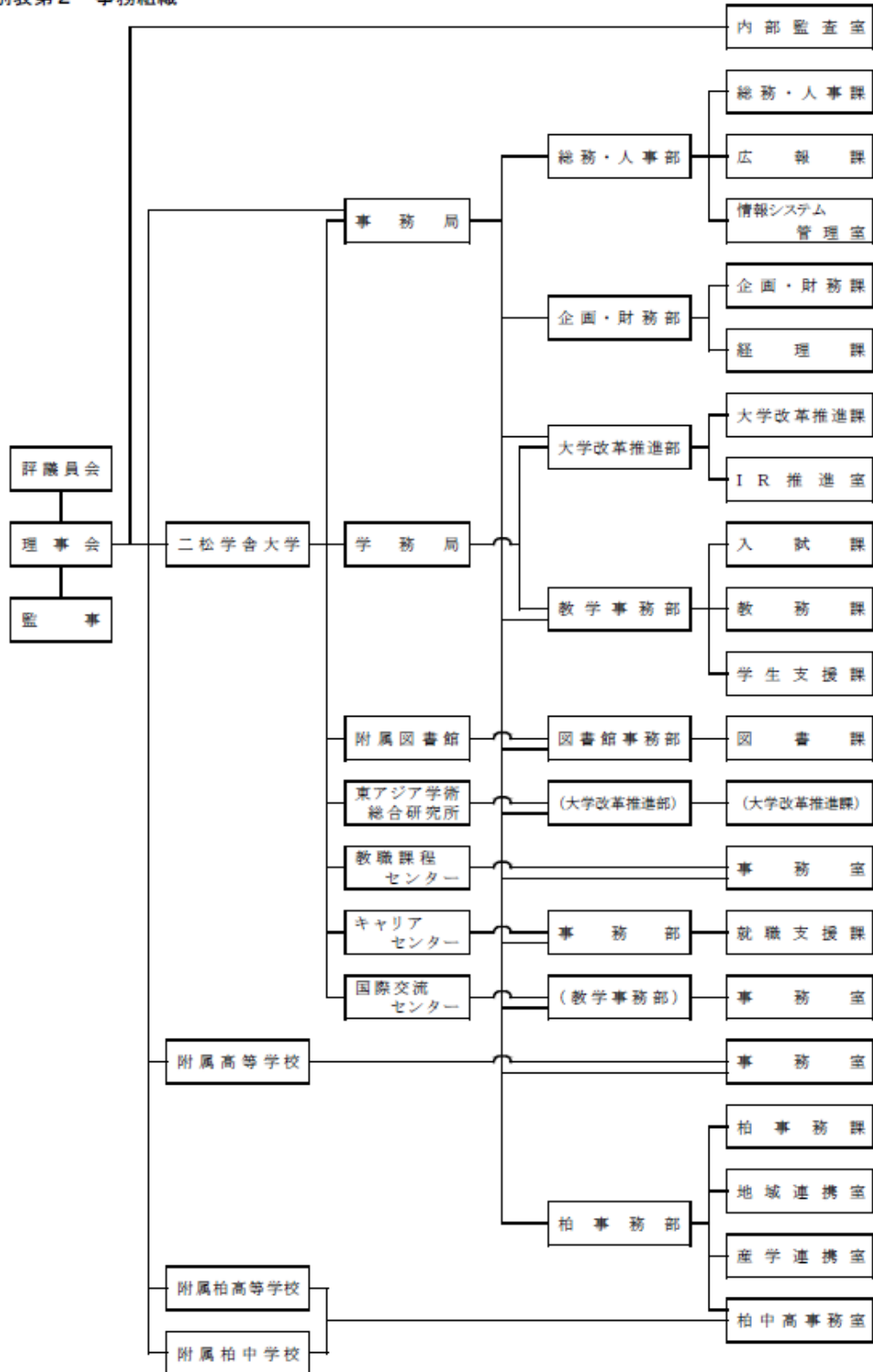
- (1) 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- (2) 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- (3) 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- (4) 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

「二松学舎大学学則」第2条から第7条において、本学の組織、職員について定めるとともに、「学校法人二松学舎組織規程」により、大学の教育研究組織及び事務組織を次のと

おり規定している（根拠資料：1-4【ウェブ】、10-1-25）。



別表第2 事務組織



また、職員の採用及び昇格については、「学校法人二松学舎資格規程」及び「同運用細則」を定め、採用・昇格人事を行っている（根拠資料：10-1-26、10-1-27）。

教学 IR 活動や地域連携、産学官連携の重要性が増している状況を踏まえ、2016 年度に「IR 推進室」、「地域連携室」を設置、さらに 2018 年度には「産学連携室」を設置している。また、2019 年 4 月から「教職支援センター」を「教職課程センター」に改組し、教育課程編成に資する専門性を強化した。さらに学内に接続する PC 管理の増大、複雑化するネットワーク、高度化するセキュリティなどの効率的な管理運用を図るため、大学に設置していた「情報センター」を「情報システム管理室」とし、大学以外の設置学校までを含めた情報システムを一元的かつ専門的に管理・運用する部署に改組した。今後は情報教育に関する業務を強化することを含め、適宜見直しを行っていく。各部署の事務分掌を「学校法人二松学舎事務分掌規程」に定め、環境変化や時代の要請に合わせた組織改編や新規業務を加える見直しを行っている（根拠資料：2-18、8-4）。

本学は、2013 年度から 4 年間にわたり私立大学等経常費補助金特別補助「未来経営戦略推進経費（持続的な大学改革を支える職員育成に係る取組み）」が採択されている。これは、本学の「中長期展望に基づく職員の能力向上を図る取組み計画」が採択されたものである。「教学マネジメント体制の強化と教職協働の考え方の定着化」、「安定的経営に向けたブランド力の向上 Student First の理念の徹底」などを課題として、職員の資質向上を図るとともに、SD 活動が一挙に進捗した。一例としては、2014 年度に「学校法人事務職員表彰制度に関する内規」に基づき、Staff of the Year として 4 名の優秀な職員を褒賞した。以後、「BSR 大賞（ビジネス・スクラップ・アンド・リストラクチャリング）」に引き継ぐ形で、表彰制度を実施してきている。また、本学では従前より「学校法人教育研究助成規程」（根拠資料：6-14）により教員のみならず、職員の海外研修を認めているなど職員の質の向上に努めてきている（根拠資料：10-1-28、10-1-29、10-1-30、6-14）。

「教職協働」の具現化として、現在、学校法人の所掌する会議・委員会等では、職員、教員が同等に委員として会議を構成している。2018 年の大学設置基準の改正を踏まえ、「学校法人二松学舎スタッフ・ディベロップメントに関する規程」を制定し、全教職員を対象とした全学的な SD 体系を制度化した。これにより職員、教員の連携及び協働を裏打ちしている。毎年度の SD 計画を実行している（根拠資料：6-16、10-1-31）。

職員の評価にあたっては、「評価制度実施細則」を定め、毎年度「評価実施要領」を見直ししながら職員の評価を行い、組織の活性化と教育研究の質的レベルアップを実現することとし、年度ごとに給与等の処遇（昇格・昇任・期末手当等）に反映している（根拠資料：6-2-①・②、10-1-26、10-1-27、6-17）。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点 1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施がなされているか。

本学では、学長のガバナンスを基盤とする大学運営の適切な執行体制を構築するため、大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）に組織的に取り組

んでいる。

2014（平成 26）年度に、SD 委員会を立ち上げ、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための SD 体系の構築や、具体的な SD 実施に関して組織的に検討、2015（平成 27）年度に「学校法人二松学舎事務職員研修規程」を制定し、「学校法人二松学舎事務職員 SD 計画」を策定・公表した。2018（平成 30）年度には、大学設置基準の改正を踏まえて「学校法人二松学舎事務職員研修規程」を「学校法人二松学舎スタッフ・ディベロップメントに関する規程」に全面改正し、全教職員を対象とした全学的な SD 体系を制度化した。

具体的な SD 活動内容としては、2017（平成 29）年度から全教職員を対象とした「教育と経営に関する研修会」を実施しており、高等教育の最新動向や他大学の先進的な事例、本学の長期計画及び経営状況など、本学の全教職員が広く身に付けておくべき内容となっている。従前は事務職員のみを対象として行っていた管理職研修に、2018（平成 30）年度からは教員の学長・副学長等の管理職が加わり、教職協働についてディスカッションを実施。2019（令和元）年度には、教員を対象とした「教育に関する講演会」に事務職員も参加した。さらに、2018（平成 30）年度から、「外部研修報告会」を実施。教職員が参加した外部研修で得た情報について学内での共有を図っている。

以上のように、大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）は、SD 委員会を中心となり、教員と職員の合同で実施し、大学運営に関する共通認識を組織的に植え付ける取り組みを行っている（根拠資料：6-16、10-1-31、10-1-32、10-1-33、10-1-34）。

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：大学運営の適切性に関し、監査プロセスを含め、適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価がなされているか。

評価の視点 2：監査プロセスの適切性

評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上の例はあるか。

監事は、「学校法人二松学舎寄附行為」第 11 条及び「学校法人二松学舎経理規程」第 8 章に基づき、業務及び財産の状況を監査している。

業務の執行状況等については、理事会、評議員会に陪席として出席し、大学の運営状況を確認しているほか、大学運営会議資料等の送付を受け、その執行状況を監査している。さらに、教学監査の一環として、学長・副学長・大学改革推進部長との意見交換会を定期的実施している。財産の状況については、年 2 回の会計監査、公認会計士との意見交換会により財産状態及び経営状況を監査し、その結果及び意見を、文書により理事会及び評議員会に報告している（根拠資料：1-1、10-1-18、10-1-22）。

内部監査室は、「学校法人二松学舎内部監査規程」に基づき、法人及び法人が設置する学校の業務全般について、法令及び学内諸規程並びに社会規範に則り適正に遂行されているかを公正かつ客観的に検討・評価している。

毎年度はじめに、監査を円滑に行うための監査の方針、監査の概要を記載した「内部監査計画書」を作成し、理事長の承認により実施している。監査は各年度 3 部署程度を対象としており、監査員 3 名を選任して実施している。監査後は「内部監査報告書」を作成し

て理事長に報告し、常任理事会及び理事会にも説明を行っている。また、三様監査の一環として、監事、公認会計士との連絡会を定期的に行い、情報共有を図っている。

監査報告書に改善を要する事項を付記する場合は、被監査部署に「業務改善指示書」を発送し業務の改善を指示する。その後、被監査部署は、理事長宛に「指摘事項改善結果報告書」を提出することとしており、点検・評価結果に基づく改善や事務処理の向上が図られている（根拠資料：10-1-23、10-1-24、10-1-35、10-1-36）。

（２）長所・特色

・SD委員会をはじめとした各種研修制度の整備・充実など教職員の意見や育成を図る仕組みの整備に重点を置いていることが長所・特徴である。

（３）問題点

・業務内容の多様化、専門化に対応する職員の養成は改善の余地がある。アドミッション・オフィサーやカリキュラム・コーディネーターの育成が望まれる。

（４）全体のまとめ

本学では大学のガバナンスに基づく学長のリーダーシップの下、大学運営を行う体制を整えている。この体制の下で中・長期計画に基づく「2030年型教育」の構築を目指し、大学運営を行っている。学長が代表して校務を掌ることを定めた学則のほか、役職者の権限と責任等を定めた「二松学舎大学管理運営に関する規程」などの諸規程に則り、法令に沿った適切な連携体制を構築して運営している。このように明文化された規程等に基づき概ね適切な大学運営を行っている。この大学運営については「現状説明」で述べたように、本学の長期計画として本学ホームページを通して周知・共有されているとともに、学長講演により教職員に向けて直接発信も行われている。

適切に事業計画を実行していくために、諸規程や学長裁定を定めて学長による意思決定や教授会の役割を明確にしているほか、長期計画や収支見通しを踏まえて予算編成を行う会議でも学長の意思決定が反映されるように運用されており、大学運営方針に沿った予算化がなされている。

事務体制については、学長のガバナンスに資するIRや学外から意見も取り入れるべく地域社会との連携を図るための地域、産学連携を担当する部署を設置するとともに、大学設置基準等に定められているように、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るための教職協働の取り組みやSD活動を実施しており適切といえる。

このほか、監事による教学面の業務についての監査の一環として、学長等と監事との意見交換を行うなど、財務・教学両面での監査体制を整え、三様監査の充実や定期的な意見交換を通じた定期的な点検・評価により、改善・向上に結びつけるよう配慮している。

第10章 大学運営・財務

第2節 財務

(1) 現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

評価の視点2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

本学における中・長期の財政計画の策定については、大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した「N' 2030PLAN」に「健全な財政運営に留意し、内部留保の蓄積など堅固な財政基盤を維持します。」を目標に掲げ、①事業活動収支差額比率を私大平均以上に、②運用資産余裕比率、③実質資産/総負債が2倍以上、④日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標のAランク維持、⑤R&Iの格付けA-の維持を重要業績評価指標に設定し、定期的にこれらの状況を参照しながら収支見通しを策定・運営するかたちで行われている。(根拠資料：1-3, p. 32)

すなわち、2006年11月20日にR&I(株式会社格付投資情報センター)から、発行体格付け「A-/安定的」(シングルAマイナス/格付けの方向性=安定的)の格付けを取得して以降、向こう5カ年間の「収支見通し(事業活動収支計算書見通し)」を策定し、学納金の改定や寄付金の獲得を含む収入増対策、校地・校舎の拡充や施設設備整備に伴う多額の投資等に伴う支出計画など、学校法人全体の収支に影響を与えるプロジェクトを中期的な視点で織り込み、毎年度見直しを実施して行く体制がとられるようになった。この「収支見通し」の策定に際しては、日本私立学校振興・共済事業団が設定した「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」において、「A1~A3」の指標水準を維持することを大前提としながら、当該年度以降5年後までに予測できる事業計画等の収支を可能な限り織り込み、毎年度実施される(株)格付投資情報センターによる格付見直し作業の中で、その妥当性について検証が行われている(根拠資料：10-2-1)。

こうした財務運営に関する中期的な収支見通し策定の考え方は、前述のとおり本学における中長期計画策定の際にも受け継がれ、財政運営に関する目標と財務関係比率に関する指標の設定を長期ビジョン「N' 2030Plan」の中に明記し、長期計画の実現に向けた中・長期の財政計画策定・運用を行っている。強固な財務基盤の維持・向上のための主要指標としては、資産運営の効率性を点検する観点から、積立率90.0%、事業活動収支差額比率10.0%、経常収支差額比率5.0%、教育活動収支差額比率3.0%、運用資産余裕比率1.8年をKPI(重要業績評価指標)として定め、ベンチマーク校を設定・目標としながらKPIダッシュボードに表示し、進捗管理を図っている(根拠資料：1-19)。

2018(平成30)年度の参照KPIとなる財務比率は、積立率が89.8%、事業活動収支差額比率が8.8%、経常収支差額比率が7.8%、教育活動収支差額比率が4.6%、運用資産余裕比率が1.4年であった(大学基礎データ 表9・10・11)。

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために、必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）が確立しているか。

評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組みが確立しているか。

評価の視点3：外部資金（寄附金）の獲得状況、資産運用等

大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）の状況について、学校法人二松学舎の2018（平成30）年度財務計算書類「事業活動収支計算書」の教育事業本体である教育活動収支をみると、教育活動収支差額が274,694,255円の黒字であり、大学部門の教育活動収支差額は194,162,102円であった（根拠資料：10-2-2）。

収入面では、学生生徒等納付金は学納金の改定（年次更新）により安定的に上昇・推移しており、経常収入の約7割を占めている。授業料収入への過度の依存を避けるため、収入構造の改革を図っており、新たな寄付金制度創設から寄付金が増加傾向にあり、競争的資金である補助金についても獲得を積極的に行っている。また、資産運用収入は増加傾向にあり、年間約1億5千万円から2億円程度の受取利息配当金収入を確保している。

基本金組入額の主なものは、大学九段4号館の土地・建物の取得（2012（平成24）年度～2014（平成26）年度）、附属高等学校の合宿所改修（2015（平成27）年度）、大学九段5号館の土地・建物の取得（2017（平成29）年度）によるものである。

支出面では、人件費は大学の新学科設置及び附属柏高校生徒数増加により増加傾向にある。2017（平成29）年度～2019（令和元）年度にかけて周年記念事業の実施、附属高等学校野球部の甲子園出場、設備投資に伴う減価償却額の増加、校舎維持管理費の増加等、教育研究経費、管理経費ともに増加傾向にある。

2018（平成30）年度の主な財務比率は、法人全体では人件費比率が51.3%、教育研究費比率が32.3%、管理経費比率が8.1%、事業活動収支差額比率が8.8%、基本金組入後収支比率が97.8%、基本金組入率が6.7%、減価償却額比率が11.3%、経常収支差額比率が7.8%、教育活動収支差額比率が4.6%である。大学部門では人件費比率が47.0%、教育研究費比率が35.0%、管理経費比率が9.2%、事業活動収支差額比率が8.7%、基本金組入後収支比率が100.6%、基本金組入率が9.2%、減価償却額比率が10.9%、経常収支差額比率が8.1%、教育活動収支差額比率が5.2%である。このように、経営状態は健全であり、教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤は確保されている（大学基礎データ表9・10）。

寄附金の獲得状況は、2007（平成19）年12月から二松学舎教育研究振興資金という寄附金募集の枠組みを設け、本学関係者のみならず一般の方も対象として、通年で寄附金募集活動を行っている。寄附金の年間収入額と用途についてはホームページで公開しており、寄附者への説明責任を果たしている。2018（平成30）年度は、累計で2,202件、82,687,636円の寄附金収入を得ることが出来た（根拠資料：10-2-3【ウェブ】）。

なお、外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）

の獲得状況は、大学改革推進課において、本学の採用状況を集約し、ベンチマーク校との比較を行いながら積極的な獲得を図っている。(大学基礎データ表 8)。

また、本学では、前述のように授業料収入への過度の依存を避けるため、学納金以外の収益の確保と収益源の多様化を図るべく資産運用を積極的に行っている。資産運用の内訳を大別すると、①収益事業として実施している不動産運用、②祝祭日、空き時間、夜間等を活用した教室等の外部貸し出し、③有価証券等の売買による資金運用の3つに分けることができる。資金運用については、①学校法人二松学舎経理規程、②同細則、③有価証券の評価基準に関する経理規程細則、④学校法人二松学舎資金運用規程の各規程の定めにより、毎年度「資金運用計画」を策定して理事会の承認を得るとともに、具体的な金融商品の売買を実行する際には、都度、案件別に稟議書決裁を仰ぎ、定められたプロセスを経て実行している。また、学外有識者を加えた月例会議「資金会議」を開催して、資金運用における投資環境の把握・情報共有、リスク管理、個別金融商品への投資判断等を行っている。(根拠資料：10-1-18、10-2-4、10-2-5、10-2-6)

【資金会議構成員】

- ・議長＝常任理事（企画・財務担当）
- ・委員＝常任理事（総務・人事担当）、副学長（総務担当）、事務局長、
総務・人事部長、経理課長、財務担当顧問（2名）
- ・事務＝企画・財務課

2018年度では、資金運用益（受取利息・配当金・特定資産運用収入・有価証券売却差額・同処分差額・為替差益・為替差損の合計）は247百万円に上り、運用利回り（資金運用益／運用資産（現預金＋有価証券・金銭信託））は2.3%となった。(根拠資料：10-1-39【ウェブ】，p.23)

(2) 長所・特色

・本学では、長期計画に財政運営の目標と重要業績評価指標を設け、その実現を図るべく向こう5カ年間の「収支見通し（事業活動収支計算書見通し）」を策定するとともに、日本私立学校振興・共済事業団の「A1～A3」の指標水準を維持することを中心・長期の財政計画運営方針として運営を行っている。この着実な実現を図るため、KPIを設定・進捗管理しながら各年度の事業計画等を策定している。同時に、R&Iによる格付見直しによって客観的に検証するというPDCAサイクルを展開していることが長所・特徴である。

(3) 問題点

・外部資金の導入が多くないことから、国内外での研究支援制度の調査を進めるとともに、科学研究費補助金、受託研究費等の取得を積極的に督励していきたい（根拠資料：8-33）。

(4) 全体のまとめ

大学の将来を見据えた「N' 2030PLAN」や「収支見通し」を策定するとともに、強固な財務基盤の維持・向上のための主要指標を定め、ベンチマークを参照しながら財務運営がなされている。授業料収入への過度の依存を避けるため、二松学舎教育研究振興資金という寄附金募集の枠組みを設けるなど工夫を重ねている。このような取り組みの結果、経営

は健全な状態であり、本学の教育研究活動を支援し維持・向上させるのに必要な財務基盤が維持されているといえる。

今後は、「問題点」に掲げた外部資金の導入を更に強化して行きたい。

終章

本学が本格的に自己点検・評価に取り組み始めた 1995（平成 7）年度から、2019（令和元）年度で 24 年が経過した。

序章にも記したが、1996（平成 8）年に大学基準協会加盟申請のために第 1 回目の評価を受けた。その後、2004（平成 16）年度からは全ての国公立大学が 7 年以内ごとに大学評価機関からの認証評価を受けることが義務化され、本学は 2006（平成 18）年度に第 2 回目の評価（相互評価並びに認証評価）を受け、2013（平成 25）年度に第 3 回目の認証評価を受けた。そして今回、本学としては第 4 回目となる認証評価を受けるべく、自己点検・評価報告書を提出する。

義務化後の第 1 期となる 2004（平成 16）年度から 2010（平成 22）年度の間は、「使命や目的達成に向けた活動を行っていること、及び自己点検・評価を改善に結びつけるシステムを持っていること」が重視された。第 2 期に当たる 2011（平成 23）年度から 2017（平成 29）年度の間は「自己点検・評価を改革・改善に繋げる内部質保証システムの構築、つまり、自己点検・評価に基づく改善が行われるための PDCA サイクルが機能しているかどうか」が重視された。そして今回、第 3 期認証評価は、「学部・研究科といった部局ごとの自己点検・評価等の取り組みを前提とした、全学的な教学マネジメントに基づいた内部質保証システムが構築されているかどうか、つまり、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針の 3 つの方針を始めとする各種事項についての全学的方針に基づく、適切な教育研究の展開と自己点検・評価に基づく改善が行われているかどうか」に重点を置いた評価が行われることとなる。

2014（平成 26）年の学校教育法等の改正以降、各大学は大学ガバナンスに基づく大学運営に取り組んでいる。本学も学則を始めとする各種学内規程等を改正し、その体制を整えている。当然、自己点検・評価についてもこれに基づく全学的な教学マネジメントのもとに PDCA サイクルが機能する必要がある。今回の報告書は、こうした観点を強く意識した自己点検・評価を行った上で、まとめている。

今回の自己点検・評価について、本報告書の本章で述べたことをもとに、大学基準ごとに概要を記すことにより全体の総括とした上で、今後の展望について述べることにしたい。

1. 全体の総括

(1) 理念・目的

創業者三島中洲の建学の精神を継承し、大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を適切に定めて明示し、周知している。また、これらの目的を実現するための中・長期計画が策定され、適切な進捗管理のもと、計画的な取り組みが行われている。

今後は、多様なステークホルダーや社会に向けて、本学の理念が理解されるよう積極的に発信していく。

(2) 内部質保証

内部質保証に関しては、規程を整備し、大学運営会議と自己点検・評価実施委員会の

活動に基づく PDCA サイクルによって、大学全体として恒常的に取り組んでおり、客観的なデータ等を基にした自己点検・評価によって改善に結び付けている。

また、教育研究活動の状況等については、積極的に公表しており、社会に対する説明責任を果たしている。

(3) 教育研究組織

学部・研究科、附置研究所、センター等の教育研究組織の設置状況は、大学の理念・目的に照らし、その実現に向け適切に整備されている。また、客観的なデータや外部の意見等に基づく自己点検・評価も概ね適切に行われている。

(4) 教育課程・学習成果

学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は適切に定められ、学生や教職員への周知、社会への公表もなされている。学部等の特性に応じた教育課程が整備され、教職員による履修指導等もきめ細かく行われており、教育課程は適切に運営されている。

また、学生アンケート等の結果に基づく改善も積極的に行われ、シラバスの充実を始め、単位制度の実質化に向けた取り組みが進捗している。

一方で、成績評価の平準化やルーブリックの活用、アセスメントの考え方については十分とは言えないため、改善が必要である。

(5) 学生の受け入れ

学生の受け入れ方針を適切に定め、公表している。学生募集及び入学者選抜については、公平かつ適正に実施されており、入学試験科目の工夫や記述式試験を多く取り入れるなど多様な入学試験を適切に実施している。

なお、前回の認証評価において努力課題として指摘されていた、学部における推薦入学者の比率が高く、一般入学試験の入学者とバランスを欠いている点については、これまでの対応により改善してきているが、今後も継続的に取り組む予定である。

(6) 教員・教員組織

教育課程における多彩な専攻を維持するために充実した教員組織が整備されている。

一方で、「求める教員像」や「教員組織の編成に関する方針」については、今後の明文化や改訂に向けて検討の余地が残る。

教員の募集・採用・昇任については、その基準・手続が明確に規定されており、その適切性・透明性が担保されている。教養教育の運営体制や充実に関しては概ね適切に実施されているが、十分とは言いきれない部分も残る。

前回の認証評価から課題となっていた組織的な FD 活動については、学部・学科単位での FD 活動や大学全体としての FD 研修も行われ、改善・充実してきている。

(7) 学生支援

学生支援の基本方針については「修学支援」「生活支援」「進路支援」等についての「包括的学生支援体制の構築」が明示され、教職員がこれを共有して修学支援を行っている。

各事務窓口、学生相談室、指導教員の連携が図られた充実した学生支援体制を整えており、また、進路に関する支援や外国人留学生に関する支援については、専用の支援を行うセンターが設置されるなど、学生支援は全体を通してきめ細やかに行われている。

学生支援部署等による恒常的な点検も行われ、その結果をもとにした対応により、学生支援は着実に改善・充実してきている。

(8) 教育研究等環境

長期計画である「N2030 Plan」や「二松学舎憲章」に示された方針に基づき、必要な教育研究環境の整備を適切に進めており、学生の満足度や外部の意見を踏まえた整備に努めている。

改善が急がれる基幹ネットワークについては、2020年度から再構築工事を順次実施し、状況の改善を図ることとしている。

(9) 社会連携・社会貢献

社会連携・社会貢献について、理念・目的に適った方針を立て、それを実現すべく積極的に取り組んでいる。研究成果の社会への還元や、地域や企業との連携も概ね順調に行われている。

(10) 大学運営・財務

学長のリーダーシップのもと教学マネジメントが行われるなど、概ね適切に大学運営がなされている。また、財務面では、教育研究水準を維持・向上させていくための安定的な財務基盤が確保されている。

2. 今後の展望

今回行った全学的観点による自己点検・評価においても、本学の教育研究活動や学生支援環境を始めとし10の基準に対する現状への理解が深まり、改善・向上へ向けた取り組みが必要となる課題が明らかとなった。

また、2021（令和3）年度から始まる新入学者選抜制度を始めとして「高大接続改革」への取り組みが加速してきている。これに合わせ、高等教育段階においては「学力の3要素」の伸長を念頭におき、各大学の理念や目的に応じた人材育成が適切に行われるよう、教育課程を始めとする教育研究体制の充実が急務となっている。

こうしたことへの対応を含め、今回明らかとなった課題への改善に向けた取り組みは、大学の理念・目的に応じた3つの方針を始めとする、その他の各方針等を明確にしながら、それに基づき進める必要がある。本学では、3つの方針の設定はもとより、「N2030 Plan」や「アクションプラン」によって、各種の大きな方針が明示され全学的に共有しており、これに基づいて各種取り組みが行われ、概ね適切に進められている。しかしながら、これらの課題により適切かつ円滑に取り組むためには、学生支援を始めとするそれぞれの事項についてのより具体的な方針を、大学として明確に定める必要性を認識した次第である。これらの方針の検討や挙げられた課題については、今後、大学の責任のもとに計画的・組

織的に取り組むこととなる。

本学の理念や目的に応じた人材を育成するには、本学の教育研究活動の質の向上を常に
図り、学生が満足のいく教育環境を保証する必要がある、そのためには自己改善へのたゆ
まぬ努力が必要である。

本学の内部質保証に関する活動は、本章でも述べたとおり、当該規程を整備し、学長を
責任者として組織的に行っている。今後もこの体制のもと、大学ガバナンスに基づく教学
マネジメントをより充実させ、本質的なPDCAサイクルを推進することとしたい。